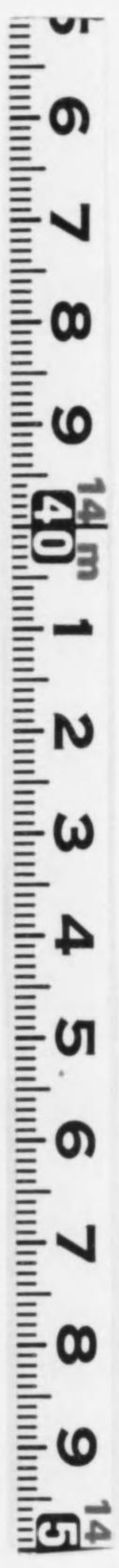


0239

023. 9-Z37



1200500724160



始





023,9  
Z3



全國書籍業聯合會





長 會 代 歷



君 郎次平 林 代二



君 郎四柴大 代初

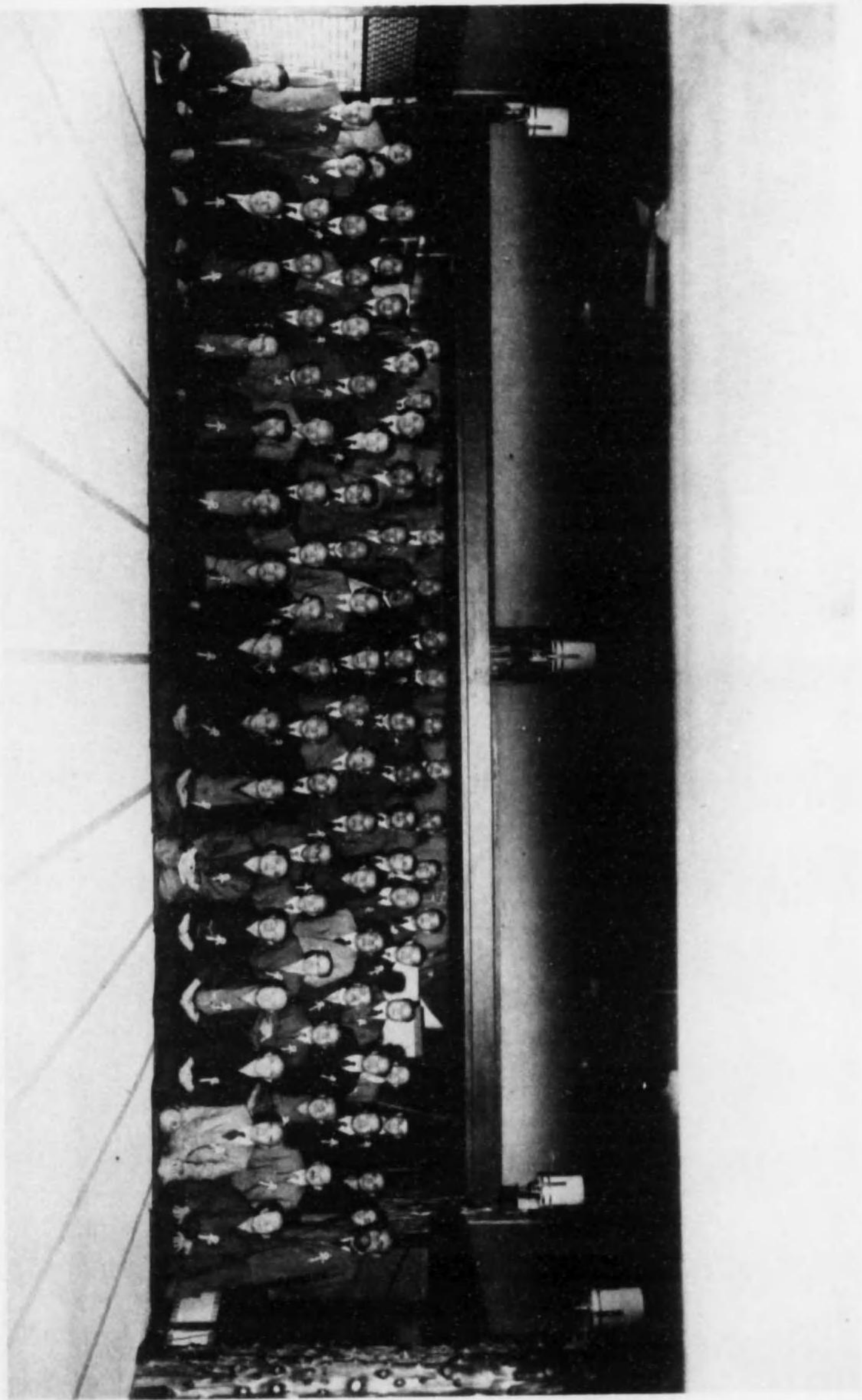


君 忠重草江 代四



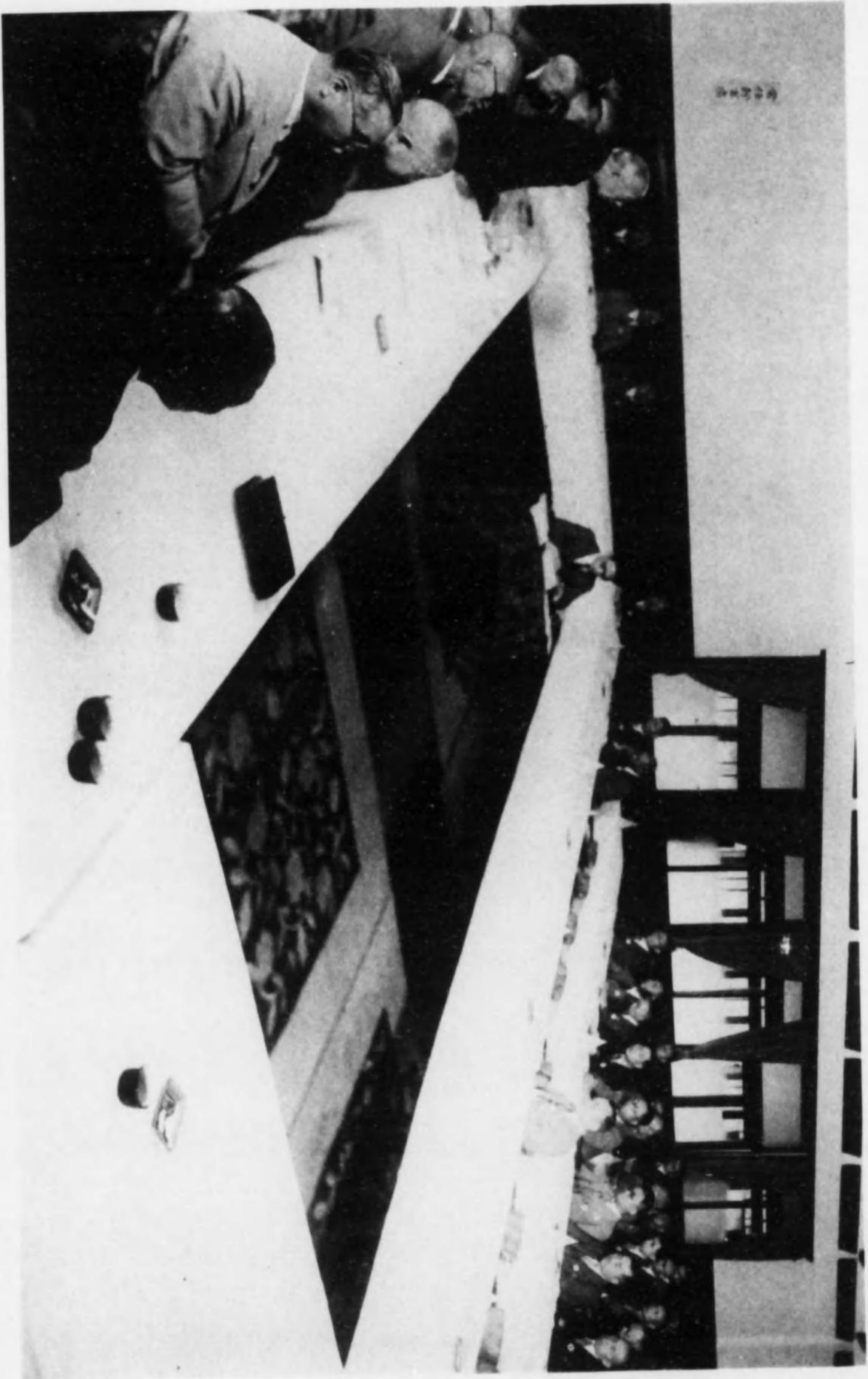
君 七基黒目 代三





會總會合聯業籍書國全(稱改)大擴構機日十月十年二十和昭  
(圖敘雅黑日於)





全書業聯合會臨時總會(策頓應解散決議)於上野精業(全)

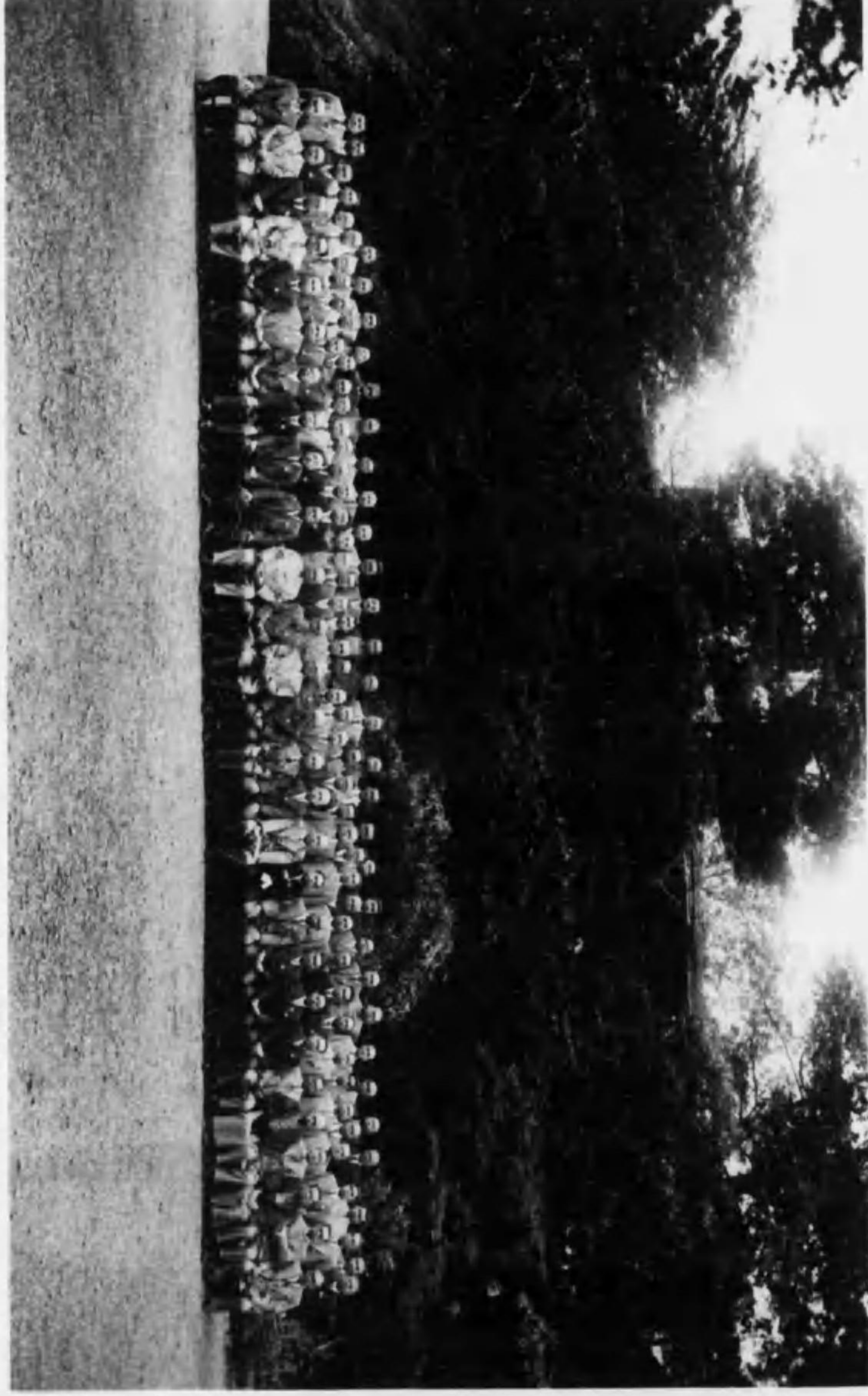


臨時總會記念撮影氏名

- 木村書記  
 若林三郎君(神志)  
 吉田新一君(前野)  
 淺野儀一君(前早)  
 服部太市君(前早)  
 內藤定一郎君(前野)  
 久永光一君(前早)  
 小池勸次郎君(前早)  
 星野孝一君(前野)  
 大塚桂三君(前早)  
 坂口松枝君(前早)  
 布川榮助君(前早)  
 高妻秀季君(前早)  
 金森松太郎君(前早)  
 山上治三郎君(前早)  
 松信大助君(前早)  
 渡邊久義君(前早)  
 山本錦次郎君(前早)  
 中西喜一郎君(前早)  
 馬場由太郎君(前早)  
 內山櫻君(前早)  
 別所信一君(前早)  
 吉田徳太郎君(前早)  
 奥村榮助君(前早)  
 中村實八君(前早)  
 樋口仰君(前早)  
 飯沼清君(前早)  
 磯野新太郎君(前早)
- 所 貞一郎君(前野)  
 石川信助君(前早)  
 宇都宮興四郎君(前早)  
 大塚源太郎君(前早)  
 片桐伸雄君(前早)  
 須藤孝平君(前早)  
 丸岡才吉君(前早)  
 川又銀藏君(前早)  
 伊藤十治君(前早)  
 西村辰五郎君(前早)  
 中土義敬君(前早)  
 神戶文三郎君(前早)  
 石川寅吉君(前早)  
 伊藤實一君(前早)  
 龜井豐治君(前早)  
 博多久吉君(前早)  
 目黒甚七君(前早)  
 江草重忠君(前早)  
 柏佐一郎君(前早)  
 岸他丑君(前早)  
 石田松太郎君(前早)  
 土屋右近君(前早)  
 福田良太郎君(前早)  
 中村清三郎君(前早)  
 木村寅吉君(前早)  
 菊竹大藏君(前早)  
 中村信以君(前早)  
 山本鐵太郎君(前早)  
 齋藤義雄君(前早)  
 西澤賢吾君(前早)  
 前原好雄君(前早)
- 林 五郎君(前早)  
 藤佐雄助君(前早)  
 中田俊吉君(前早)  
 高橋清七君(前早)  
 田村敬男君(前早)  
 高橋誠一君(前早)  
 天野榮司君(前早)  
 渡邊茂雄君(前早)  
 白銀禮治君(前早)  
 山田直平君(前早)  
 大塚巳作君(前早)  
 今泉道次郎君(前早)  
 大塚覺二君(前早)  
 五十嵐大右衛門君(前早)  
 黑崎精二君(前早)  
 柳澤徳次郎君(前早)  
 加藤康治郎君(前早)  
 勝川長太郎君(前早)  
 鳥村保雄君(前早)
- 村崎長規君(前早)  
 大野孫平君(前早)  
 大塚源太郎君(前早)  
 片桐伸雄君(前早)  
 須藤孝平君(前早)  
 丸岡才吉君(前早)  
 川又銀藏君(前早)  
 伊藤十治君(前早)  
 西村辰五郎君(前早)  
 中土義敬君(前早)  
 神戶文三郎君(前早)  
 石川寅吉君(前早)  
 伊藤實一君(前早)  
 龜井豐治君(前早)  
 博多久吉君(前早)  
 目黒甚七君(前早)  
 江草重忠君(前早)  
 柏佐一郎君(前早)  
 岸他丑君(前早)  
 石田松太郎君(前早)  
 土屋右近君(前早)  
 福田良太郎君(前早)  
 中村清三郎君(前早)  
 木村寅吉君(前早)  
 菊竹大藏君(前早)  
 中村信以君(前早)  
 山本鐵太郎君(前早)  
 齋藤義雄君(前早)  
 西澤賢吾君(前早)  
 前原好雄君(前早)



(軒葉崎野上於 日四十月六年六十和昭) 影撮念記會總時臨會合聯業精書國全



- |             |             |             |              |
|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 御禮津大頭(富也)   | 御禮津大頭(富也)   | 大津渡介(富也)    | 南原義雄(富也)     |
| 津路 精(久也)    | 津路 精(久也)    | 菅路書藏(富也)    | 西野賀吾(富也)     |
| 山口 尚(富也)    | 山口 尚(富也)    | 真田一(富也)     | 飯藤藤雄(富也)     |
| 中村喜八(富也)    | 中村喜八(富也)    | 吉田榮吉(富也)    | 山本總太郎(富也)    |
| 奥村榮四(富也)    | 奥村榮四(富也)    | 高禮翁平(富也)    | 中村信忠(富也)     |
| 吉田勝太郎(富也)   | 吉田勝太郎(富也)   | 真木林彌(富也)    | 津竹大彌(富也)     |
| 飯沼信一(富也)    | 飯沼信一(富也)    | 宮崎幸次(富也)    | 木村英吉(富也)     |
| 内山 勝(富也)    | 内山 勝(富也)    | 井田繁三(富也)    | 中村清三(富也)     |
| 湯澤山太郎(富也)   | 湯澤山太郎(富也)   | 今井市浪(富也)    | 藤田貞太郎(富也)    |
| 中西喜二(富也)    | 中西喜二(富也)    | 藤原半平(富也)    | 土屋吉造(富也)     |
| 山本健太郎(富也)   | 山本健太郎(富也)   | 王山太郎(富也)    | 江田健太郎(富也)    |
| 野坂八郎(富也)    | 野坂八郎(富也)    | 五立中實(富也)    | 早 崎 莊(富也)    |
| 津路大(富也)     | 津路大(富也)     | 大泉盛二(富也)    | 井 崎 一(富也)    |
| 山土苗三(富也)    | 山土苗三(富也)    | 大塚五(富也)     | 当 草 重 忠(富也)  |
| 金藤大(富也)     | 金藤大(富也)     | 山田直平(富也)    | 日黒 菊 子(富也)   |
| 高妻表幸(富也)    | 高妻表幸(富也)    | 白坂 勲(富也)    | 朝 彦 久 吉(富也)  |
| 赤川榮四(富也)    | 赤川榮四(富也)    | 野坂 英(富也)    | 藤 井 豊 高(富也)  |
| 津口 尚(富也)    | 津口 尚(富也)    | 天禮 榮(富也)    | 母 藤 貫 一(富也)  |
| 大塚 封 三(富也)  | 大塚 封 三(富也)  | 高 禮 純 一(富也) | 江 田 宣 吉(富也)  |
| 星 禮 幸 一(富也) | 星 禮 幸 一(富也) | 田 村 妙 良(富也) | 橋 本 友 三(富也)  |
| 小 野 藤 次(富也) | 小 野 藤 次(富也) | 高 禮 清 子(富也) | 中 土 藤 雄(富也)  |
| 八 木 光 一(富也) | 八 木 光 一(富也) | 中 田 尚 吉(富也) | 西 村 弘 正(富也)  |
| 内 藤 玄 一(富也) | 内 藤 玄 一(富也) | 森 崎 敏 清(富也) | 田 盛 龍 二(富也)  |
| 藤 野 太 市(富也) | 藤 野 太 市(富也) | 林 正 浪(富也)   | 藤 井 宗 吉(富也)  |
| 高 禮 翁 一(富也) | 高 禮 翁 一(富也) | 武 岡 本 吉(富也) | 丸 岡 伸 雄(富也)  |
| 吉 田 隆 一(富也) | 吉 田 隆 一(富也) | 隆 藤 幸 平(富也) | 大 塚 勝 太郎(富也) |
| 津 村 三 郎(富也) | 津 村 三 郎(富也) | 宇 宮 隆 四(富也) | 大 禮 翁 平(富也)  |
| 木 村 書 雄     | 木 村 書 雄     | 江 田 信 忠(富也) | 林 誠 是 勝(富也)  |
|             |             | 祖 貞 一(富也)   |              |

各 名 澤 駐 念 會 縣 朝 詔



## 序

願は本會が創立したのは大正九年五月であつた。當時我が業界には書籍を割引して販賣するといふ風習が存在して居た。この無意義の競争は總ては自己を滅亡さするに止まらず、取引上卸店出版元にも累を及ぼすと云ふ危険性を含み、延ては營業の信用にも多大の影響があるので、之を矯正せねば營業の發展を阻害するものであると憂慮するものも尠くなかつた。これが革進の機運は此の時に成熟し、全國各府縣を糾合して本會の創立を見るに到つたのである。而も本會は單に無意義の販賣競争を矯正するのみでなく、營業の向上發展を圖り、業界すべての弊習を打破し、出版報國の實を擧ぐべく起つたのである。

本會の理念は年と共に實現し、其の間幾多の紆餘曲折はあつたが、幸に善處し、漸く其の目的達成の緒につき、營業者をして正道の營業に復歸せしめ、爲めに全國一萬五千有餘を數ふる營業者は泰平を謳歌して出版報國に邁進しつゝあつた。



昭和十二年七月七日、蘆溝橋事件に端を發し、不擴大の方針を執り來つた我が國も、頑迷なる蔣軍を膺懲せんと起つて以來、今茲足かけ五年を経過し、今や世界的規模にまで擴大し、内外の情勢は愈々復雜を加へ來つた。百萬の皇師を大陸に送り、赫々たる戦果を擧げて皇威を八紘に輝したが、その反面には莫大なる物資を消耗した。

更に國際情勢の緊迫に備へて軍備の充實、生産力の擴充、その他政治に經濟に重要な問題は山積し、未曾有の國難に直面して居る。物資は漸く不足して來る、營業と直接關係のある製紙の原料は充分供給し得ざるの現情にある。此の際すべて企業界、經濟界は眞摯の方針を建て、此の非常時局を突破せねばならぬ。

政府は大亞細亞建設に邁進せんとし、其の第一步を踏出した、國民は凡ゆる私情を放棄してこの國策に即應し協力せねばならぬ。國內の文化政策及び對支文化工作は極めて重要なものであつて、出版業界も其の缺くべからざる一支柱でなければならぬ。當局は出版界機構の全面的改革刷新に依る出版新體制の樹立に乗り出した。當局の企圖する出版各團體の一元化に對し、本會は之が全面的支持

をなし、出版文化報國の使命を完遂せんが爲めに、發展的解散を決定したのである。本書は昭和十四年に本會當時の會長目黒甚七氏が其の職を辭せらるゝ時、記念として其の年迄の本會史稿を寄贈せられた。即ち其の稿を基本とし、其の後の會史を補追し、茲に本會解散記念として刊行し、二十有二年間、本會が執行し來つた中の大鴻を他日に傳へんとするものである。

昭和十六年六月十四日

全國書籍業聯合會

會長 江草重忠



## 卷頭辭

國民文化の發達は書籍の普及と大關係がある。書籍は精神的糧として國民生活に缺くべからざる大使命を持つのである。この國民文化の發達に大關係を有する書籍を、吾人は之を扱ひ、之に依つて日常生活の安定を得て居るのである。日夜この大恩恵を感謝し、決して輕卒には考へて居らぬ。この鴻大なる恩恵に浴しつゝある書籍出版に就て聊かこれを歴史的に考察する義務があらうと思ふ。

由來我が國出版は遠く奈良時代に其の源を發する。今日の法隆寺に存する『百萬塔陀羅尼』が世界最古の印刷物であると確認して居る。印刷の技術は支那から傳はり、其の後朝鮮にも關係はあつたが、時と共に技術も進み、次第に我が獨自の優秀なる様式を形成するに至つたのである。平安朝時代に流行した摺經は、國寶となつた『妙法蓮華經』を初め、數種の實物が存在して居る。鎌倉時代には奈良の春日神社を中心とする佛典開版の隆盛となり、其れに刺戟されて高野山その他にも佛



書の開版があつた。平安時代の摺經、春日版、高野版等は何れも寫經風の趣きを具へたが、鎌倉時代末期から五山關係の禪僧が支那より刻本を持來り、其れを盛んに覆刻した。吉野時代には、愈良甫等、支那の刻工が來朝して盛んに刻版を行つた。其の後漸くにして漢籍の出版が起り、『正平版論語』阿佐井野版『三體詩』等が出版された。室町時代となつては九州、中國、北陸、關東にも種々なる開版が現はれた。足利時代には刊行は相當盛んになつたが、其の種類や數量は極めて少なかつた。戰國時代には文教が一時地に墜ちたので、書籍の刊行も見ざるべきものなく、安土、桃山時代となり、天下は平定さるゝに及び、漸く文教復活の萌芽を見るに至つた。文祿時代に豊臣秀吉が朝鮮役のとき銅活字と印刷術独自の發展を見るに至つたのである。を輸入し、經濟的困難を排撃する一大動力となり、茲に漸く佛教文化より離脱し、偶々西歐の活字印刷術も傳來し、切支丹版の開版となり。次で美術的には角倉本（嵯峨本）の刊行を見るに至つた。書籍は商品たるを目的として刊行したものでなく、其の多くは佛典の普及、故人の供養の爲めに刊行されたとか、又は好學の富豪が勧められて近親知己に配る目的

で出版したとかで、當時の刊行物の刊記に見る『捐財入梓』とか『捨財影梓』等の話は能く其の意味を示して居る。要するに賣る事、即ち射利を目的としなかつたのである。

銅活字の傳來に基き、勅版の刊行あり。徳川家康が天下の權を掌握するや學問を奨勵し、古書の書寫、刊行に努めた。慶長八年に富春堂が『太平記』を刊行した、之が書賣開版の始めであらう。當時漸く諸般の營業が勃興し、急激の發達を見るに至り、従つて書籍の刊行も次第に營業化し、流通經濟の發達と共に、庶民階級には教育の重要な事を認められ、寺子屋を設け、學問を普及し初めたのである。此時に於て刊行の種目も多様となり、常識的、娛樂的のものも出で、自然専門の營業も出來、茲に書籍は商品として廣く賣買さるゝ様になつた。江戸時代となつて市井文學の隆昌に伴ひ、出版界も大いに賑ひ、殊に繪本、讀み物としての草雙紙、噺本、讀み本、その他の流行は目覺ましいものがあつた。寛政十二年に昌平坂學問所に於て教科用の漢籍を出版する様になり、出版界の事情も一變した。幕府の出版事業奨勵は、諸藩の藩版の勃興を促し、漢學の振興と共に家塾に於ても私刻本を刊行した。一方、



幕府の禁令に據り數度の壓迫を蒙つたにも拘らず人情本等市井文學の刊行は愈  
愈盛んとなつた。明治となり、本木昌造の苦心に據つて西洋活版術が採用され、我  
が出版印刷界に新生面を開き、現在に於ては一ヶ年に三萬有餘種の刊行物を見る  
の隆盛を極むるに至つた。

書籍の刊行は斯の如くに出發し發達したのである、其の出發形式が他の諸品を  
商ふ其れと根本を異にして居るが爲めに、江戸時代に於ては書店は其の店構へと  
云ひ、取引に就ても特徴があり、武家學者等にも交渉があり、其の習俗が明治時代  
にも及ぼし、文教に大關係がある爲めに、明治四十三年迄は出版税さへ課せられな  
つた。この高尚にして國家文教に必須の書肆は、今や全國を通じて一萬五千餘軒  
にも達して居る。此一萬五千餘の書店が團結して斯業の發達と文化の振興を圖  
らんとする、其の基本が即ち全國書籍業聯合會である。本會が有史以來未曾有の  
團體を結成したのは大正九年である、この記録すべき本會史も、彼の大震火災の爲  
めに悉く烏有に歸した。この名譽ある團結の記録も既に湮滅せんとするを、唯一  
の資料を基本とし、草して之を他日に傳へんとする。私は本會創立當時より會の

行政に關與した。畏友江草重忠君、鈴木常松君、中村信以君は共に創立に盡力せら  
れたが、中途にして會の中樞を離れた事があつた。其の他の先輩は今も幽明とこ  
ろを異にして聞くに由もない。本書を草するに當り、或は小目を捕へ、大鴻を逸し  
た誤りなきを保し難いが、要するに二十餘年間歩み來つた道中記としての備忘的  
記録に過ぎぬ。

昭和十六年九月

目 黒 甚 七



# 目次

## 總記

創立準備會……………一  
 規約起草……………五  
 本會の設立……………一〇

## 編年史

第一期…(自大正九年五月 至大正九年九月)……………二  
 本會創立總會(二) 正副會長及幹事(一八) 全國書籍業懇親會(一九)  
 書籍の運賃低減に關し鐵道省へ請願(一九) 加入組合(三) 代表  
 者異動(三) 組合合併(三) 組合員名簿發刊(三)  
 第二期…(自大正九年十月 至大正十年九月)……………三  
 總集會(三) 中等教科書協會東京出版協會よりの回答(三) 組

## 目次

長更迭(三) 加入組合(三)

第三期…(自大正十年十月 至大正十一年九月)……………三

總集會(三) 組長更迭(四三) 加入組合(四四) 營業稅廢止に付陳  
 情(四四) 規約承認(四六)

第四期…(自大正十一年十月 至大正十二年九月)……………四七

總集會(四七) 懇談會(五〇) 雜誌協會幹部協議會(五六) 組長更迭  
 (六三) 北海道組合の特定賣價撤廢(六三) 全幹事會(六三) 各組合  
 規約調査(六四) 名古屋組合に規約勵行を促す(六七) 大震火災に  
 付見舞狀を發す(六七)

第五期…(自大正十二年十月 至大正十三年九月)……………六九

臨機の措置(六九) 追悼會參加(七〇) 全幹事會(七一) 弔慰(七二) 大  
 阪毎日新聞社の件(七三) 朝鮮組合協定賣價變更(七三) 福井市組  
 合入會申込の件(七四) 青森縣組合加入金増額の件(七四) 愛媛縣  
 組合へ注意(七五) 布哇書籍商組合入會申込の件(七五) 神奈川縣  
 組合の件(七五) 山梨縣組合へ注意(七五) 樺太を北海道組合に合  
 併するの可否(七六) 規約第十四條の解釋(七六) 臨時特賣の件(七七)



公入札の件(七七) 圖書月報を毎組組合員へ送附の件(七七) 貸本  
 業購買組合消費組合の件(七八) 距離に制限を設けるの可否  
 (七八) 規約修正の件(七八) 全國書籍商組合員名簿(七八)

第六期…(自大正十三年十月 至大正十四年九月)……………七九  
 總集會(七八) 決議事項に付通知(八〇) 規約承認(九三) 會費免除  
 (九三) 組長更迭及組合名稱變更(九三) 全國書籍商組合員名簿發  
 行(九三)

第七期…(自大正十四年十月 至大正十五年九月)……………九四  
 定時總會(九四) 營業收稅免除請願(九四) 愛知名古屋兩組合の  
 件(一〇四) 全國書籍商組合員名簿(一〇六) 新潟縣組合へ水害見舞  
 狀(一〇六) 規約承認(一〇六) 組長更迭(一一〇)

第八期…(自大正十五年十月 至昭和二年九月)……………一二一  
 定時總會(一一) 懇親會(一一) 全幹事會(一一) 樺太組合加入  
 (一一〇) 規約承認(一一〇) 組長更迭(一一〇) 弔慰(一一) 災害見舞  
 (一一三) 日記類の定價販賣(一一三) 書籍の運賃低減に付請願(一二三)

第九期…(自昭和二年十月 至昭和三年九月)……………一二七  
 定時總會(一二七) 懇親會(一二三) 全幹事會(一二三) 規約承認(一二四)

組長更迭(一二三) 代表議員變更(一二五)

第十期…(自昭和三年十月 至昭和四年九月)……………一三五  
 幹事會(一二五) 定時總會(一二五) 懇親會(一二五) 大柴前會長表彰  
 (一二三) 規約承認(一二三) 組長更迭(一二四)

第十一期…(自昭和四年十月 至昭和五年九月)……………一四四  
 幹事會(一二四) 定時總會(一二四) 懇親會(一二四) 沖繩縣組合加入  
 (一二四) 組長更迭(一二四) 規約承認(一二四) 弔慰(一二〇)

第十二期…(自昭和五年十月 至昭和六年九月)……………一五一  
 幹事會(一二) 定時總會(一二) 懇親會(一二) 規約承認(一二) 組  
 長更迭(一二七) 弔慰(一二八)

第十三期…(自昭和六年十月 至昭和七年九月)……………一五六  
 幹事會(一二) 定時總會(一二) 懇親會(一二) 懇親會(一二) 會長  
 林平次郎君逝去(一二) 常任幹事大塚周吉君逝去(一二) 規約承  
 認(一二) 組長更迭(一二)

第十四期…(自昭和七年十月 至昭和八年九月)……………一七九  
 幹事會(一二) 定時總會(一二) 懇親會(一二) 規約承認(一二) 組  
 長更迭(一二) 弔慰(一二)

第十五期…(自昭和八年十月 至昭和九年九月)……………一八三  
 幹事會(一二) 定時總會(一二) 懇親會(一二) 懇親會(一二) 規約  
 承認(一二) 組長更迭(一二) 弔慰(一二)

第十六期…(自昭和九年十月 至昭和十年九月)……………二〇〇  
 幹事會(一〇〇) 定時總會(一〇一) 懇親會(一〇一) 規約承認(一〇一) 組  
 長更迭(一〇一) 弔慰(一〇一) 彙纂(一〇五)

第十七期…(自昭和十年十月 至昭和十二年九月)……………二〇五  
 幹事會(一〇五) 定時總會(一〇七) 規約承認(一〇八) 組長更迭(一〇八)  
 弔慰(一〇八) 彙纂(一〇八)

第十八期…(自昭和十一年十月 至昭和十二年九月)……………二一〇  
 定時總會(二一〇) 懇親會(二一三) 幹事會(二一三) 本會の組織更改

(二二) 書店讀本發行(二二) 規約承認(二二) 事務所移轉(二二)  
 組長更迭(二二) 彙纂(二二)

第十九期…(自昭和十二年十月 至昭和十三年九月)……………二二三  
 改組委員會(二二三) 臨時總會(二三四) 懇談會(二三六) 定時總會(二三六)  
 幹事會(二三六) 百貨店加入許可條件(二三四) 通牒(二三五) 各部門委  
 員(二三六) 規約承認(二三七) 組長更迭(二三七) 弔慰(二三八) 彙纂(二三八)

第二十期…(自昭和十三年十月 至昭和十四年九月)……………二二九  
 幹事會(二二九) 定時總會(二二九) 懇談會(二二九) 幹事會(二二九) 第六  
 回全國圖書祭(二二九) 規約承認(二二九) 事務所移轉(二二九) 組長更  
 迭(二二九) 彙纂(二二九)

第二十一期…(自昭和十四年十月 至昭和十五年九月)……………二二七  
 幹事會(二二七) 定時總會(二二七) 懇談會(二二七) 自黒前會長表彰  
 (二二七) 日黒顧問本會事業資金寄附(二二七) 地方組合規約統制  
 (二二七) 幹事會(二二七) 常任幹事會(二二七) 常置委員(二二七) 本會規  
 約修正(二二七) 地方組合規約修正(二二七) 優良從業員表彰(二二七)  
 紀元二千六百年記念事業(二二七) 第七回全國圖書祭(二二七) 上海



書籍雜誌商組合加入申請(二八七) 各組合の申告(二八七) 規約承認(二八八) 事務所移轉(二八八) 組合長更迭(二八九) 業界新體制問題に付注意(二八九) 彙纂(二九二)	解散(三五〇) 本會々報の終刊(三五〇)
第二十二期……(自昭和十五年十月 至昭和十六年六月)……………二五五	結 記
幹事會(二九四) 定時總會(二九六) 懇談會(三〇三) 懇親會(三〇三) 幹事會(三〇四) 常任幹事會(三〇四) 常置委員(三〇四) 委員會(三〇三) 書籍雜誌配給制度參考案(三〇三) 優良従業員表彰(三〇四) 紀元二千六百年來祝記念事業(三〇六) 第八回全國圖書祭(三〇三) 臨時總會(三四四) 事務所移轉(三四四) 組合長更迭(三四四) 彙纂(三四四) 本會の	全國書籍業聯合會規約……………三五二
	會 員……………三五〇
	全國組合員數……………三五四
	會長・副會長・幹事長……………三五〇
	本 會 役 員……………三五六
	本會經濟表……………三六六

目次終

# 全國書籍業聯合會史

## 記

### 創立準備會



由來書籍は知識の源泉と云ひ、精神的糧として人生生活上の一大要素である事は云ふ迄もな  
 らず、**明**清以前に於ては此貴重なる書籍を殆んど中流生活以上の者か若くは武家特殊階  
 級者の繙讀に限られて居た。其れは幕府の政策が大衆をして書籍に親しませぬやうにした爲  
 めである。然るに明治の初葉に於て永い鎖國の夢から醒め、凡ての事物は一進化し、政府は國民  
 教育の普及を先決問題とし、一人たりとも文盲の無からしめん事に努められた。この目醒めた  
 る活社會に立ち、世界の動向を窺知し、人智の向上發展を圖らんとするには書籍を措いて何物も  
 ない。即ち文化的潮流に順應して當業者は書籍の刊行に努め、販路を擴張し、普及を計り、一層商



業化するの傾向を呈するに至つた。

大衆は漸く回生し、書籍は生活の必需品として缺くべからざるものである事を自覺するに至つた。要するに書籍は他の幾千萬の商品と性質を異にし、より一段高く特殊性を帯びて居る。この特殊品としての書籍を取扱ひ、其れが爲めに利潤を得る吾人當業者は、書籍に依つて日常生活の安定を與へらるゝ事は無上の光榮とする。この光榮に浴する當業者中に、出版者は其の書籍の價格に幾倍する價を奥附に刷出し、例へば定價一圓と刷出しあるも實際の賣價は其の五分の一程の二三十錢にて販賣する者あり、或は全然定價を掲出せず顧客に依り時に臨んで賣價を高下し得るやう極めて不眞似目の行爲を取てする者あり、又販賣者に在つては顧客の爭奪に腐心し、元價を切つて迄も割引し競争を演出する者が續出するに至つた。これ等不自然的無謀な商略は決して永續すべきものでなく、遂には取引店出版元に對する品代金の延滞となり、或は整理するの止むなきに到つた店さへ多くあつた。斯の如き情態を繼續するに於ては一般的に經濟上の不安を累ね、而も當業の信用を失墜するの惡結果を招來するものである事を憂慮し、當業有志中には之が矯正策に鳩首研究を累ぬる向もあつた。

如上の弊害を革正し、當業の品位を保たんが爲めに東京書籍商組合は大正八年五月以降、書籍の定價販賣を斷行するに至り、而も之が効果を擴張せんが爲めに全國的に普及を圖らんとし研

究委員を設けた。同年十月、恒例の圖書大市會開催を機會に、同月十二日、同組合の名を以て大市會出席中の全國の主なる書籍業者を下谷區上野公園精養軒に招待して大懇談會を開いた。この會合の結果、談全國書籍商組合聯合會(本會の前名)を創立する事に進展した。此會合は初め大懇談會であつたが、議進み具體的となつたので、此會合を全國書籍商組合創立準備會とした。當日の出席者は左の如くである。

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 東京 大倉保五郎 | 東京 林 平次郎 | 東京 三樹 一平 | 東京 大柴 四郎 |
| 東京 目黒甚七  | 東京 上原才一郎 | 東京 江草 重忠 | 東京 小林 又七 |
| 東京 岸野英一  | 東京 福田金次郎 | 京都 東枝吉兵衛 | 京都 清水幾之助 |
| 京都 永澤信之助 | 大阪 岸本榮七  | 大阪 矢部外次郎 | 大阪 柳原喜兵衛 |
| 大阪 三宅莊藏  | 神奈川 齋藤國造 | 兵庫 柏 佐一郎 | 兵庫 川瀬 光吉 |
| 新潟 目黒十郎  | 新潟 覺張治平  | 新潟 西村 六平 | 栃木 高橋 秀吉 |
| 愛知 星野松次郎 | 愛知 川瀬書店  | 愛知 小澤吉三郎 | 愛知 淺見鉦太郎 |
| 静岡 吉見義資  | 山梨 大塚源太郎 | 山梨 須藤孝平  | 長野 西澤喜太郎 |
| 長野 高美實五郎 | 長野 宮坂清一郎 | 宮城 藤原佐吉  | 宮城 鈴木英三郎 |
| 福島 鈴木三郎  | 福島 寺澤福太郎 | 岩手 佐藤喜平  | 岩手 玉山慶次郎 |



青森	今泉道次郎	青森	坂倉嘉吉	山形	五十嵐太右衛門	山形	市川藤太郎
山形	中村禎吉	秋田	成見清兵衛	秋田	石川信助	福井	中村六三郎
石川	宇都宮源平	富山	中田清兵衛	鳥取	今井兼文	鳥取	山本鐵五郎
岡山	武内新一郎	奈良	廣文館	和歌山	宮井宗兵衛	高知	澤本駒吉
福岡	菊竹嘉市	福岡	田中幸次郎	大分	梅津壽平	佐賀	大坪萬六
佐賀	平井平治	鹿兒島	谷村藤吉	北海道	中村信以	北海道	維新堂
北海道	山田久太郎						

満場の推薦に依り東京書籍商組合長大倉保五郎君座長席に著き開會の辭を述べられ、同組合委員長大柴四郎君は當日の協議事項たる左の五項につき説明せられた。

- 一、各地方ニ組合ヲ組織スルコト。
  - 二、書籍ノ定價販賣ヲ實行スルコト。
  - 三、組合員外ノ者トノ取引防止方法。
  - 四、規約違背者ノ制裁方法。
  - 五、全國書籍商組合聯合會組織方法。
- 以上五項目を順次議題として審議を進めたが京都の東枝吉兵衛、福岡の菊竹嘉市、長野の西澤

喜太郎、愛知の星野松次郎、新潟の目黒十郎、福島の鈴木三郎、富山の中田清兵衛の諸君より質問又は要求があり、東京組合副會長林平次郎君は一々詳細に説明するところあり、結局原案を可決し、規約の起草は地方東京各十名、合計二十名を座長指名にて選定する事に決した。即ち大倉座長は左の二十名を指名した。

北海道	中村信以	近畿	東枝吉兵衛	大阪	岸本榮七	東北	藤原佐吉
關東	能勢鼎三	北陸	西澤喜太郎	中部	星野松次郎	中國	武内新一郎
四國	澤本駒吉	九州	菊竹嘉市	東京	大倉保五郎	東京	林平次郎
東京	三樹一平	東京	大柴四郎	東京	目黒甚七	東京	江草重忠
東京	小林又七	東京	岸野英一	東京	福田金次郎	東京	上原才一郎

以上の如く指名し、而して成立後の代表議員は東京七人、大阪三人、其の他は一組合一人とし、經費は代表議員一人を一箇とし、均一に負擔するものとし、其の他二三の要項を決して閉會した。

### 規約起草

大正八年十月十二日上野精養軒に於て開催したる全國書籍商組合聯合會創立準備會に於て



選まれたる規約起草委員會を翌十三日及び十六日の兩日南明俱樂部に開き、審議の結果左の如く假決議とし、之を各代表者に交付し、代表者は各自歸國後、其の組合の協賛を經、更に會合して確定議とする事に決した。

全國書籍商組合聯合會規約案

- 第一條 本會ハ全國書籍商組合聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ全國書籍商組合ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ本部ヲ東京市ニ置ク
- 第四條 本會ハ書籍ノ定價販賣ヲ實行スルヲ以テ目的トス
- 第五條 本會ニ左記ノ役員ヲ置ク其ノ任期ハ三ヶ年トス
  - 會長 一名
  - 副會長 一名
  - 幹事 若干名
- 第六條 會長ハ會務ヲ統督シ總集會ノ決議事項ヲ執行ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 幹事ハ會長ノ諮詢事項ヲ審議シ會務ヲ分掌ス
- 第七條 本會ハ毎年十月定期總集會ヲ東京ニ開ク
  - 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總集會ヲ開クコトヲ得。
  - 第八條 總集會ハ各組合ノ代表議員ヲ以テ組織シ議決權ハ一員一箇トス。
  - 第九條 總集會ノ議長ハ會長之ニ任シ會長事故アルトキハ副會長若クハ幹事ノ一人之ニ代ル。
  - 第十條 道及各府縣ヲ一組合ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トス
    - 東京市 大阪市 京都市 名古屋市 神戸市 横濱市
  - 地方ノ事情ニ依リ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得。
  - 第十一條 各組合ハ左記ノ代表議員ヲ選出スルモノトス
    - 東京市 七名
    - 大阪市 三名
    - 其ノ他 各一名

第十二條 役員ノ選舉ハ定時總集會ニ於テ之ヲ行フ。

補缺役員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期トス。

第十三條 各組合ノ組合員ハ組合ニ加入セサル同業者ト取引ヲ爲スコトヲ得ス。

第十四條 本規約ニ違背シ若クハ總集會ノ決議ニ服從セサル組合アルトキハ會長ハ總集會ノ決議ヲ經テ該組合ヲ本會ヨリ除名スルコトヲ得。

當該問題ニ利害關係ヲ有スル代表議員ハ其總集會ニ列席スルコトヲ得ス。

第十五條 各組合ニ於テ取引停止ノ處分ヲナシタルトキハ之

以上の如く假決議とし、次回に於て之を確定議とすることに決した。

全國各府縣の規約の標準は東京側に於て之を起草し、全國の同業者に送附する事となつた。

書籍商組合規約標準草案

全國書籍商組合聯合會創立準備會に於て東京側に依頼した書籍商組合規約標準は、其の後東京側に於て作製したものは左の如くである。之を全國各府縣の同業者に配布し、組合未設の地



方に向つては其の設立を促した。

〇〇道府縣書籍商組合同約（標準草案）

- 第一條 本組合ハ〇〇道府縣下ニ於ケル書籍出版及販賣業者ヲ以テ組織ス
- 第二條 本組合ハ〇〇道府縣書籍商組合ト稱シ事務所ヲ〇〇ニ置ク
- 第三條 本組合ハ組員協同一致シテ事業ノ發達ヲ圖リ併セテ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本組合ノ目的ヲ達センガ爲メ書籍ハ總テ定價ヲ以テ販賣シ絶對ニ割引ヲ爲スコトヲ得ス、又量品等ヲ添附シ其ノ他割引ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 第五條 本組合ハ全國書籍商組合聯合會ニ加入シ規約實行ノ共助ヲ爲シ以テ組員ノ利益ヲ増進セシム
- 第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ組員一人ノ紹介者並署ノ上（加入金〇〇ヲ添ヘ）本組合ニ申込ムヘシ
- 加入ノ申込アリタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ其許否ヲ決スヘシ

- 第七條 組員廢業又ハ營業所ノ移轉若クハ氏名商號ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ本組合ニ届出ツヘシ
- 第八條 組員ハ組合ノ經費トシテ毎月金〇〇錢ヲ豫出スルモノトス
- 第九條 組員出版ノ圖書ハ必ス奥附ニ其ノ定價ヲ記載スヘシ
- 第十條 圖書ヲ販賣スルニハ組員ニ限り相當ノ割引ヲ爲シ組員外ノ者ニハ同業者ト雖モ一切割引スルコトヲ得ス但第一條ノ區域外同業者ハ此限ニ在ラス
- 第十一條 組員相互ノ取引ハ特ニ圓滑ヲ期シ必ス支拂ヲ延滯スヘカラス
- 第十二條 組員ニ對シ商取引ノ支拂ヲ延滯シタル者アルトキハ本組合ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得
- 第十三條 前條ノ請求アリタル場合ハ事實ヲ調査シテ催告ヲ爲シ尙支拂ハサル場合ハ其ノ者ヲ取引停止ニ處ス
- 第十四條 前條ノ取引停止處分ヲ受ケタル者ニ對シ組員ハ其ノ解除ノ通知ヲ得ルニ非サレハ之ト商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 全國書籍商組合聯合會カ除名シタル組合ノ組員ト其ノ解除ノ通知アルマテ取引ヲ爲スコトヲ得ス

全國書籍商組合聯合會ヨリ取引停止處分者ノ通牒アリタル場合組員ハ解除ノ通知アルマテ其ノ者ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

第二項ニ對シテハ其ノ通牒ヲ受ケタルトキ之ヲ組員ニ通知スヘシ

第十六條 組員ハ不正品タルコトヲ知り其ノ物品ヲ賣買スヘカラス

第十七條 組員ハ本組合ニ於テ調製シタル標章ヲ店頭ニ掲クヘシ但實費ヲ支拂フコトヲ要ス

第十八條 本組合ハ組員中ヨリ評議員〇名ヲ選出スヘシ評議員ハ其ノ互選ヲ以テ組長一人、常務幹事〇名及全國書籍商組合聯合會代表議員〇名ヲ置ク

第十九條 評議員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ組員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有效投票ノ多数ヲ以テ當選トス

第二十條 評議員ノ任期ハ一ケ年トス

第二十一條 會議ヲ分ツテ左ノ三種トス

規約起草

一 定時總會

二 臨時總會

三 評議員會

第二十二條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開ク臨時總會ハ評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組員三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ請求アリタルトキ之ヲ開ク

評議員會ハ毎月一回之ヲ開ク、組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得

第二十三條 總會ヲ召集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組員ニ通知スセシ但急遽ヲ要スル事件ハ此限りニ非ス

第二十四條 會議ハ總テ組長ヲ以テ議長トス組長事故アルトキハ常務幹事ヨリ之ヲ定ム

第二十五條 金錢出納ノ主任ハ常務幹事ヨリ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十六條 決算ハ定時總會ノ承認ヲ求メ、豫算ハ定時總會ニ於テ議決スヘシ

第二十七條 左ニ記載シタル者ハ〇圓以下ノ違約料ニ處ス



- 一 第四條及第十條ノ規定ニ違背シテ組員以外ノ者ニ割引販賣ヲナシタル者
- 二 第九條ノ規定ニ違背シテ奥附ニ定價ヲ記載セサル者
- 三 第十三條乃至第十五條ノ規定ニ違背シテ取引停止中ノ者ト取引シタル者
- 第二十八條 左ニ記載シタル者ハ本組合ヲ除名ス
  - 一 第八條ノ規定ニ違背シテ三ヶ月以上月費ヲ繰出セサル者
  - 二 第十四條ノ規定ニ違背シテ不正品ヲ賣買シタル者
- 三 違約料ノ處分ヲ受ケ其ノ徵收ニ應セサル者
- 四 三回以上違約料ニ處セラレタル者
- 第二十九條 除名處分ヲ受ケタル者ニシテ悔悛ノ實アリト認めタルトキハ處分後三ヶ月ヲ經テ更ニ加入ヲ許スコトアルヘシ但此場合ハ組員一人ノ保證アルコトヲ要ス
- 第三十條 此規約ハ總會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第三十一條 此規約ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

### 本會の設立

曩に準備會に於て起草したる規約は、其の草案を全國同業者に送附したが、各府縣に於ては之に對し各自審議を進め、創立の機運漸く迫りたるを以て、大正九年五月を期し、東京に於て創立總會を開き、同月十八日を以て本會の創立は確定した。

爾來春秋幾轉回、時には波亂曲折もあつたが問題は總て善處し、昭和十二年に至つて本會の機

構を革め、名稱も現在の全國書籍業聯合會と改稱するに至つた。以下編年體に各年につき根本要項を録し、以て將來の參考に供せんとする。

## 編年史

### 第一期 (自大正九年五月 至大正九年九月)

#### 本會創立總會

書籍の販賣上、永き弊習を革正し、眞面目に當業を發展せしめんとするの意圖より、大正八年十月、東京書籍商組合が主唱となり、恰も圖書大市會に出席したる全國各地の有力なる當業者を精養軒に招待して大懇談會を開催した、此會合が端緒となり、爾來その組織方法につき各府縣に於ては研究を累ねつゝ、あつたが、機漸く熟し、大正九年五月十七日午後一時、東京市麹町區永樂俱樂部に於て全國書籍商組合聯合會創立總會を開いた、當日の出席者は五十組合此人員五十九名で



あつた。

既に組合は設立しあるも當日出席を見なかつたものは茨城・秋田・香川・高知の四縣で、岐阜・宮崎の二縣は組合未設の爲め缺席された。

(一)假議長選定　午後二時東京書籍商組合組長大倉保五郎君より假議長の選舉ありたき旨の請求に對し、全出席者は東京書籍商組合を假議長に選定した。依つて大倉保五郎君は年長者たる大柴四郎君を指名した、茲に於て大柴四郎君は議長席に苦き開會を宣した。

(二)設立報告　大正八年十月十三日以後本日迄の経過を報告し、之が承認を経た。

(三)大阪組合代表議員數を改むる件　これは規約第十一條に「六大都市ハ特別一區域トス」とあるも、大阪組合は市部郡部を一括したる組合としたれば其の郡部より選出すべき代表議員一人を合し原案の三名を四名に改められたしと同組合代表岸本榮七・博多久吉の二君より請求があつた、右大阪組合の代表議員を四人にすることに決した。

兵庫縣組合も右と同一の理由に依り同組合代表柏佐一郎君より同組合の代表議員を二名に改められたしと請求があり、是又二人に改むることに決した。

(四)大阪出版協會より同協會を公認せられたき旨の請求があつたが、之は請求者に於て撤回された。

(五)横濱市に二組合分立したる件　横濱市書籍商組合組長齋藤國造君、横濱書籍商同盟會長荻田小七君等の分立事情の説明があり、協調の後、荻田君は五月中に横濱市書籍商組合へ合同する旨明言があつた、依て之を承認した。

(六)神奈川横須賀に組合分立したる件　これは神奈川縣書籍商組合組長今井政兵衛君と、横須賀市圖書組組長渡邊與三郎君との協議の結果、五月中に神奈川縣書籍商組合へ合同する旨渡邊君より言明あり、依て之を承認した。

(七)福島會津に組合分立したる件　これは會津書籍商組合組長鈴木三郎君その理由を説明し、五月中に福島縣書籍商組合へ合同する旨言明せられたので之を承認した。

(八)規約案　これは逐條審議したが當日は議了する運びに至らなかつた。  
午後六時議事を中止し、此日は之にて閉會した。

○  
大正九年五月十八日午前十時、永樂俱樂部に於て前日に繼續して全國書籍商組合聯合會創立總會を開き、大柴四郎君議長にて前日審議未了の左の案件を附議した。

(八)規約案　これは起草委員が起案を議案としたもので、審議の結果第四條第五條第十條第十一條第十五條を左の如く修正し、第九條第十六條第二十三條第二十四條を新に加へ、他は原案



通り可決し、施行期日を大正九年七月一日と定め、これにて規約は確定議となつた。

第四條(修正) 本會ハ定價販賣ヲ勵行シ兼テ會員相互ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

此場合ニ於テハ一區域毎ニ代表議員一人ヲ増スコトアルヘシ

第五條(修正) 本會ニ左ノ役員ヲ置ク其ノ任期ハ三ヶ年トス

第十五條(案第十四條) 本規約ニ違背シ若クハ總集會ノ決議ニ服從セサル組合アルトキハ會長ハ總集會ノ決議ヲ經テ該組合ヲ千圓以下ノ違約料ニ處スルコトヲ得

會長 一名

違約料ノ徵收ニ應セサルトキハ之ヲ除名ス

副會長 一名

當該問題ニ利害關係ヲ有スル代表議員ハ其ノ總集會ニ列席スルコトヲ得ス

幹事 十名

第十六條(新設) 本部ヨリ通知シタル要件ハ各組合ハ其ノ組合員ニ通告スヘシ

第九條(新設) 會長ハ必要ト認メタルトキハ幹事會ヲ開クコトヲ得

第二十三條(新設) 本規約ハ總集會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條(案第九條) 會議ハ總テ會長ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長若クハ幹事ノ一人之ニ代ル

第二十四條(新設) 本規約ハ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條(案第十條) 道及毎府縣ヲ一組合ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トス

第二十三條(新設) 本規約ハ總集會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

東京市 大阪市 京都市 名古屋市 神戸市 横濱市

第二十三條(新設) 本規約ハ總集會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得

第二十三條(新設) 本規約ハ總集會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

東京市 大阪市 京都市 名古屋市 神戸市 横濱市

第二十三條(新設) 本規約ハ總集會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得

第二十三條(新設) 本規約ハ總集會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

(九)會長副會長選舉(一〇)幹事選舉 此二項につき栃木縣書籍商組合代表者人見定吉君の勸諭に依り投票を省略し議長指名の銓衡委員議長を加へ十人に一任することに決した。即ち議長

(大柴四郎君)は議長の外銓衡委員九名を左の如く指名した。

東京書籍商組合 大倉保五郎 大阪書籍雜誌商組合 岸本榮七 栃木縣書籍商組合 人見定吉

愛知縣書籍商組合 星野松次郎 信濃書籍雜誌商組合 西澤喜太郎 宮城縣書籍商組合 藤原佐吉

岡山縣書籍商組合 武内新一郎 福岡縣書籍商組合 菊竹嘉市 北海道書籍商組合 中村信以

銓衡委員會開會中暫時休會

銓衡委員會に於て選定した會長副會長各一名幹事十名は左の如くである。

會長 東京書籍商組合 副會長 東京書籍商組合

幹事 東京書籍商組合 五人 幹事 大阪書籍雜誌商組合 二人

幹事 信濃書籍雜誌商組合 一人 幹事 福岡縣書籍商組合 一人

幹事 北海道書籍商組合 一人

(一)本會の年度 本會の年度は十月より翌年九月迄を一年度と決した。

(二)役員任期 此日就任の役員は大正十一年十月定時總集會終了を以て満期とすることに決した。

(三)各組合加入金の件 各組合が其の事情を異にするは勿論であるが、加入金の如き最も區々にして最高百圓次で五拾圓參拾圓貳拾圓拾圓五圓等があり、中には加入金を要せざる組合



がある。其の要せざるものは別とし、甚しき懸隔を避くるため、加入金は參拾圓以下にすべしとの案を提出したが、既に徴収した組合が多くあるので、今度其の組合の規約を修正する場合は此提案額に準ずることに決した。

(一四)各組合員を一括したる名簿作製の件　これは此年五月末現在の各組合員を一括したる名簿を作製し、實費を徴収して之を頒つことに決した。

(一五)本會事務所の件　本會本部は東京書籍商組合内に置くことに決した。

(一六)通知の方法　總集會又は急速を要する場合は郵便を以てし、其の他は東京書籍商組合の「圖書月報」に掲載することに決した。

(一七)未設組合の件　未だ組合の設置なき宮崎、岐阜の二縣に對し、此年六月末日迄に其の設立を促すことに決した。

(一八)會費の件　本會々費は代表議員一人に付年額五拾圓と決した。

(一九)鐵道運賃の件　鐵道運賃低減の爲め本會々員たる全國各組合連署して鐵道省へ請願書を提出することに決した。

以上にて議題全部を議了したので閉會した。

有史以來未曾有の全國書籍商組合聯合會は大正九年五月十八日を以て成立したのである。

この創立總會、即ち五月十七十八日の兩日、會議に出席し創立に關與せられた各組合の代表は左の如くである。

- |          |         |          |       |          |         |
|----------|---------|----------|-------|----------|---------|
| 東京書籍商組合  | 大倉保五郎   | 東京書籍商組合  | 林平次郎  | 東京書籍商組合  | 三樹一平    |
| 東京書籍商組合  | 大柴四郎    | 東京書籍商組合  | 日黒甚七  | 東京書籍商組合  | 大葉久吉    |
| 東京書籍商組合  | 江草重忠    | 八王子書籍商組合 | 梅澤重治  | 京都書籍商組合  | 東枝吉兵衛   |
| 大阪書籍商組合  | 岸本榮七    | 大阪書籍商組合  | 家村吉兵衛 | 大阪書籍商組合  | 博多久吉    |
| 大阪書籍商組合  | 武田三枝    | 神奈川書籍商組合 | 今井政兵衛 | 横濱市書籍商組合 | 高藤國造    |
| 横濱書籍商組合  | 荻田小七    | 横須賀市圖書組合 | 渡邊與三郎 | 長崎書籍商組合  | 中津海知幾   |
| 兵庫書籍商組合  | 柏佐一郎    | 兵庫書籍商組合  | 川瀬光吉  | 兵庫書籍商組合  | 石丸甚八    |
| 新潟書籍商組合  | 目黒十郎    | 埼玉書籍商組合  | 菅間定治郎 | 群馬書籍商組合  | 高橋清七    |
| 千葉書籍商組合  | 能勢鼎三    | 栃木書籍商組合  | 人見定吉  | 奈良書籍商組合  | 太田常吉    |
| 奈良書籍商組合  | 木原道三    | 三重書籍商組合  | 別所藤四郎 | 愛知書籍商組合  | 星野松次郎   |
| 名古屋書籍商組合 | 川瀬書店    | 静岡書籍商組合  | 齋藤義雄  | 山梨書籍商組合  | 大塚源太郎   |
| 滋賀書籍商組合  | 吉田善次郎   | 信濃書籍商組合  | 西澤喜太郎 | 宮城書籍商組合  | 藤原佐吉    |
| 福島書籍商組合  | 甲斐山忠左衛門 | 福島書籍商組合  | 寺澤福太郎 | 會津書籍商組合  | 鈴木三郎    |
| 岩手書籍商組合  | 玉山慶次郎   | 青森書籍商組合  | 今泉道次郎 | 山形書籍商組合  | 五十嵐太右衛門 |
| 福井書籍商組合  | 品川太右衛門  | 石川書籍商組合  | 宇都宮源平 | 富山書籍商組合  | 磯野小兵衛   |
| 鳥取書籍商組合  | 今井兼文    | 鳥根書籍商組合  | 有田傳助  | 岡山書籍商組合  | 武内新一郎   |



山口縣書籍商組合 白銀市太郎 和歌山縣書籍雜誌商組合 宮井宗兵衛 徳島縣書籍商組合 黒崎精二  
 愛媛縣書籍商組合 向井藏次郎 福岡縣書籍商組合 菊竹嘉市 大分縣書籍商組合 甲斐茂平  
 佐賀縣書籍商組合 大坪萬六 熊本縣書籍商組合 長崎茂平 鹿兒島縣書籍商組合 吉田幸兵衛  
 廣島縣書籍商組合 花井卯助 北海道書籍商組合 中村信以

### 正副會長及幹事

創立總會に於て選任せられた正副會長及び幹事の組合名は掲げたが其の後當選組合よ氏り名の通知があつた、即ち左の如くである。

會長	東京書籍商組合 大柴四郎	副會長	東京書籍商組合 林平次郎
幹事	東京書籍商組合 大倉保五郎	幹事	東京書籍商組合 三樹一平
幹事	東京書籍商組合 目黒甚七	幹事	東京書籍商組合 大葉久吉
幹事	東京書籍商組合 江草重忠	幹事	大阪書籍雜誌商組合 岸本榮七
幹事	大阪書籍雜誌商組合 博多久吉	幹事	信濃書籍雜誌商組合 西澤喜太郎
幹事	福岡縣書籍商組合 菊竹嘉市	幹事	北海道書籍商組合 中村信以

### 全國書籍業懇親會

大正九年五月十八日、全國書籍商組合聯合會成立し閉會後、日本橋區矢の倉福井樓に於て全國書籍業懇親會は開催された。來會者は三府三十九縣の組合各代表者、五十餘名。席定まるや大柴四郎林平次郎の兩君は正副會長當選の挨拶をせられ、京都組合の東枝吉兵衛、大阪組合の岸本榮七の兩君は全會員を代表し、聯合會の成立は一に東京書籍商組合の盡力に因るものとの謝辭を述べられた。かくの如く全國の大書店主が一堂に集合することは圖書大市會を別にして未曾有の事であつた。初夏の清風卓上を清め、祝盃數を重ね、和氣滿堂、盛んなる會合であつた。

### 書籍の運賃低減に關し鐵道省へ請願

五月十八日の創立總會に於て決議した書籍の運賃低減に關し鐵道省へ請願の件は、五月廿二日、大柴四郎、林平次郎、大倉保五郎以上東京組合、岸本榮七、大阪組合、中村信以(北海道組合)の五君は正副會長幹事の資格に於て鐵道省に出頭し、運輸課長に面會して縷々陳情し、左の請願書を提出した。

(請願書)下記全國書籍商五十組合ハ書籍ノ鐵道運賃ヲ新聞雜誌ト同一ノ料金ニ低減セラレン



コトヲ請願仕候

(理由)由來書籍ハ他ノ商品ト其ノ性質ヲ異ニセリ、即チ書籍ハ國民ノ知識普及及並ニ修養開發ニ必須缺クベカラザル貴重品ナルノ故ニ努メテ其ノ價格ノ低廉ヲ計ルコト最モ肝要ナルハ言ヲ俟タズ、然ルニ世界大戰ノ影響ヲ蒙リ其ノ生産費ノ一タル紙價ハ累次昂騰シ、印刷製本費等亦狂騰シ、其ノ結果現今ノ如ク書籍ノ定價ヲ引上グルノ已ムヲ得ザル窮境ニ陥レリ、此ノ騰貴シタル書籍ノ價格ニ尙運賃ノ高騰ヲ以テセバ購讀者ハ其ノ負擔ニ堪ヘ難ク、而モ購讀者中ノ多數ヲ占ムル中産階級ノ國民ハ今ヤ諸物價激騰ノ爲メ生活不安ノ脅威ニ惱ムノ秋、延テハ讀書ノ普及ヲ阻碍シ國民教科ノ發達ヲ滯滞セシムルハ推シテ知ルベキナリ。彼ノ新聞雜誌ノ如キ定期刊行物ハ文化ノ普及促進ノ趣旨ニ依リ運賃低減ノ特典ニ浴シツツアルコトハ我等ノ深ク感謝スルトコロナリ、我書籍業ガ文化ノ普及促進ニ貢獻スルコトハ敢テ新聞雜誌ニ讓ルモノニアラズト確信ス。其ノ第二ノ國民ヲ教育スル教育書、國民ノ精神的糧トスベキ書籍ニ對シ、前記二者ノ特典ヨリ除外セラルムハ誠ニ遺憾ニ堪ヘザルナリ。我々當業者ハ許ス限り書籍ノ價額ヲ低廉ニシ購讀者ノ負擔ヲ輕カラシムルコトニ焦慮シツ、アリ。

前述ノ事情ナルヲ以テ特別ノ御詮議ヲ仰ギ書籍類ノ鐵道運賃ヲ新聞級及雜誌ト同一率ニ

御改正アランコトヲ切望シテ止マズ、コレ本願ヲ提出スル所以ナリ。

右全國六十ノ書籍業ヲ代表スル左記五十團體代表者連署シテ及請願候也

大正九年五月二十二日

全國書籍商組合聯合會

會長 大柴 四郎  
副會長 林 平次郎

各府縣書籍商組合名及

代表者名列記(略)

鐵道大臣 元田 肇殿

加入組合

全國各府縣組合は全部本會に加入したが、左記二縣は組合未設の爲め其の加入の運びに至らなかつた。然るに此年六月兩縣とも組合を設立し、直に本會に加入した。

岐阜縣書籍雜誌商組合 組長 原 眞 澄  
宮崎縣書籍商組合 幹事長 松 井 義 雄



### 代表者異動

島根縣書籍雜誌商組合代表者理事有田傳助君は六月八日死亡せられたので、理事奉慶之助君が代表者に就任した旨届出があつた。

### 組合合併

横濱市書籍商組合は神奈川縣書籍商組合に合併したる旨兩組合代表者から届出があつた。

### 組合員名簿發刊

「全國書籍商組合員名簿」を刊行し、之を各組合へ要求部數を送附した。

## 第二二期

(自大正九年十月 至大正十年九月)

### 總集會

大正九年十月十三日午後二時、下谷區上野公園精養軒に於て第二回總集會を開いた、出席者三十七組合、この代表議員四十八名。午後二時三十分開議、會長大柴四郎君議長にて左の案件を附議した。

#### (一) 大正九年度庶務報告

右報告通り承認せられた。

#### (二) 大正九年度會計報告

右承認を経た。

#### (三) 大正十年度豫算案

大阪組合の新家春三君 懇親會費は無用の支出に付、今後は全廢せられたし。

議長(大柴四郎君) 此聯合會は有史以來の我書籍業の大團結にして、總集會は一年に一回なり、遠來の各位を待つ爲めに計上した懇親會費位は當然なりと思ひ豫算に加へたるなり。

栃木縣組合の人見定吉君 懇親會費を豫算に計上したるは賛成なり、五百圓は出席者五十人と  
して僅に一個十圓ならずや、必ずしも無用の費途にあらず。

八王子組合の梅澤重治君 懇親會費は代表者個人が負擔すべきものなり。

栃木縣組合の人見定吉君 代表者は其の組合の代表なり、此意味に於て組合が負擔するを當然



とす。

議長(大柴四郎君) 懇親會費は別に追徴するにあらず、本會の經費より支辨するものなり。  
八王子組合の梅澤重治君 記事掲載料とは如何。

議長(大柴四郎君) 本會の報告記事を圖書月報に掲載する掲載料なり。

右豫算案は全會一致を以て原案に可決した。

#### (四) 加入金の件

林平次郎君(副會長) 各組合の加入金は區々にして而も高額なるものあり。加入金は努めて低減し容易に加入し得らるゝやうにし以て各組合の内容を充實するを急務とす、五月の創立總集會に於て各組合とも今後規約を修正する場合は加入金を三十圓を最高限度とすることに決したり、各地方に其の組合に加入せざる同業者を悉く加入せしめ、同業者を網羅せざれば規約實行上大なる支障あり。

大阪組合の石塚猪男藏君 加入せんとする者も紹介者なき場合あり、其れ等は本部へ本人より其の旨を通知し加入許諾を與へられるやうにしたし。

林平次郎(副會長) 加入せんとする者に其の紹介者たる事を拒む者あり、保證にあらずして紹介なり、他日何等責任あるに非ざれば、依頼された紹介を拒むは不當なり。

新潟縣組合の覺張治平君 新に開業し加入せんとする者に對しては現加入金にて差支なきも、従来の營業者にして加入せんとする者に對しては特別の加入金にしたし。

京都組合の東枝吉兵衛君 吾々茲に會合するも各地の情況を知る能はず、加入金の階級の如きは幹事に一任したし。

愛知縣組合の星野松次郎君 加入金は土地の情況に依り高下あらんも、最高を三十圓としたる其れを實行されたし。

山梨縣組合の大塚源太郎君 山間不便の地には他の業を主とし、書籍を副業とする者多し、其れ等も加入せしむべきや。

林平次郎君(副會長) 勿論書籍を取扱ふ者は悉く加入せしめざるべからず。

栃木縣組合の人見定吉君 特例の加入金にて加入し得らるゝやう其の期間を定められたし。

富山縣組合の中田清兵衛君 加入を勧誘するも尙加入せざる者に對しては本部より勧誘狀を發せられたし。

林平治郎君(副會長) 其の組合自身が勧誘せられたし、例へば其の組合が勧誘するも加入せず、本部より勧誘狀を發し其の結果加入する者あれば、其の組合の威權にも關せざるや。  
右加入金は未加入者に對しては本年末を限り特例の加入金を定め加入せしむる事に決した。



(五) 規約修正案

議長(大柴四郎君) 規約に修正を加ふる必要あり、左の一條を新設し以下各條繰下げとしたし。  
規約第十五條 各組合ハ其ノ規約及附屬規程ヲ制定シ若クハ變更シタル場合ハ本會ノ承認ヲ經ヘシ

右原案通り可決し、之を直に施行することに決した。

大阪組合の新家春三君 規約を修正し本部を東京に支部を大阪に置き、役員任期を一ケ年とせられたし。

右賛成者なく、議題とならず。

栃木縣組合の人見定吉君 通知以外の問題を附議するは議事法に違はざるや。  
右建議の方法に付ては、今後は幹事に一任する事に決した。

(六) 日記類の件

林平次郎君(副組長) 日記類は東京書籍商組合は除外品としあるも、販賣者と發行元と協定して定價販賣を勵行せり、故に競争を防ぐ爲め各組合に於ても定價販賣を實行されたし。  
信濃組合の西澤喜太郎君 我組合員に對しても制裁困難なる事あり、同業以外の文具店に於て定價販賣を實行せざる場合は如何。

林平次郎(副組長) 割引販賣したる者へは供給せず、若し發行元が違約者に販賣したる事ありたる時は、全國を通じて其の發行元の日記を取扱はざるやうにしたし。

福岡縣組合の菊竹嘉市君 全科表解の如きものは如何。

林平次郎君(副組長) 東京書籍商組合は全科表解の類は書籍と同一に取扱ひ居れり。

熊本縣組合の長崎茂平君 大阪に於て發行する文庫類の如きものは、書籍と同一に取扱ふべき性質なるも、組合員以外の者が之を取扱ひ居れり。

大阪組合の博多久吉君 玩具に類するものと看做し文庫類は組合員以外にも販賣し來りしが、本會が否なりと決すれば變更して書籍と同一の取扱ひをなすべし。

右日記類は來年度分より定價販賣を實行する事に決した。

(七) 新刊月報の件

本會に於て「新刊月報」を發行するや否やにつき幹事會に於て研究する事に決した。

(八) 建議案

覺張治平君外十六名より提出、中等教科書及一般圖書の割引を多からしむるやうとの建議。  
議長(大柴四郎君) 此建議案は本會に於て議定すべき問題にあらず、例へば圖書の割引云々を議題となさば、會員四十八組合中出版者を含む東京書籍商組合を除く、他の四十七組合は恐



らく割引増加賛成なるべし、性質を異にする集合が利益問題を議題とするは不可能にあらざるや。

林平次郎君(副會長) 假に割引問題を議決し、出版者に交渉し、出版者が應諾せざる場合は如何にするにや。

大阪組合の石塚猪男藏君 教科書以外に代金支拂に關し何等建議なきは如何。

新潟縣組合の覺張治平君 割引多ければ自然支拂も迅速となるべし。

栃木縣組合の人見定吉君 覺張氏建議の主旨は是なりとするも利害相反する者の一團となりたる本會に於ては其れを決議すること不可能なり。

京都組合の東枝吉兵衛君 此建議の主旨は前年來の問題なるも、聯合會に於て議題とするは少しく脱線の傾きあり。

右建議案については本會より中等教科書協會、東京出版協會に其の主旨を傳へる事に決した。

岐阜縣書籍雜誌商組合よりの建議 定價販賣の掲示を本會にて作製し全國の各組合員の店頭に掲ぐる事 此建議は既に各組合に於て標章を調製した向が多いので否決となつた。

八王子組合より會費に階級を設くる件

石川縣組合(宇都宮源平君) 會費の均一を破れば或は支障を生ずる事あらん。

兵庫縣組合(柏佐一郎君) 既に可決したる豫算を如何にするにや。

議長(大柴四郎君) 會費に階級を設くるに至らば自然規約を變更せざるべからず。

新潟縣組合(覺張治平君) 幹事に於て研究せられ必要あらば次期總集會に提出ありたし。

右の建議に就ては幹事會に於て研究する事に決した。

代表者増加

京都書籍雜誌商組合代表者を二名に變更。 神奈川縣書籍商組合代表者を二名に變更。

右承認せられた。

右にて議事を終了したので閉會した、時に午後六時三十分。

總集會出席組合

第二期總集會に出席された組合代表者は左の如くである。

- 東京書籍商組合 大柴四郎 東京書籍商組合 林平次郎 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 三樹一平 東京書籍商組合 日黒甚七 東京書籍商組合 大葉久吉
- 東京書籍商組合 江草重忠 八王子書籍商組合 梅澤重治 京都書籍雜誌商組合 東枝吉兵衛
- 大阪書籍雜誌商組合 岸本榮七 大阪書籍雜誌商組合 博多久吉 大阪書籍雜誌商組合 石塚猪男藏
- 大阪書籍雜誌商組合 新家春三 神奈川縣書籍商組合 今井政兵衛 神奈川縣書籍商組合 松信大助



兵庫縣書籍雜誌商組合 佐一郎 兵庫縣書籍雜誌商組合 石丸甚八 新潟縣書籍商組合 覺張治平  
 埼玉縣書籍商組合 菅間定治郎 群馬縣書籍商組合 高橋清七 千葉縣書籍商組合 能勢鬼一  
 栃木縣書籍商組合 八見定吉 奈良縣書籍商協會 太田常吉 愛知縣書籍商組合 星野松次郎  
 名古屋書籍商組合 川瀬書店 靜岡縣書籍商組合 齋藤源三郎 山梨縣書籍商組合 大塚源太郎  
 滋賀縣書籍雜誌商組合 吉田善次郎 岐阜縣書籍雜誌商組合 原眞澄 信濃縣書籍商組合 西澤喜太郎  
 宮城縣書籍商組合 藤原佐吉 福島縣書籍商組合 甲斐山忠左衛門 岩手縣書籍商組合 玉山慶次郎  
 青森縣書籍商組合 今泉道次郎 山形縣書籍商組合 五十嵐太右衛門 秋田縣書籍商組合 石川信助  
 福井縣書籍雜誌商組合 品川太右衛門 石川縣書籍雜誌商組合 宇都宮源平 富山縣書籍雜誌商組合 中田清兵衛  
 鳥取縣書籍雜誌商組合 今井兼文 岡山縣書籍商組合 武内新一郎 廣島縣書籍商組合 花井卯助  
 和歌山縣書籍雜誌商組合 宮井宗兵衛 高知縣書籍商組合 富士越書店 福岡縣書籍商組合 菊竹嘉市  
 佐賀縣書籍商組合 大坪萬六 熊本縣書籍商組合 長崎茂平 北海道書籍商組合 中村信以

以上三十七組合、此代表者四十八名。缺席組合長崎茂平、茨城三重島根、山口德島香川、大分愛媛宮崎鹿兒島の十一組合であつた。

### 中等教科書協會東京出版協會よりの回答

十月の總集會に於て幹事に其の傳達を一任された書籍割引率増加の建議は、其の後會長より中等教科書協會と東京出版協會へ其の主旨を傳達した。東京出版協會よりは同會が八年十一

月に全國の書籍業者へ傳達したものと同一の回答あり、中等教科書協會は總會を開き規約を左の如く修正した旨の回答があつた。

### 中等教科書販賣規程抄録

第二條 委員及販賣業者ノ同業者ニ對スル割引額ハ定價ノ一割三步以内トス

前項割引額ノ増加ハ從來既ニ一割三步以上割引スル向ニ對シテハ適用セス但特約販賣者

ニ對シテハ前項割引額ヨリ更ニ若干ノ割引ヲ爲スコトヲ得

右大正十年一月一日ヨリ實施。

### 組長交迭

鳥取縣書籍雜誌商組合より十一月に山本鐵五郎君が組長に當選したる旨届出があつた。

### 加入組合

滿洲の書籍業者組合を組織し、此年四月本會に加入せられた。

滿洲書籍商組合 組長 濱井松之助



第三期

(自大正十年十月 至大正十一年九月)

總集會

大正十年十月十三日午前十時、東京市下谷區上野公園精養軒に於て第三回總集會を開いた、出席組合三十九、此代表者五十名。同十一時開議、會長大柴四郎君議長にて左の案件を附議した。

(一) 大正十年度庶務報告

右は全會一致を以て承認せられた。

(二) 大正十年度會計報告

右は全會一致を以て承認せられた。

(三) 會費修正案

組合員五十人以下ノ組合ハ會費參拾圓ニ改ム

其ノ他ハ從來通りトス。

山口縣組合の白銀市太郎君 或る感情の爲め未加入者あり、其れ等の組合も組合員五十名以下

なるときは會費三十圓にて宜しきや。

林平次郎君(副會長) 八王子組合の如き新市制の爲め實際に組合員少數の組合に對し減額したき主旨なり、山口縣の云はるゝ如きは其の縣の組合が努めて未加入者を勧誘して成べく速に加入せしむべきなり。

新潟縣組合の目黒十郎君 會費を均一に減額するは大賛成なるも、部分的に高下を設くるは不賛成なり。

林平次郎(副會長) 本會創立當時會費は均一が宜しからんとし現行の如く決したるなり、幹事會に於ても會費に階級を設くるは面白からずとの意見もありしが改正案の如く決したり。右會費修正案は原案通り可決した。

(四) 規約修正案

第五條第四項ノ幹事十名ヲ十五名ニ改ム

第十二條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

但新潟縣、福岡縣、北海道ハ尙一人ヲ選出スルコトヲ得

第二十二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但組合員五十人以下ノ組合ハ此限ニ在ラス



(参考) 第二十二條 本會ノ經費ハ代表議員一人ヲ一箇トシ均一ニ負擔スルモノトス

右修正案は全會一致を以て可決し、大正十一年度より之を實施する事になつた。

議長(大柴四郎君) 規約第五條修正の結果、幹事五名を選出すべく其の任期は現幹事の満期迄とする。

右は満場一致を以て可決し、幹事五名の選出は議長指名となつたので、議長は左の如く指名された。

京都書籍雜誌商組合      新潟縣書籍商組合      愛知縣書籍商組合      宮城縣書籍商組合  
岡山縣書籍商組合

(五) 大正十一年度豫算案

名古屋組合の川瀬條吉君 規約第五條修正の結果豫算案收入の部第一款を減額すべきものに  
あらずや。

林平次郎君(副會長) 組合員五十人以下の組合は九箇あり、會費改正の結果百八拾圓を減すべく  
收入第一款に掲げある數字は夫れを控除したる額なり。

右にて豫算案は原案通り可決した。

(六) 日記類の件

議長(大柴四郎君) 日記に付ては昨年よりの研究問題にして之は出版者の意向を問ふ必要ある  
を以て各出版元に照會し回答を得、十二月廿八日迄は定價販賣を勵行すべく本日提出したる  
なり。

愛知縣組合の星野松次郎君 日記の定價販賣は實行し得るや。

林平次郎君(副會長) 期日を定め其の間は必ず定價販賣は實行し得べし、要するに日記は除外品  
なれば組合員外に提供するも差支なし。

静岡縣組合の吉見義資君 日記の定價販賣は結構の事なり、其の解除の期日を定めざるやうに  
したし、地方に依り種々事情の異なるものあり。

山口縣組合の白銀市太郎君 期日は各組合の決議に任すとしたし。

林平次郎君(副會長) 廿八日と定め、其の後出版元が割引販賣をせしむるやうにする場合は如何  
取締るや。

大阪組合の岸本榮七君 十二月廿八日を以て全國を通じ除外とすれば差支を生ずる地方あり、

故に本會に於ては廿八日と定め、其の他は各縣組合の任意決議とせられたし。

名古屋組合の川瀬條吉君 組合員外の者が亂賣したる場合は如何。

林平次郎君(副會長) 出版元に其の旨を通じ、其の亂賣者とは來年の取引を停止すべし。



信濃組合の西澤喜太郎君 各地方事情の異なるあり、長野縣の如きは一月となつてから、日記を購入する者多し、故に永久定價販賣を勵行し居れり、而も本縣は出版元と交渉し組合員に非ざる者と取引したる出版元の日記は取扱はざる事となし居れり。

福岡縣組合の菊竹嘉市君 各縣の任意は結構なり、原案の十二月廿八日と云ふ事は可決し置き、其餘の期日は各縣組合に於て決議する事にしたし。

滿洲組合の濱井松之助君 期間中は定價販賣を實行し、其餘は期日を設けざるやうにしては如何。

北海道組合の中村信以君 聯合會としては十二月廿八日を期限と定め、各縣に於て期日を定むるやうにしたし。

富山縣組合の中田清兵衛君 福岡縣の説に従へば違背者を制裁する場合甚だ薄弱なり、長野縣に従へば出版元の迷惑となる事あらん、故に此問題は保留とし尙一層研究を望む。

京都組合の東枝吉兵衛君 [但十二月廿八日以後へ各組合ノ決議ニ依り割引スルコトヲ得]と加へては如何。

右日記の件は全會一致原案に可決し、其の開放期日は各縣組合の決議に依る事に決した。

(七) 全國書籍商組合員名簿

林平次郎君(副會長) 全國組合員全部に配布するとし約七千冊を調製し、一冊實費二十錢を要すべく、本會より一千圓を發行補助費として支出し、各縣組合は一冊五錢の割にて必ず其の組合員數を引受くる事にしたし。

右名簿は全會一致を以て發行する事に可決し、本會は一千圓を補助費として支出する事に決した。

(八) 新刊月報の件

議長(大柴四郎君) 昨年より保留となりたる新刊月報の件は此事業は出版協會に於て發行し居るが故に、本會は當分發行を見合す事に幹事會に於て決したりと報告し、右報告通り可決した。

(九) 加入金の件

議長(大柴四郎君) 昨年各組合の加入金は三十圓限度とする旨決定したるが、未だ實行せざる組合あり、速に最高三十圓と改正せられたしと注意した。

(一〇) 未加入者勸誘の件

議長(大柴四郎君) 各縣組合中未加入者あるものあり、夫れ等を勸誘して速に加入せしむるやうに運ばれたし、と注意を促した。



(一一) 規約第十六條の勵行

議長(大柴四郎君) 本部より通知したる要項は各組合は其の組合員に通知する事は規約第十六條に規定しあるも、其れを實行せざる組合の有るやうに聞く、要項は必ず其の組合員に通知せらるべし、と注意した。

(一二) 圖書館公入札の件

議長(大柴四郎君) 圖書館又は公入札に割引し得る組合あるも、其の如き規定は直に改正せられ、絶対に割引せざるやうにしたし、と注意した。

(一三) 京都書籍雜誌商組合建議

一、地方組合の決定に對し不服ある場合は全國書籍商組合聯合會之が裁定を爲し得る事。  
二、地方組合に加入申込者ありたる場合、組合は一ヶ月以内に其の許否を決すべし。

林平次郎君(副會長) 岐阜、愛知に最近裁判問題となりたるものあり、故に京都組合建議の第一は可決すべきものなりと思ふ。第二の加入を爲したくも紹介者なき爲め加入し得ざる者あり、斯る場合は本部へ其の旨を申告し得るやうにしたし。

北海道組合の中村信以君 第一に對しては問題を制限したし。

神奈川縣組合の永島繁太郎君 第一に對し費用につき研究を要すべし、故に此問題は保留とせ

られたし。

福岡縣組合の菊竹嘉市君 第一に付ては會長及東京幹事に一任し、費用を要する場合は當事者に負擔せしめては如何。

林平次郎君(副會長) 同業者間の問題は成べく法廷にて争ふやうの事を避けたし、本會に裁定機關を設くる必要あり。

神奈川縣組合の永島繁太郎君 本會を最高裁定機關たらしめば結局本會は地方紛擾裁判所となるならん、本會は同業の福利増進を目的とするなり、其れに悖らざるやうにしたし。

議長(大柴四郎君) 本會は各組合員の福利増進を目的とすること當然なり、只不公平なる裁判を受けたる者が其の不平を訴ふる機關を設くるは必要ならん。

岐阜縣組合の原眞澄君 勞力と費用を厭はざれば有と無とは有る方が宜し、採用する事に決しては如何。

東京組合の江草重忠君 此問題は採擇する事とし、詳細の事は幹事に於て研究し、次回の總集會に提出しては如何。

右京都組合の建議その第一は採擇し幹事に於て研究する事に決した。  
京都組合の建議第二につき提出者は左の如く陳べられた。



京都組合の東枝吉兵衛君 或る縣の如きは年一回の集會につき夫れ迄加入の中込につき許否を決する能はず、仍て本案を提出したり。

林平次郎君(副會長) 加入者は成べく早く許否を決し且簡便に加入し得らるゝやうにしたし。山口縣組合の白銀市太郎君 加入を拒む組合ありと聞くが、夫れは組合と云ふ精神を毀却したるものなり。

神奈川縣組合の永島繁太郎君 加入せんとする者は必ず加入せしむるやうにしたし。

北海道組合の中村信以君 一ヶ月とすると一ヶ月迄は未決定にて宜しき事となれり、依て此事は各組合に注意し、加入は成べく早く許否を決するやうにしたし。

東京組合の江草重忠君 京都組合の建議の主旨は一ヶ年半年を未決定にし得る其れを改めんとするにあるなり。

右建議に基き、加入申込者に對し速に許否を決するやう各組合に注意する事に決した。

(一四) 滿洲書籍商組合の建議

規約第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但支那、朝鮮、臺灣ニ於ケル小賣賣價ハ定價ニ送料ヲ併算シテ販賣スルコトヲ得

林平次郎君(副會長) 本會規約に此建議の但書を加ふるは否なり。

新潟縣組合の目黒十郎君 東京の組合員は地方よりの注文に對し送料を加へ居るや。

林平次郎君(副會長) 送料を加へ居れり、此建議は滿洲組合の規約に加へ、本會の承認を求むべきものなり。

福岡縣組合の菊竹嘉市君 送料加算は弊害あり、故に一割以内としたし、現在は滿洲のみの問題なるも、臺灣、朝鮮も早晚本會に加入せらるゝならん、此加入の場合には滿洲と同一にしたし、而して殖民地のみならず内地に於ても遠近に依り何分かの増加を承認せられたし。

神奈川縣組合の永島繁太郎君 滿洲、北海道、臺灣、朝鮮に限るなれば可なり、決して内地に及ぼすべからず。

右滿洲組合の建議につき定價より一割以内を送料として加算し販賣する事を承認し、滿洲組合規約に明記せしむる事に決した。

其の他の殖民地組合も加入したる場合は滿洲組合に準ず。

(一五) 北海道書籍商組合の建議

北海道組合同規約第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但普通二割以下ノ割引圖書ニ對シテハ送費トシテ定價ノ五分以内ヲ定價ニ加算シテ販賣スルコトヲ得



右建議は滿洲の例に倣ひ之を承認する事に決した。

(二六) 東京書籍商組合より要求

東京書籍商組合より、近頃頻出する特價販賣に付其の特價、切後を警戒せざれば或は定價販賣實行に背く者なきを保し難し、故に聯合會より各組合に注意し、各組合は其の組合員に其の事を注意するやうにしたし。

右は本會より各組合に特價、切後定價販賣勵行に付注意書を發し、各組合は其の旨を其の組合員に通知する事に決した。

右にて議事の全部を議了し、午後六時閉會し、夫れより同所に於て懇親會を開催した。

總集會出席組合

- 東京書籍商組合 大柴四郎 東京書籍商組合 林平次郎 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 三樹一平 東京書籍商組合 日黒甚七 東京書籍商組合 江草重忠
- 東京書籍商組合 大葉久吉 八王子書籍商組合 梅澤重治 京都書籍雜誌商組合 東枝吉兵衛
- 京都書籍雜誌商組合 永澤信之助 大阪書籍雜誌商組合 岸本榮七 大阪書籍雜誌商組合 鈴木常松
- 大阪書籍雜誌商組合 塚越翁太郎 大阪書籍雜誌商組合 中村卯之助 神奈川書籍商組合 永島繁太郎
- 兵庫縣書籍雜誌商組合 柏佐一郎 兵庫縣書籍雜誌商組合 川瀨光吉 新潟縣書籍商組合 目黒十郎

- 埼玉縣書籍商組合 菅間定治郎 群馬縣書籍商組合 高橋清七 千葉縣書籍商組合 能勢鼎三
- 奈良縣書籍商協會 木原近藏 愛知縣書籍商組合 星野松次郎 名古屋書籍商組合 川瀨條吉
- 静岡縣書籍商組合 吉見義資 山梨縣書籍商組合 大塚源太郎 滋賀縣書籍雜誌商組合 吉田善次郎
- 岐阜縣書籍雜誌商組合 原眞澄 信濃縣書籍商組合 西澤喜太郎 宮城縣書籍商組合 藤原佐吉
- 福島縣書籍商組合 甲斐山忠左衛門 岩手縣書籍雜誌商組合 玉山慶太郎 青森縣書籍雜誌商組合 今泉道次郎
- 山形縣書籍商組合 五十嵐太右衛門 秋田縣書籍商組合 成見清兵衛 石川縣書籍雜誌商組合 宇都宮源平
- 富山縣書籍雜誌商組合 中田清兵衛 鳥取縣書籍雜誌商組合 山本鐵五郎 島根縣書籍雜誌商組合 今井兼文
- 岡山縣書籍商組合 武内新一郎 廣島縣書籍商組合 丸岡才吉 山口縣書籍商組合 白銀市太郎
- 和歌山縣書籍雜誌商組合 宮井宗兵衛 徳島縣書籍商組合 黒崎精二 香川縣書籍販賣業組合 宮脇仲次郎
- 福岡縣書籍商組合 菊竹嘉市 佐賀縣書籍商組合 大坪萬六 鹿兒島縣書籍商組合 谷村藤吉
- 北海道書籍商組合 中村信以 滿洲書籍商組合 濱井松之助

組長更迭

以上三十九組合、代表者五十名であつた。缺席組合は長野、茨城、栃木、三重、福井、愛媛、高知、大分、熊本、宮城の十組合。

鳥取縣書籍雜誌商組合組長山本鐵五郎君辭任し、十二月に山本鐵太郎君組長に就任した旨届出があつた。



名古屋書籍商組合幹事長川瀬條吉君辭任し、二月に鬼頭伊三郎君幹事長に就任した旨届出があつた。

### 加入組合

臺灣の書籍業者は組合を組織し、大正十一年一月に本會に加入せられた。

臺灣書籍商組合 組長 村崎長昶

朝鮮の書籍業者は組合を組織し、大正十一年八月に本會に加入せられた。

朝鮮書籍商組合 組長 内藤定一郎

### 營業稅廢止に付陳情

一月廿九日幹事會を開き、營業稅全廢の件に付協議し、其の後研究を累ねた結果三月十日に東京商業會議所へ左の如く陳情書を提出した。

### 陳情

營業稅ハ産業ノ發達ヲ阻害スル惡稅ナルヲ以テ速ニ廢止セラレンコトヲ主張致候

### 理由

營業稅全廢ニ就テハ今ヤ全國舉ツテ高唱セラレツ、アリ、而シテ各種業體毎ニ其ノ理由ヲ異ニスルモノナリ、抑モ圖書及新聞雜誌ハ學術技藝ヲ始メ百般ノ事項ニ關スル知識ヲ普及シ、國民ノ道德及趣味ノ向上ヲ資ケ一國文明ノ進歩ヲ促ス上ニ缺クベカラザル機關タルコトハ何人モ疑ハザル所ニシテ、既ニ現行法モ此意味ニ於テ新聞紙業及ビ雜誌業ハ總テ無稅トセラレアルニ拘ハラズ、獨リ圖書出版業ニ對シ明治四十三年以來課稅セラル、コト、ナレリ(其ノ以前ハ無稅)就中國定教科書ノ出版及販賣ニマデ課稅セラル、ガ如キハ不條理ノ最モ甚シキモノト謂フベシ、故ニ新聞雜誌ト同一性質タル圖書出版業及同販賣業ヲモ文化促進ノ爲メ營業稅ヲ廢止セラル、コト是レ當然ノ事ナリト信ズ  
過般四國協商ノ結果ハ海軍軍費縮少トナリ、其ノ結果ハ國家ノ歳出豫算ニ剩除金ノ生ズルコトハ陳ブルマデモナシ、仍チ此好機ニ於テ産業ノ發達ヲ促進スル上ニ營業稅ノ廢止ハ最モ機宜ヲ得タルモノナリ  
全國書籍商組合聯合會ハ營業稅ノ廢止ヲ主張シ、貴所ニ向ヒ速ニ之ガ實現セラレンコトヲ御盡力ニ與リ度茲ニ具陳仕候也

大正十一年三月十日

全國書籍商組合聯合會



東京商業會議所會頭 藤山 雷太殿

會長 大柴 四郎  
各組合連名

### 規約承認

京都書籍雜誌商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、五月の幹事會に於て之を承認した。

大阪書籍雜誌商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、六月の幹事會に於て之を承認した。

千葉縣書籍商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、六月の幹事會に於て之を承認した。

滋賀縣書籍雜誌商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、九月の幹事會に於て之を承認した。

岐阜縣書籍雜誌商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、九月の幹事會に於て之を承認した。

福井縣書籍雜誌商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、九月の幹事會に於て之を承認した。

和歌山縣書籍雜誌商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、九月の幹事會に於て之を承認した。

愛媛縣書籍商組合より規約を修正したので其の承認を求められ、九月の幹事會に於て之を承認した。

### 第四期 (自大正十一年十月 至大正十二年九月)

#### 總集會

大正十一年十月十一日午後一時、東京市麴町區有樂町一丁目府立商工獎勵館に於て第四回總集會を開いた。出席した組合は三十八、此代表者は五十一名であつた。午後二時開議、會長大柴四郎君議長にて左の案件を附議した。

#### (一) 大正十一年度庶務報告



右は全會一致承認せられた。

(二) 大正十一年度會計報告

右は全會一致承認せられた。

(三) 大正十二年度豫算案

愛知縣組合の星野松次郎君。全國組合員名簿を作製せられたし。

林平次郎(副會長) 十一年度に於て作製したるも其の後の異動多々あるを以て作製する必要あらん、十一年度には發行費一千圓を可決し、而して一冊五錢にて配分したり、今回再び之を作製するとせば補助費の支出を要すべし。

新潟縣組合の覺張治平君 補助は豫算を變更せずして豫備費より支出するやうにしたし。

東京組合の目黒甚七君 豫備費より支出するとし、若し不足を生じたる場合は繰越金より支出する事にしたし。

新潟縣組合の覺張治平君 不足金は繰越金より支出するも差支なからん。

福岡縣組合の菊竹嘉市君 現組合員のみ配分數にては新加入者に配分する事を得ず、仍て現員の一割増位の數を配分し得らるゝ事にしたし。

大阪組合の家村吉兵衛君 名簿へ各組合員の電話番号を掲げては如何。

愛知縣組合の星野松次郎君 振替口座番號をも掲ぐる事にしたし。

東京組合の大倉保五郎君 電話振替の番號を掲ぐるは結構なり、其れには製版費に多少異動あるべく、依て前年度に於て單價五錢であつたのを六錢としては如何。

山口縣組合の白銀市太郎君 振替は二個あるものは二個掲ぐるやうにしたし。

大阪組合の岸本榮七君 電話振替とも代表的番號を一個掲ぐれば足れりとす。

富山縣組合の中田清兵衛君 體裁上なれば發行の必要なし、必要を主とするなれば振替電話等悉くを掲ぐるやうにしたし。

大阪組合の田中庄二郎君 製版の都合もあらん、其れ等は幹事に一任したし、要するに電話振替番號は其の主要のもの一個を限り掲げて結構なり。

兵庫縣組合の柏佐一郎君 配分の數を先刻現組合員の一割増との説がありしが、近村加入者多數ある場合につき現員より二割増として配分せられたし。

右全國書籍商組合員名簿は作製する事に決し、電話振替等の番號は各一個を掲げ、一冊六錢の割にて各組合現員に二割以内の數を増し、費用は豫備費より支出し、尙不足を生じたる場合は繰越金を以て補充する事に決した。

大正十二年度豫算案は全會一致を以て原案に可決した。



(四) 規約修正案 (前年京都組合の建議に基く)

第十六條ノ次ニ左ノ一條ヲ設ケ大正十二年度ヨリ施行ス

第十七條 組合員ト其ノ組合員トノ間ニ營業上ニ關シ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者ノ一

方若クハ双方ヨリ本會ニ其ノ調停ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ會長ハ調停委員若干名ヲ指名シ之ヲ調停セシム

第十七條以下順次繰下グ

大阪組合の岸本榮七君 組合と組合との間の紛議をも調停する項目を加へられたし。

議長(大柴四郎君) 組合と組合との間の紛議は當然本會が調停し得るものならば更に掲ぐる必

要なからん。

大阪組合の鈴木常松君 調停に要する費用は孰れが負擔するにや。

林平次郎君(副會長) 調停者は幹事と限らずとも隣縣の組合にて宜しからん。

大阪組合の鈴木常松君 幹事が調停するにや又は幹事外にても調停の出來得るにや。

議長(大柴四郎君) 調停を幹事と限らば不便の事あるべし、費用は當事者の負擔とすべきものな

り。

愛媛縣組合の向井藏次郎君 組合員外の問題は此案に含まざるや。

京都組合の東枝吉兵衛君 提出者の意思は組合と組合員との間に限れるものなり。

山口縣組合の白銀市太郎君 一方が調停を請求するも一方に於て望まざる場合は調停する事

を得ざらん。

新潟縣組合の覺張治平君 斯る場合には調停する事を得ざらん。

山口縣組合の白銀市太郎君 本會が必要と認めたる場合は自發的に調停するやうにしたし。

議長(大柴四郎君) 原案に左の一項を加ふる事にせり。

本條ニ關スル費用ハ當事者ノ負擔トス

右規約修正案は多數を以て原案に可決した。

(五) 報 告

議長(大柴四郎君) 前年來懸案となり居たる東京雜誌協會へ交渉の件は、非公式には之を試みたるも未だ諸君の希望する如きは實現するに至らず、新任幹事に於て最近の日を約し先方幹部と會見協議する考へなり。

(六) 建 議 案

建議案として提出せられたものは左の如くである。

○京都書籍雜誌商組合建議 此は規約修正可決の爲め撤回。



○大阪書籍雜誌商組合建議

(一)加入金の件 (撤回)。

(二)雜誌協會の件 これは議長の報告が有つたので撤回。

(三)税率改正請願の件 (撤回)。

○名古屋書籍商組合建議

發行者が素人に特賣する時と雖も同業者に對する割引は特賣價より普通と同額の割引ありたき事。

○熊本縣書籍商組合建議

發行者より販賣業者に卸賣する其の割引率を現在よりも一層増加する様發行者側に要望し實行を促すこと。

○連名建議

(信濃組合の西澤喜太郎、京都組合の東枝吉兵衛、北海道組名の中村信以、宮城縣組合の藤原佐吉、福岡縣組合の菊竹嘉市、新潟縣組合の覺張治平、愛知縣組合の星野松次郎、岡山縣組合の武内新一郎の八君)

(一)一般の割引を二割以上とすること。 (二)送料は一切發行者に於て負擔すること。

(三)中等教科書に付ては三月十五日以前の注文に對し四月以後現品を發送したる場合に生

じたる殘本は無條件に返品を爲し得ること。

(四)中等教科書に付ては三月十五日以後の注文に對し四月以後現品發送の客車賃及小包料

は其の半額を發行者に於て負擔すること。

(五)發行者が一旦定價販賣としたる上は何等の名義を用ふるも一般顧客に對し特價販賣を爲すを廢止すること。

(六)雜誌協會の件 (撤回)。 (七)營業税を甲種に変更請願の件 (撤回)。

議長(大柴四郎君) 名古屋、熊本縣及び其の他の連名建議に付ては幹事會に於て審議したる結果、孰れも本會の權限外に屬する事項なれば、本會としては如何とも爲し難し、なれども地方營業

諸君の情態を考慮し、之を中等教科書協會、東京出版協會に移牒し建議の主旨を縷陳すべし。

兵庫縣組合の柏佐一郎君 地方組合の内容が充實し、居らざる爲め東京雜誌協會と協調し得ざるやうなるが、其の不充實の點を指摘せられたし。

林平次郎君(副會長) 現在に於ては雜誌のみの販賣者は除外となり居り、組合に加入せざるも營業は出来るなり、之等を加せしめざれば充實したりと云ひ難し。

兵庫縣組合の柏佐一郎君 速に其れ等を充實せしめ精々協調するやうに運ばれたし。

福岡縣組合の菊竹嘉市君 此數種の問題を新任幹事に一任せらるゝと云ふが議長に於て腹案



あるにや。

議長(大柴四郎君) 交渉に就ては新任の幹事に引繼ぐ迄にて命令する事を得ず、故に移牒傳達の方法は新任幹事に一任するより外なし。

北海道組合の中村信以君 割引其の他の件は本會は人の自由權に立入ること能はずと議長は云はるゝが東京と地方とは經費に相違あり、現行の方法は東京の同業者を保護し地方の同業者に疎なるの感あり、故に聯合會は全國均等に圖書を販賣し得るやうにしたし。

林平次郎君(副會長) 中村君は恰度國定教科書の如く割引を統一せよと云はるゝが其れは反つて諸君に不利となるにあらずや。

東京組合の目黒甚七君 中村君は定價販賣が實行し居らざる所の有るやうに云はれたるが如何にや。

北海道組合の中村信以君 定價販賣が勵行し居らずとは云はず、また林君の云はるゝ割引を一定せよと云ふにもあらず。

大阪組合の家村吉兵衛君 幹部の盡力は多謝す、書籍と雜誌は協調の出來得るものと信すれば、本日決議となし協調せられん事を望む。

林平次郎君(副會長) 決議を爲したりとて先方が不同意なる場合は反つて面白からず、故に此如

き問題は決議とすべきものにあらず、なれども協調は進めしむべし。

大阪組合の岸本榮七君 満場の諸君の希望は書籍と雜誌との協調を保つにあり、故に現幹事と新任幹事との區別なく協調の成立する事に盡力ありたし。

福岡縣組合の中尾峯次郎君 定價販賣は地方小賣業者に甚だ迷惑なり、聯合會は何とか之を禁止する方法あらざるや。

議長(大柴四郎君) 定價販賣の不可なるは同感なり、なれども人の自由權に立入る能はざるを如何せん。

林平次郎君(副會長) 東京にては一ケ年間特價販賣を爲し得ざる規定あり、其れ以上を取締るは自由權を束縛する事となるなれば如何とも致方なからん。

福岡縣組合の中尾峯次郎君 發行元が一般特賣を爲すときは小賣業者も特賣して差支なきや、林平次郎君(副會長) 勿論其の期間中は差支なし。

福岡縣組合の中尾峯次郎君 初めて承知せり。

福岡縣組合の菊竹嘉市君 福岡縣組合の規約にも一般特價中のものは其の特價にて販賣するも差支なき規定あり。

右建議案は議長より中等教科書協會、東京出版協會へ移牒し、建議の主旨を傳達することに決し



た。

(七) 正副會長幹事選舉

熊本縣組合の長島茂平君 正副會長及び幹事は重任としたし。

富山縣組合の中田清兵衛君 事務上幹事を變更しては差支多からん依て重任を望む。

長崎縣組合の中津海知幾君 三年間多大の御盡力あり今又重ねて就任せらるゝは御迷惑の次

第なるも本會發展の上よりして特に重任を望む。

右全會一致を以て選舉を省略し、前會長、前副會長前幹事等重任する事に決した、即ち左の如くである。

會長	東京書籍商組合	副會長	東京書籍商組合
幹事	東京書籍商組合 五名	幹事	大阪書籍雜誌商組合 二名
幹事	京都書籍雜誌商組合 一名	幹事	新潟縣書籍商組合 一名
幹事	愛知縣書籍商組合 一名	幹事	信濃縣書籍商組合 一名
幹事	宮城縣書籍商組合 一名	幹事	岡山縣書籍商組合 一名
幹事	福岡縣書籍商組合 一名	幹事	北海道書籍商組合 一名

右にて議事の全部を議了したので閉會した、午後四時。

總集會出席組合

總集會への出席組合と其の代表議員は左の如くである。

東京書籍商組合 大柴 四郎	東京書籍商組合 林 平次郎	東京書籍商組合 大倉保五郎
東京書籍商組合 江草 重忠	東京書籍商組合 三樹 一平	東京書籍商組合 目黒甚七
東京書籍商組合 大葉 久吉	八王子書籍商組合 梅澤 重治	京都書籍雜誌商組合 東枝吉兵衛
京都書籍雜誌商組合 杉本甚之助	大阪書籍雜誌商組合 岸本 榮七	大阪書籍雜誌商組合 鈴木常松
大阪書籍雜誌商組合 家村吉兵衛	大阪書籍雜誌商組合 田中庄二郎	神奈川縣書籍商組合 今井政兵衛
神奈川縣書籍商組合 天野 榮司	兵庫縣書籍雜誌商組合 柏 佐一郎	兵庫縣書籍雜誌商組合 石九甚八
長崎縣書籍商組合 中津海知幾	新潟縣書籍商組合 覺 張治平	埼玉縣書籍商組合 管間定治郎
群馬縣書籍商組合 高橋 清七	千葉縣書籍商組合 能勢 鬼一	栃木縣書籍商組合 内山港三郎
愛知縣書籍商組合 星野松次郎	名古屋書籍商組合 鬼頭伊三郎	静岡縣書籍商組合 吉見 義次
山梨縣書籍商組合 大塚源太郎	滋賀縣書籍雜誌商組合 吉田善次郎	宮城縣書籍商組合 藤原 佐吉
福島縣書籍商組合 關内米三郎	岩手縣書籍雜誌商組合 玉山慶次郎	青森縣書籍雜誌商組合 今泉道次郎
山形縣書籍商組合 五十嵐太右衛門	秋田縣書籍商組合 成見清兵衛	石川縣書籍雜誌商組合 宇都宮源平
富山縣書籍雜誌商組合 中田清兵衛	鳥取縣書籍雜誌商組合 今井兼文	岡山縣書籍商組合 武内新一郎
廣島縣書籍商組合 花井 卯助	山口縣書籍商組合 白銀市太郎	和歌山縣書籍雜誌商組合 宮井宗兵衛
徳島縣書籍商組合 黒崎 精二	香川縣書籍雜誌商組合 宮脇仲次郎	愛媛縣書籍商組合 向井藏次郎



高知縣書籍商組合 町田良次 福岡縣書籍商組合 菊竹嘉市 福岡縣書籍商組合 中尾峯次郎  
 熊本縣書籍商組合 長崎茂平 北海道書籍商組合 中村信以 滿洲書籍商組合 濱井松之助  
 總集會への出席は以上の如く三十九組合、此代表議員五十一名であつた。缺席組合は茨城、奈良、  
 三重、岐阜、信濃、福井、島根、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、臺灣、朝鮮等の十三組合。

懇談會

總集會閉會後、同席上に於て懇談會に移り、京都組合組長東枝吉兵衛君は販賣業の現状を説き、  
 出版者に對する希望を陳し、北海道組合組長中村信以君は東京と地方との當業の比較につ  
 き熱辯を試みられ、孰れも喝采裡に演了せられた。其れより帝國ホテルに於て懇親會を開催し、  
 午後九時散會した。

雜誌協會幹部と協議會

本會幹事は大正十一年十月十四日午後五時、日本橋區北島町借樂園に於て東京雜誌協會幹事  
 と會合し協議會を開いた。雜誌協會よりは東京社(副幹事長島田義三君)、實業之日本社(永田新之  
 九君)、中央公論社、博文館、婦女界社、大日本雄辯會、政教社、東京堂、大野孫平君、東海堂、北隆館、至誠堂、上

田屋の十三名、當日幹事長麻田駒之助君は已むを得ず缺席された。本會よりは京都組合の東枝  
 吉兵衛、大阪組合の岸本榮七、新潟組合の目黒十郎、愛知組合の星野松次郎、宮城組合の藤原佐吉、岡  
 山組合の武内新一郎、福岡組合の菊竹嘉市、北海道組合の中村信以、東京組合の大柴四郎、同大倉保  
 五郎、同江草重忠、同目黒甚七、同大柴久吉等の十三君で、副會長林平次郎君は已むを得ず缺席され  
 た。協議の要旨は左の如くであつた。

東枝吉兵衛君 聯合會創立當時より懸案となり居る書籍と雜誌と同一協調したく、之は組合員  
 よりの請求なり、統一上必要なりと認む。

岸本榮七君 圖書と雜誌と協調せざれば根本的の鞏固を望むべからず。

東枝吉兵衛君 販賣者としては加入者の少きを望むも文化の上より且は人の自由の上よりし  
 て増加を制限するは不可なり、同業の増加するに従ひ返品數は多くなるは當然なり、然らば新  
 加入者の距離區域を制限すべきか、これ吾々の一朝一夕に定むべからざる大問題なり、現今文  
 化の發達上同業の増加を防ぐに加入金を多額にするは社會の上より見て穩當ならず、要する  
 に兩者統一の下に行はざれば種々なる支障を生ずるならん。

江草重忠君 聯合會と雜誌協會とが協調せざればならぬ事につき具體的の説明を求む。

東枝吉兵衛君 京都組合は今春規約を修正し、其れを雜誌協會に承認を求めたるに今日に至る



も調査中との事にて未だ承認し來らず、其の間假に違約者ありたる場合取引停止を行ふも雜誌は除外としてあれば違約者は一向苦痛なし。

大柴四郎君 要するに合同にあらず、歩調を一にする事が地方組合の希望するところなり。

島田義三君 三年に渡る宿願なることは非公式に知る、何とか協調を圖るべく攻究したるも、要するに取引停止の場合につき再考を要するなり、雜誌は元取次五店より供給し、書籍は個々單獨取引なり、單獨取引なるを以て一個の金額は比較的少額ならん、若假に其の比較的少額の延滞金の爲めに取引停止の處分を行はれんか、雜誌の元取次は經濟上打撃を蒙るならん、故に未加入者に對しては精々加入さすべく元取次より勸誘すべし、取引停止の件に付ては全然協調し難し、此際地方各組合は其の未加入者に對し組合創立當時の加入金にて加入せしむる事にしたし。

目黒甚七君 協會の規約に組合員に在らざる者と取引することを得ずと明示し得ざるや。

目黒十郎君 協會規約第三條に依るも協調すべきものと思はる。

大野孫平君 聯合會創立當時規約に修正あらんと思ひ各地方組合へ照會したるに、其の後規約の承認を求められたるもの僅々數縣に過ぎず。

菊竹嘉市君 再昨年福島縣組合は規約の承認を協會に求めたるも其れと前後して協會より條

件を列記し示されたるが、恐らく彼の條件に適合する規約は各縣を通じて絶無ならんと思ふ、永田新之允君 其れは協會より各縣組合へ注意的に發したるものにて、現在營業しつつある未加入者に對しての事なり、新に開業する者に對しては別問題なり。

菊竹嘉市君 従來は九州書籍商組合と稱し居りたるも擴張して福岡縣書籍商組合としたり、最初は書籍雜誌を合同したるも未加入者の雜誌の取引差支なき爲め雜誌業は別にしたり、其れにつき現在は甚だ不便を感ず、要するに協會に於て加入會費につき研究し、未加入者との取引を止められたし。

目黒十郎君 未加入者は雜誌の取引の出來るが故に加入せざるものありしも、新潟縣の如きは現在は未加入者は一人もなし、取引停止云々に就ては雜誌發行者は何等苦痛なからん、偶々協會員中の四五の販賣店の利益の爲めに協調の出來ざる事になり居るにあらずや。

大野孫平君 要するに過去は云はず、目黒十郎君の説は一應理あるも吾々元取次として取引停止の件が主要の問題なり、畢竟協議の要點は不拂者制裁の件と、未加入者への不賣と、この二件に外ならず、故に後者の統一に就ては元取次は未加入者は如何様にしても加入せしむべし、書籍に關する件に付ての規約は聯合會の承認を求めらるべく、雜誌に關する規定は一應協會の承認を経る様にされたし、加入金會費の點は、書籍、雜誌、書籍雜誌と其の業體に依り區別する必



要もあらん違約者に對する取引停止に付ては協調を保たれざる事情あるなり。  
 島田義三君 書籍雜誌合同組合は雜誌の件に就てのみ規約を協會の承認を経らるゝこと、元取  
 次は未加入者を極力勧誘して加入せしむること。  
 其の他種々の説ありたるも此會合に於ては協調點を見出し得ず、晚餐を共にして午後九時散會  
 した。

### 組長更迭

大阪書籍雜誌商組合より一月附を以て組長副組長左の如く變更したる旨の届出があつた。

組長 鈴木常松

副組長 矢部外次郎

副組長 田中庄二郎

名古屋書籍商組合より五月附を以て幹事長左の如く變更したる旨の届出があつた。

幹事長 松波菊次郎

宮崎縣書籍商組合より七月附を以て組長左の如く更迭したる旨の届出があつた。

組長 谷仲吉

### 北海道組合の特定賣價撤廢

北海道書籍商組合は曩に圖書の特定賣價なるものを設け、郵税に相當する額を定價に加算し  
 販賣し來つたが、時勢に鑑み、四月以降右郵税加算販賣を撤廢し、總て定價を以て販賣する事にし  
 た旨の通知があつた。

### 全幹事會 (小幹事會は省略)

大正十一年十月九日午前十時、事務所に於て全幹事會を開き、總集會に提出する議案に付審議  
 した。出席者は會長(大柴)、副會長(林)、東京(江草、日黒、三樹)、京都(東枝)、大阪(鈴木、岸本)、新潟(覺張、愛知(星野)、  
 宮城(藤原)、岡山(武内)、福岡(菊竹)、北海道(中村)の十四君。

大正十二年五月廿三日午後一時及び翌廿四日午前十時の兩日、事務所に於て全幹事會を開き、  
 各府縣組合の規約を調査し不備の點は之を修正するやう通知する事に決した。當日の出席者  
 は會長(大柴)、副會長(林)、東京(大倉、江草、日黒、大塚、京都(東枝)、大阪(鈴木、新潟(日黒)、信濃(西澤)、愛知(星野)、  
 宮城(藤原)、岡山(竹内)、北海道(中村)の十五君であつた。



各組合規約調査

大正十二年五月廿三廿四日の兩日全幹事會に於て各府縣の規約を調査したる結果、左表下欄の條項は修正を要するものと認め之を其の組合に向つて修正せらるべく通知した。加入金、月費、違約料等は参考として之を掲げた。

組合名	加入金	月費	違約料限度	修正ヲ要スル規約ノ條項
東 京 八 王 子 京	三〇〇〇 加入 一〇〇〇	六〇〇	一〇〇〇〇	第廿一條、第四十六條
大 京 都	五〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇〇	第八條
神 奈 川 阪 都	五〇〇〇	四〇〇	一〇〇〇〇	第四條、第八條
兵 庫 川 阪 都	三〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第五條、第八條
長 崎 庫 川 阪 都	三〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第十條
新 潟 玉 瀧 崎 庫 川 阪 都	五〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第七條
埼 玉 瀧 崎 庫 川 阪 都	五〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第十條

組合名	加入金	月費	違約料限度	修正ヲ要スル規約ノ條項
群 馬 葉 城 木	三〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	第九條
茨 城 木	三〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	第四條
栃 木 葉 城 木	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	第十一條
奈 良 重 知 重 知	三〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	販規第九條
三 重 知 重 知	二〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	第六條
愛 知 重 知 重 知	二〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	第五條
名 古 屋 知 重 知	五〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第十條
靜 岡 屋 知 重 知	三〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第四條、第十六條
山 梨 岡 屋 知 重 知	三〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第五條
滋 賀 梨 岡 屋 知 重 知	五〇〇〇	四〇〇	一〇〇〇〇	第五條
岐 阜 賀 梨 岡 屋 知 重 知	一〇〇〇	四〇〇	一〇〇〇〇	第六條
信 濃 阜 賀 梨 岡 屋 知 重 知	一〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	販規第七條
宮 城 濃 阜 賀 梨 岡 屋 知 重 知	三〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	販規第二十四條
福 島 城 濃 阜 賀 梨 岡 屋 知 重 知	三〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第六條
岩 手 島 城 濃 阜 賀 梨 岡 屋 知 重 知	三〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	販規第二十四條
青 森 手 島 城 濃 阜 賀 梨 岡 屋 知 重 知	五〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第三十二條
青 森 手 島 城 濃 阜 賀 梨 岡 屋 知 重 知	五〇〇〇	三〇〇	一〇〇〇〇	第七條、第十三條



山形	秋田	福井	石川	富山	島根	鳥取	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分
形	田	井	川	山	根	取	山	島	口	和	山	川	愛	知	岡	分
一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
第十四條、第三十條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條

佐賀	熊本	鹿島	北道	臺北	臺灣	朝鮮	滿洲
賀	本	島	道	北	灣	鮮	洲
三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
第十條	第十條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條

名古屋組合に規約勵行を促す

名古屋書籍商組合の組合員の多くは圖書を割引して販賣するとの風説があるので、六月附を以て其の旨を同組合に通知し、規約勵行を促した。

大震火災に付見舞狀を發す

九月一日午前十一時五十八分、俄然關東地方に大震起り、其れが因となつて大火災は幾個所に



も發し、東京市及び横濱市は渾沌、悲慘、凄愴、酸鼻、荒宴、失望、憤怒、破壞、狂奔、有ゆる一切の形容詞を以てするも盡し能はざる大混亂となり、本會事務所も其れが類焼に遇ひ、書類什器の悉皆は烏有に歸した。爲に東京書籍商組合と共に事務所を假に牛込區新小川町二丁目四番地に移し、其所にて執務した。組合員中、東京、神奈川の兩組合の組合員は災害甚大なるを以て、兩組合に對し左の見舞狀を發した。

拜啓 今回ノ關東地方大震災ハ實ニ有史以來未曾有ノ悲慘事ニシテ殊ニ文化ノ中心タル帝都ノ大災害ニ就テハ悲痛同情ノ感ニ堪ヘサル次第ニ御座候、全國當業ノ源泉トシテ且又營業上ノ支配者タル帝都當業ノ大半ガ災厄ニ遭遇セラレタルハ千萬遺憾ノ至リニ候、此秋ニ方リ其ノ復興ニ努力セラルルコト申迄モ無之候ヘ共、特ニ萬難ヲ排シ捲土重來ノ氣勢ヲ以テ國家ノ爲メ當業ノ爲メ文化ノ啓發ヲ圖リ、近ク倍舊ノ光明ヲ放チ全國ノ當業者ニ安定ヲ與ヘラレタク深ク希望スルトコロニ御座候

茲ニ本會ヲ代表シ貴組合及貴組合員諸君ニ對シ衷心ヨリ御見舞申上度如斯御座候 敬具

大正十二年九月廿五日

全國書籍商組合聯合會 會長 大 柴 四 郎

東京書籍商組合組長 大倉保五郎殿

拜啓 今回關東地方ノ大震災ハ實ニ我國未曾有ノ悲慘事ニシテ國家ノ不詳深ク憂慮致候、就中貴縣下ノ蒙リタル損害ノ多大ナルニ於テハ悲痛同情ノ感ニ堪ヘサル次第ニ御座候、冀クハ現下ノ萬難ヲ排シ堅忍不拔ノ勇ヲ鼓シ當業ノ復興ニ努力セラレ度、茲ニ本會ヲ代表シ貴組合員諸君ニ對シ衷心ヨリ御見舞申上度如斯御座候 敬具

大正十二年九月廿五日

全國書籍商組合聯合會 會長 大 柴 四 郎

神奈川縣書籍商組合組長 今井政兵衛殿

第五期

(自大正十二年十月 至大正十三年九月)

臨機の措置

大正十二年九月一日、關東地方に大震災火災起り、帝都の大部は燒盡し、本會事務所も亦類燒の厄に遭ひ、書類什器の全部を烏有に歸した。十月に開會すべき總集會は此非常の場合、殊に旅館等の缺乏の爲め開會不可能となつたので、幹事會に於て總集會は已むなく開會せぬ事に決し、此旨全國組合に通知して同意を得た。右の結果大正十三年度豫算案は十二年度の其れを襲用する



事にし、是又全國各組合に通知して賛否を求めたところ、全會員一致此措置を承認された。

### 追悼會參加

東京書籍商組合に於て大正十二年九月一日の大震災火災の爲め不幸にして死亡せられた組員、家族、従業者の靈魂を慰むる爲め、十二月一日午後二時東京市下谷區上野公園東叡山寛永寺に於て大追悼會を施行せられたので、本會々長大柴四郎君は本會を代表して之に參列し、靈前に生花一對を供へ、左の弔辭を捧げられた。

### 弔辭

此ノ度ノ關東ニ於ケル空前ノ大震災ハ全世界ヲ絶驚セシメマシタ程ノ大悲慘事デアリマシタ、名ニシ負フ京濱大都市ヲ火ノ海阿鼻ノ街ニ化セシメシメスノ大震大火ノ爲メニ東京書籍商組合員中ノ御主人又ハ家族、従業員等無慮數十名ト云フ多數者ノ慘死ヲ遂ゲラレタル事ハ實ニ何タル哀レ悲シク傷マシキ極ミデアリマセウ  
東京書籍商組合ハ該非命ノ死者ニ對シテ其ノ英魂ヲ弔慰センガ爲メニ特ニ東京ニ重キ由緒アル上野ノ東叡山寛永寺ニ於テ莊嚴ナル追悼會ヲ施行セラル

全國書籍商組合聯合會ハコノ盛典ニ陪シ日本全國ノ同業者ヲ代表シマシテ茲ニ恭シク哀悼ノ誠意ヲ捧ゲ奉リマス

大正十二年十二月一日

全國書籍商組合聯合會 會長 大柴 四郎

### 全幹事會

大正十三年二月廿三日午後二時、下谷上野公園梅川に於て全幹事會を開き、大正十二年度庶務報告、大正十二年度會計報告を承認し、朝鮮組合の件、三重縣組合よりの建議、神奈川縣組合の件、規約第十四條の件、規約修正の件、樺太組合設立勸誘の件、年一回特賣の件、朝鮮組合定價以上の販賣の件、公入札の件、日記の件、圖書月報を毎號全國組合員に送本する件、貸本の件等につき協議した。當日の出席者は副會長(林)、東京(大倉、江草、目黒、大慈、京都(東枝)、大阪(鈴木、田中)、新潟(目黒)、宮城(藤原)、福岡(菊竹)、北海道(中村)の十二君であつた。

### 弔慰

五月、熊本縣書籍商組合組長長傳次郎君逝去せらる、本會は恭しく弔意を表した。



### 大阪毎日新聞社の件

大阪毎日新聞社は大阪組合に加入せずして其の出版の圖書を全国の組合員中の一部に托し  
販賣するとの申告が有つたので、本會は左記の通知を全國各組合へ發した。

拜啓 貴組合益々御隆盛奉賀候陳者近頃組合ニ加入セザル者ノ出版物ヲ組合員ニシテ販賣  
スルモノ有之ヤノ趣、殊ニ大阪毎日新聞社ハ大阪組合ニ加入セザルモ全國ニ亙ツテ同社ノ出  
出版物ヲ販賣スルモノ有之、中ニハ其レガ専賣者トシテ公表サルル者有之ニ至ツテハ黙止スル  
不能、延テハ規約勵行上支障ヲ生ズルコトニ相成ベク候間貴組合員中ニ右ニ抵觸スル者無之  
哉御調査相成度此段得貴意候

敬具

大正十三年八月五日

全國書籍商組合聯合會 會長 大 柴 四 郎

然るに大阪毎日新聞社は前記の通知が全國の組合に到達したるを知り、直に大阪組合に加入  
の申込を爲し、各方面へ左の如き通知を發した。

(急告)拜呈 今回東京ノ全國書籍商組合聯合會ヨリ大阪毎日新聞社ハ大阪書籍商組合ニ加入  
シ居ラザル旨各縣下ノ組合ニ通知有之候處本社ハ既ニ大阪書籍商組合ニ加入ノ手續ヲ政候  
間何卒御諒承相成度取急ギ以上御通知申上候

大正十三年八月

大阪毎日新聞社出版部

右の通知が事實なるや否やを確かむる爲め本會は大阪組合に照會したところ、九月十日附の  
書面にて九月七日に大阪毎日新聞社の加入を承認したと同組合から回答があつた。

### 朝鮮組合協定賣價變更

朝鮮書籍商組合より六月の總會の決議に依り規約第六條の協定價格を左の如く變更し七月  
一日より實施するを以て其の承認を求められた。

一、書籍各冊ニ付定價ノ五歩増、但厘位切捨

参考 従來ノ協定價格

一圓未滿	一 割 増。	二圓未滿	十 錢 増。	三圓未滿	二十錢増。
四圓未滿	三十錢増。	五圓未滿	四十錢増。	六圓未滿	五十錢増。
八圓未滿	六十錢増。	十圓未滿	七十錢増。	二十圓未滿	一 圓 増。
三十圓未滿	一圓五十錢増。	五十圓未滿	二圓五十錢増。		

右は大體に於て前協定價格より安價となるを以て幹事會に於て之を承認した。



### 福井市組合入會申込の件

福井市書籍商組合が本會に入會の申込を爲し來つたが、既に福井縣書籍商組合が入會し居るを以て入會の必要を認めぬので之を拒絶した。

### 青森縣組合加入金増額の件

青森縣書籍商組合より加入金を五拾圓に改正し其の承認を求められたが、既に前年加入金は參拾圓を限度とする事に決し、次回總集會に決議案として提出する豫定であるので該請求に對しては承認を與へなかつた。

### 愛媛縣組合へ注意

愛媛縣に於て古本を業とする者、愛媛縣書籍商組合へ加入の申込を爲したるも拒絶されたので加入し得らるゝやうせられたしと陳情し來つた者があつたので、其の旨愛媛縣組合へ照會したるに、古本業者は規約第六條但書「古本營業者へ加入スルコトヲ得ス」との規定に依り拒んだ旨の回答があつた。新本古本の兼營は之を承認して差支なかるべく、萬一新本を古本として割引

販賣した場合は規約に依り制裁し得らるゝのであるから該但書削除に付同組合の意見を求めた。

### 布哇書籍商組合入會申込の件

布哇書籍商組合が本會に入會を申込來つたが、本會の區域外なるを以て之を拒んだ。

### 神奈川縣組合の件

神奈川縣書籍商組合より其の組合員の一人を規約違背の故を以て取引停止に處した旨の通知があり、一方被處分者より事實相違の旨の申告があり、依て二月廿八日幹事會を開き、當日同組合幹部と被處分者を招致し副會長林平次郎君は主として之が解決を圖つた結果同組合は其の處分通知を撤回した。

### 山梨縣組合へ注意

山梨縣に於て書籍業を開業せんとし山梨縣書籍商組合に加入の申込を爲したるも許諾せられずとの陳情が有つたので、本會は山梨縣組合へ其の旨を照會したるに、申込者が開業せんとす



る場所は新に書籍業を開始する必要を認めざるに付拒みたりとの回答があつた、これは商業の自由を束縛する重大問題であるので、規約に其の規定あるやと訊ねたるに、第五十三條「本規約ニ規定セサル事項ハ總テ評議員會ノ決議ヲ以テ處理ス」此條文に依り加入を拒んだといふ。此第五十三條を以て加入を拒むのは穩當を缺くものと認め、其の者を加入せしむべく同組合の意見を求めた。

#### 樺太を北海道組合に合併するの可否

二月廿三日の全幹事會に於て北海道書籍商組合組長中村信以君は樺太を北海道組合に合併する可否につき提案したが右は樺太北海道兩者の意志に任す事に決した。

#### 規約第十四條の解釋

規約第十四條の「取引」の意義につき誤解するものがあるので、二月廿三日の全幹事會の議に附し、結局各組合の規約を「商取引ヲ爲スコトヲ得ス」と修正し、其の統一を圖ることに決し、之を東京幹事に一任した。

#### 臨時特賣の件

一年一回全國一齊に特價販賣を爲すの件は前年度よりの宿題となつて居た問題であるが、右は弊害を醸すものとし、二月廿三日の全幹事會に於て之を否決した。

#### 公入札の件

官衙等に於て多數の圖書を購入する場合、其の多くは公入札を以て納品者を定むるので、公入札に限り除外とするの可否は前年度より宿題となつて居たが、二月廿三日の全幹事會の議題とはなつたが、尙研究を要するものとして保留となつた。

#### 圖書月報を毎號組合員へ送付の件

本會の記事は東京書籍商組合の「圖書月報」に掲載して之を各組合に送本し、東京組合は同誌を隔月に全國の組合員に送本しつゝあつたが、二月廿三日の全幹事會に於て、東京及全國の記事を一冊の中に掲載報告すれば散逸すること少いとて、從來の如く本會記事は「圖書月報」に之を掲載し、本會より相當の料金を提供して同誌を毎月全國組合員に送本することに決し、之が交渉と方



法とは東京幹事に一任した。

### 貸本業、購買組合、消費組合の件

二月廿三日の全幹事會に於て、貸本業及び購買組合消費組合等は同業者と見るや否やの議あり、右は同業者と看做さず従つて組合に加入せしめざる事に決した。

### 距離に制限を設くるの可否

二月廿三日の全幹事會に於て距離の制限を設くるの可否につき問題となつた。右は文化普及の精神よりするも、其の自由を束縛するは時代錯誤なりとの説が多數を占め、距離の制限は之を認めざる事に決した。

### 規約修正の件

本會規約に修正を加ふるの要あり、三月廿三日の全幹事會に於て審議し、大體の骨子を決め、字句等は東京幹事に一任する事に決した。東京幹事會に於ては數回の會合に研究を重ね、草案が成つたので之は十月開會すべき總集會に提案する事に決した。

### 全國書籍商組合員名簿

年々發行する全國書籍商組合員名簿は總集會の協賛を経て刊行する例であるが、非常の場合總集會は開會されぬ事になり、而も各府縣組合員の異動が多いので、之を發行せねば取引上の不便が尠くない、依つて發行するや否やにつき全國幹事に其の意見を求めたところ、全員一致發行する事に賛成せられたので、直に各組合に現在組合員の報告を求め、編纂印刷を了し、大正十三年三月、九千五百冊を發行し、前例に依り各組合へ其の組合員數の冊數を送本し、一冊に付六錢を徴收する事にした。其の收支は發行費金貳千參百九拾壹圓參錢、名簿賣上代金五百六拾五圓八拾錢、差引金千八百貳拾五圓貳拾參錢の不足金は本會より支出した。

### 第六期 (自大正十三年十月 至大正十四年九月)

### 總集會

茲に云ふが、創立以來大正十二年迄は、總集會の記事に就て質問應答等その大體に於てや、精



しく掲げたが、之は創立以來日淺く、全國當業の輿論風習を聞く爲めと、且は大震火災の爲めに書類の全部を烏有に歸したので、其の間の記録の湮滅するを防ぐ爲め、必要以外の問答迄を登載した。大正十三年以後の記録は年々の庶務報告書又は圖書月報にも掲載して有るから、殊更に茲に掲ぐる必要も無からうかと、其の年度以降は、總集會の記事の如きは決定要項のみにとゞめ、應答の言辭は之を省略した。

大正十三年十月十三日午後一時、東京市麴町區有樂町東京商業會議所に於て第五回總集會を開いた、出席三十五組合、此代表議員四十七名。午後二時開議、會長大柴四郎君議長にて左の案件を附議した。

議長(大柴四郎君) 昨年九月一日關東地方大震火災の爲め本會總集會を開會すること不可能なるを以て臨機の措置を講じ、總集會は開會せざること、及び大正十三年度豫算案は前年度の其れを費用する事を各組合に向ひ、其の同意を得て總集會は開會せざりし、大正十二年度の庶務及會計報告書は、本年二月開會の全幹事會の承認を経たるにつき、之を印刷に附し、十三年度の其れと共に各組合に送附する事に決せり。

右報告は全會一致を以て之を承認した。

(一) 大正十三年度庶務報告

右は朗讀を省略して承認を経た。

(二) 大正十三年度會計及財産目錄の報告

右承認を経た。

(三) 大正十四年度豫算案

右は全會一致を以て原案に可決した。

(四) 規約修正案

- 第一條 本會ハ全國書籍商組合聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ全國ノ書籍商組合ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ事務所ヲ東京市日本橋區本村木町二丁目十六番地ニ置ク
- 第四條 本會ハ圖書ノ定價販賣ヲ勵行シ營業上ノ利害得失ヲ研究シ文化ノ普及ト斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第五條 本會ニ左記ノ役員ヲ置ク其ノ任期ハ三ヶ年トス
  - 會長 一名
  - 副會長 一名
  - 幹事 十五名
- 前項ノ幹事中東京ヨリ選出シタル幹事ヲ以テ常任幹事トス
- 第六條 會長ハ會務ヲ統督シ總會ノ決議事項ヲ執行ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 幹事ハ會長ノ諮詢事項ヲ審議シ會務ヲ分掌ス
- 第七條 定時總會ハ毎年十月東京ニ於テ之ヲ開キ左ノ事項ヲ附議ス
  - 一 前年度ノ庶務・收支決算及財産目錄ノ報告
  - 二 收支ノ豫算案
  - 三 前各號ノ外豫メ會長ヨリ發案シタル事項
- 第八條 總會ハ各組合ノ代表議員ヲ以テ組織シ議決權ハ一員一箇トス
- 第九條 各組合ノ建議案ハ幹事會ニ於テ審議シ總會ニ提出ス



ルノ可否ヲ決ス

第十條 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十一條 幹事會ハ隨時開會シ、當任幹事會ハ毎月一回之ヲ開ク

第十二條 會議ハ總テ會長ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ、會長副會長事故アルトキハ幹事之ニ代ル

第十三條 各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太ヲ一組合ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トス

東京市、大阪市、京都市、横浜市、神戸市、名古屋市

地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ一區域毎ニ代表議員一人ヲ選出スルコトヲ得

第十四條 各組合ハ左記ノ代表議員ヲ選出スルモノトス

各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太 各一人

東京市

大阪市

七人  
三人

京都市、横浜市、神戸市、名古屋市 各一人

新潟縣、福岡縣、北海道ハ尙一人ヲ増員スルコトヲ得

第十五條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ之ヲ行フ

補缺役員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期トス

第十六條 各組合ノ組合員ハ組合ニ加入セサル同業者ト商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十七條 各組合ハ其ノ規約及附屬規程ヲ制定若クハ變更スル場合ハ本會ノ承認ヲ得ヘシ

第十八條 各組合ハ其ノ組合員ノ異動アリタルトキハ直ニ本會ニ通知スヘシ

第十九條 加入ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ加入ヲ拒ミ若クハ加入ノ許否ヲ遲延スル組合ニ對シテハ本會ハ其ノ理由書ヲ提出セシメ又ハ加入ヲ催告スルコトアルヘシ

第二十條 本規約ニ違背シ若クハ總會ノ決議ニ服從セサル組合アルトキハ會長ハ總會ノ決議ヲ經テ該組合ヲ千圓以下ノ違約料ニ處スルコトヲ得

前項ノ違約料ノ徵收ニ應セサルトキハ之ヲ除名ス  
當該問題ニ利害ノ關係ヲ有スル代表議員ハ其ノ會議ニ列ス

ルコトヲ得ス

第二十一條 組合ト其ノ組合員トノ間ニ營業上ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ當事者ノ一方若クハ双方ヨリ本會ニ其ノ調停ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ會長ハ委員若干名ヲ選定シ之ヲ調停セシム

本條ニ關スル費用ハ請求者ノ負擔トス

第二十二條 各組合ニ於テ違約處分ヲ爲シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ之ヲ本會ニ通告スヘシ

第二十三條 前條ノ通告アリタルトキハ本會ハ當任幹事會ニ於テ之ヲ調査シ其ノ處分ヲ適當ナリト認メタルトキハ取引停止又ハ除名處分ニ限リ直ニ各組合ニ通知スルモノトス

第二十四條 前條ノ通知アリタルトキハ其ノ違背者ニ對シ解除ノ通知アルマテ商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第二十五條 本會ヨリ通知シタル要件ハ各組合ハ其ノ組合員ニ通知スヘシ

右規約修正案は原案通り可決した。

第二十六條 會長ハ幹事會ノ決議ヲ經テ會務執行ニ必要ナル附屬規程ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 本會ハ幹事會ノ協議ヲ經テ事務員若干名ヲ置ク

第二十八條 本會ノ經費ハ代表議員一人ヲ一箇トシ均ニ負擔スルモノトス但組合員五十人以下ノ組合ニ對シテハ其ノ負擔ヲ減額スルコトヲ得

第二十九條 本會ノ年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日マテトス

第三十條 本會ノ役員ハ無報酬トス但實費ヲ支辨ス

第三十一條 本規約ハ總會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

附則

第三十二條 各組合ノ規約及販賣規程ハ本規約施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ第十七條ノ規定ニ依リ承認ノ手續ヲ更新スルコトヲ要ス

第三十三條 本規約ハ大正十三年十月ヨリ之ヲ施行ス



(五) 標準規約草案

- 第一條 本組合ハ〇〇縣(道・府)下ニ於ケル圖書ノ出版又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス
- 第二條 本組合ハ〇〇縣(道・府)書籍商組合ト稱シ事務所ヲ〇〇ニ置ク
- 第三條 本組合ハ組合員協同一致斯業ノ發達ヲ圖リ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ圖書ハ總テ定價ヲ以テ販賣スヘシ
- 第五條 量品ヲ添付シ其ノ他割引ニ類スル行爲又ハ豫借行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 第六條 本組合ハ全國書籍商組合聯合會ニ入會シ規約ノ實行ヲ期スルモノトス
- 第七條 本組合ニ加入セントスル者ハ組合員一人ノ紹介者連署ノ上(加入金〇〇ヲ添ヘ)本組合ニ申込ムヘシ
- 第八條 加入ノ申込アリタルトキハ一ヶ月以内ニ於テ其ノ許否ヲ決ス
- 第九條 組合員ハ營業所ノ移轉又ハ氏名、商號ヲ變更シ若クハ廢業シタルトキハ速ニ本組合ニ届出ツヘシ
- 第十條 組合員ハ組合ノ經費トシテ年額〇圓ヲ負擔スルモノトス
- 第十一條 組合員ニシテ本組合ヲ脱退シ又ハ組合員タル資格ヲ失ヒ若クハ除名セラレタル者ニ對シ本組合ハ財産ノ分配並ニ加入金ノ返還ヲ爲サス
- 第十二條 組合員出版ノ圖書ハ必ス其ノ奥附ニ定價ヲ記載スヘシ
- 第十三條 組合員ハ本組合員及各地書籍商組合ノ組合員以外ノ者ニ對シ商取引ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十四條 組合員ニ對シ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ本組合ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得
- 第十五條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ之ヲ調査シ延滞ノ事實明確ナルトキハ催告ヲ爲シ尙支拂ハサル場合ハ取引停止ニ處ス
- 第十六條 取引停止處分ヲ受ケタル者ニ對シ組合員ハ其ノ解除ノ通知ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ト商取引ヲ爲スコトヲ得

得ス

- 第十七條 全國書籍商組合聯合會ヨリ取引停止處分者又ハ除名者ノ通知アリタルトキハ組合員ハ其ノ解除ノ通知ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ト商取引ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十八條 本條ノ取引停止、除名又ハ解除等ハ速ニ之ヲ組合員ニ通知スヘシ
- 第十九條 本組合ハ組合員中ヨリ評議員〇名ヲ選出スヘシ
- 第二十條 評議員ハ互選ヲ以テ組長一人、副組長一人ヲ定ム
- 第二十一條 全國書籍商組合聯合會代表議員ハ組長之ニ當ル、組長事故アルトキハ第二十八條ヲ準用ス
- 第二十二條 評議員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ出席組合員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有效投票ノ多数ヲ以テ當選トス
- 第二十三條 評議員ノ任期ハ〇箇年トス
- 第二十四條 評議員ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ
- 第二十五條 補缺評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス
- 第二十六條 役員ノ職務權限左ノ如シ
- 第二十七條 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ總理ス



第二十八條 會議ハ總テ組長ヲ以テ議長トシ組長事故アルトキハ副組長之ニ代リ、組長副組長事故アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 組員ハ總會ニ於テ發言及表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ列席スルコトヲ得ス

第三十條 會議ハ第三十五條ヲ除ク外ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十一條 組合ノ經費ハ年費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第三十二條 組員間ニ於テ營業上ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ當事者ノ一方若クハ双方ヨリ本組合ニ其ノ調停ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ評議員會ニ於テ委員ヲ選定シ之ヲ調停セシム

第三十三條 組員ニシテ本規約第四條、第十條、第十一條、第十四條、第十五條及總會ノ決議ニ違背シタル者ハ評議員會ニ於テ事懲ノ輕重ヲ裁量シ左ノ處分ヲ爲ス

一、戒告

二、〇〇圓以下ノ違約金徴收

三、期限ヲ定メタル取引停止

第三十四條 組員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ス

一、年費滞納者

二、本組合ノ體面ヲ汚損シタル者

三、前條第二號及第三號ノ處分ニ服從セサル者

第三十五條 前二條ノ制裁ニ關スル決議ハ評議員三分ノ二以上ノ出席ヲ要ス

第三十六條 第十三條、第三十三條第三號及第三十四條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ全國書籍商組合聯合會ニ通知スルモノトス

第三十七條 除名處分ヲ受ケタル者悔悛ノ實アリト認メタルトキハ更ニ加入ヲ許スコトアルヘシ

第三十八條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十九條 本規約及附屬規程ヲ變更スルトキハ全國書籍商

組合聯合會ノ承認ヲ經ルモノトス

第四十條 本規約ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

右規約標準草案は原案通りに決した。

(六) 加入金限定案

右は撤回となつた。

(七) 全國書籍商組合員名簿發行の件

議長(大柴四郎君) 従來は一冊に付六錢にて各組員數に頒布したるが、本會財政上今回は單價二十錢にて各組合の希望數を供給する事にしたり、内容は營業の種別を大體符號にて區別し、電話番号、振替口座番號等も掲載すべく、其れ等は各組合に於て原稿に記入して提出する事にしたし。

右は原案通りの方法にて發行する事に決した。

(八) 建議案

○愛知縣書籍商組合建議

一、書籍の外套に定價を表記する件。

右は東京、大阪、京都の組合へ希望として通知する事に決した。

○名古屋書籍商組合建議



一、消費組合、購買組合等を組合に加入せしめざることを。

右は既に加入し居るものは既得権として不得已得其の儘とし、今後は加入せしめざる事に決した。

○岐阜縣書籍雜誌商組合建議

一、新聞賣捌店にて圖書を取扱ふ者も加入せしむること。

右は規約を勵行し、未加入者とは商取引を爲さざれば可なりとの事に決した。

○石川縣書籍雜誌商組合建議

一、書籍商名簿へ其の業別種類を記入すること。

右は符號を以て大體の區別を示す事になり、名簿原稿提出の際各組合に於て調査記入する事に決した。

○石川縣書籍雜誌商組合建議

一、教科用圖書の運賃は發行者の負擔とすること。

右は中等教科書協會へ其の旨移牒する事に決した。

○京都外廿五組合建議

一、國定教科書に附屬する除外圖書の規定を撤廢すること。

右は從來除外として取扱ひたるも其の除外を撤廢する事に決した。

○議題とせざる建議案

- 一、加入金の件 愛知縣書籍商組合建議
- 一、規約第十四條の件 愛知縣書籍商組合建議
- 一、組合區域の件 名古屋書籍商組合建議
- 一、精郵店員は全国的に加入金免除の件 京都書籍雜誌商組合建議
- 一、出版者と販賣者との調停機關を設くる件 石川縣書籍雜誌商組合建議
- 一、規約第九條の件 石川縣書籍雜誌商組合建議
- 一、名簿の排列を町村毎に五十音順とする件 石川縣書籍雜誌商組合建議
- 一、古本主業者を加入せしめざる件 岐阜縣書籍雜誌商組合建議
- 一、組合員外と取引不能の件 愛媛縣書籍商組合建議
- 一、加入金の件 愛媛縣書籍商組合建議
- 一、書籍商名簿の件 愛媛縣書籍商組合建議
- 一、運賃者處分に關する件 愛媛縣書籍商組合建議
- 一、一般圖書の割引を二割以上とする件 京都外廿五組合建議
- 一、送料は發行者に於て負擔する件 京都外廿五組合建議
- 一、中等教科書に就ては三月十五日以前の註文に對し四月一日以後現品を發送したる場合に生じたる殘本は無條件にて返品を爲し得るの件 京都外廿五組合建議
- 一、發行者が何等の名義を用ゆるも一般顧客に對し特價販賣を爲す事を廢止するの件 京都外廿五組合建議
- 一、聯合會へ日本雜誌協會が加入する事を促すの件 京都外廿五組合建議

右にて議事の全部を議了し、午後五時閉會した。

總集會出席組合

- 東京書籍商組合 大柴 四郎 東京書籍商組合 林 平次郎 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 江草 重忠 東京書籍商組合 大葉 久吉 東京書籍商組合 大塚 周吉
- 八王子書籍商組合 熊澤 廣吉 京都書籍雜誌商組合 東枝 吉兵衛 京都書籍雜誌商組合 永澤信之助
- 大阪書籍雜誌商組合 鈴木 常松 大阪書籍雜誌商組合 矢部 外次郎 大阪書籍雜誌商組合 田中庄二郎



- 大阪書籍雜誌商組合 家村吉兵衛 神奈川縣書籍商組合 今井政兵衛 神奈川縣書籍商組合 渡邊與三郎
- 兵庫縣書籍雜誌商組合 柏 佐一郎 兵庫縣書籍雜誌商組合 川瀨光吉 新潟縣書籍商組合 覺 張治平
- 千葉縣書籍商組合 能勢鬼一 栃木縣書籍商組合 内山港三郎 名古屋書籍商組合 松波菊次郎
- 山梨縣書籍商組合 大塚源太郎 岐阜縣書籍雜誌商組合 原 眞澄 信濃縣書籍雜誌商組合 西澤喜太郎
- 宮城縣書籍商組合 藤原佐吉 福島縣書籍商組合 甲斐山忠左衛門 岩手縣書籍商組合 佐藤喜平
- 青森縣書籍雜誌商組合 今泉道次郎 福井縣書籍雜誌商組合 鈴木慶藏 石川縣書籍雜誌商組合 宇都宮源平
- 富山縣書籍雜誌商組合 中田清兵衛 鳥取縣書籍雜誌商組合 山木鐵五郎 島根縣書籍雜誌商組合 今井 榮文
- 廣島縣書籍商組合 花井卯助 山口縣書籍商組合 白根市太郎 香川縣書籍雜誌販賣組合 宮脇仲次郎
- 高知縣書籍商組合 町田良二 福岡縣書籍商組合 菊竹嘉市 福岡縣書籍商組合 中尾峯次郎
- 佐賀縣書籍商組合 平井平次 熊本縣書籍商組合 長崎茂平 宮崎縣書籍商組合 谷 仲吉
- 鹿兒島縣書籍商組合 吉田幸兵衛 北海道書籍商組合 渡邊熊藏 北海道書籍商組合 前原好雄
- 朝鮮書籍商組合 吉田市次郎 滿洲書籍商組合 濱井松之助

以上三十五組合此代表者四十七名であつた。  
 缺席組合は長崎、埼玉、群馬、茨城、奈良、三重、愛知、静岡、滋賀、山形、秋田、岡山、和歌山、徳島、愛媛、大分、臺灣の十七組合。

### 決議事項に付通知

十月の總集會に於て決定した左の三件に付、之を宛名の如く發信した。

拜啓貴組合益々御隆盛奉賀候陳者十月ノ本會總集會ニ於テ書籍ノ外套ニ定價ヲ表記スルコトトノ建議有之候之ハ出版者ノ任意タルベキモノニ候ヘ共販賣者側ノ希望トシテ御移牒申上候間御考慮ノ上貴組合員中ノ出版者ヘ此旨御通知相成度此段得貴意候 敬具

大正十三年十一月十九日

全國書籍商組合聯合會 會長 大 柴 四 郎

東京書籍商組合組長 大倉保五郎殿

大阪書籍雜誌商組合組長 鈴木常松殿 (各通)

京都書籍雜誌商組合組長 東枝吉兵衛殿

拜啓貴會益々御隆盛奉賀候陳者十月ノ本會總集會ニ於テ教科用圖書ノ運賃ヲ發行者ノ負擔トスルコトトノ建議有之、右ハ本會ニ於テ決議スベキ性質ノモノニ無之ニ付貴會ヘ御移牒申上候間可然御考慮相煩シ度此段得貴意候 敬具

大正十三年十一月十九日

全國書籍商組合聯合會 會長 大 柴 四 郎

中等教科書協會會長 小林義則殿

拜啓貴組合益々御隆盛奉賀候陳者十月ノ本會總集會ニ於テ國定教科書ニ附屬スル除外圖書



ノ規定ヲ撤廢スルコトトノ建議有之、滿場一致ヲ以テ除外圖書ノ規定ヲ撤廢スルコトニ可決  
相成候、就テハ從來除外ノ規定之アル組合ハ該除外規定ヲ撤廢ノ上遅クモ明年一月ヨリ御實  
行相成度此段御通知申上候  
敬具

大正十三年十一月十九日

全國書籍商組合聯合會 會長 大 柴 四 郎

各府縣書籍商組合宛

### 規約承認

規約第十七條及第三十二條の規定に依り其の規約の承認を求められたるは三十七組合であ  
つて、其中左記十四組合の規約は之を承認し、他は修正を要する個所を指示して返送した。

- 東京書籍商組合規約 大正十四年二月八日承認 岩手縣書籍雜誌商組合規約 大正十四年七月七日承認
- 京都書籍雜誌商組合規約 大正十四年二月八日承認 秋田縣書籍商組合規約 大正十四年三月八日承認
- 長崎縣書籍商組合規約 大正十四年四月八日承認 石川縣書籍雜誌商組合規約 大正十四年七月七日承認
- 栃木縣書籍商組合規約 大正十四年五月八日承認 山口縣書籍商組合規約 大正十四年二月八日承認
- 奈良縣書籍雜誌商協會規約 大正十四年四月八日承認 和歌山縣書籍商組合規約 大正十四年九月二日承認
- 岐阜縣書籍雜誌商組合規約 大正十四年五月八日承認 鳥取縣書籍雜誌商組合規約 大正十四年二月八日承認

- 福岡縣書籍雜誌商組合規約 大正十四年九月三十日承認 鹿児島縣書籍商組合規約 大正十四年九月廿八日承認
- 熊本縣書籍雜誌商組合規約 大正十四年二月八日承認 臺灣書籍商組合規約 大正十四年三月八日承認

### 會費免除

大正十二年九月大震災火災の爲め神奈川縣書籍商組合は其の組合員の過半が損害を蒙り従つ  
て同組合の收入減少したので同年度の會費及び名簿代は免除せられたしと同組合より請求あ  
り、常任幹事會に以て該未收入金を免除する事に決し、其の旨組合へ通知した。

### 組長更迭及名稱變更

福岡縣書籍商組合は其の組合名を左の如くに變更し組長は次の如く就任し、前組長菊竹嘉市  
君は同組合顧問となつた。

福岡縣書籍雜誌商組合 組長 八 木 外 茂 雄

### 全國書籍商組合員名簿發行

總集會に於て決議したる全國書籍商組合員名簿は各組合より提出せられた原稿を基礎とし



て編纂し、一冊貳拾錢を以て各組合に申込部數を配布した、發行部數は七千五百冊で、其の收支は  
收入賣上金壹千四百四拾九圓九拾錢、支出組版印刷費金貳千四百四拾九圓九拾參錢、差引金九百  
六拾九圓九拾參錢不足、此不足金は本會より支出した。

### 第七期

(自大正十四年十月 至大正十五年九月)

#### 定時總會

大正十四年十月十三日午後一時、東京市麴町區有樂町保險協會に於て第六回定時總會を開い  
た、午後二時開議、會長大柴四郎君議長にて左の案件を附議した。

##### (一) 大正十四年度庶務報告

右は全會一致を以て承認を経た。

##### (二) 大正十四年度決算報告

右は全會一致を以て承認を経た。

##### (三) 大正十五年度豫算案

右は大多數を以て可決した。

##### (四) 全國書籍商組合員名簿發行の件

右發行する事に決し、單價貳拾錢にて各組合よりの申込冊數を印刷し、本會よりの補助金は約壹  
千圓とした。

##### (五) 建議案

○石川縣書籍雜誌商組合建議

一、規約第十條ヲ會長ハ必要ト認メタル時又ハ二十名以上ノ代表議員ヨリ會議ノ目的ヲ明示  
シテ請求シタルトキハ臨時總會ヲ召集スヘシト改ム。

二、規約第二十條第三項中「列スルコトヲ得」トアルヲ「列シテ辯明ヲ爲スコトヲ得ルモ決議權ヲ  
行使スルコトヲ得ス」ト改ム。

右二項は本年度に於て規約修正に着手する豫定である爲め、其の時の研究資料とする爲め保留  
とした。

○石川縣書籍雜誌商組合建議

一、發行者ガ特價販賣ヲ爲ストキハ期間開始ヨリ少クモ十日前ニ全國各組合ニ其ノ詳細ヲ通  
知スル規定ヲ設ケラレタシ。



二、出版物ノ定價ノ記入ハ大ナル活字ヲ以テ明瞭ニ掲出スルコト、特ニ定價ヲ改メタル場合ニハ舊定價ハ必ズ抹消スルコトヲ發行者ニ勸告セラレタシ。  
右は出版協會へ移牒する事に決した。

○北海道書籍商組合建議

- 一、營業稅標準ヲ乙種トシテ賦課セラレ居ル書籍ヲ甲種ニ改定セラル、樣本會ヨリ其ノ筋へ建議有之度件。
  - 二、書籍ノ國有鐵道運賃ヲ雜誌ト等シク距離ノ遠近ヲ問ハズ均一ノ定率ニヨリテ課セラル、樣本會ヨリ其ノ筋へ建議有之度件
- 右の二項は保留となつた。

否決となつた建議案

- 一、規約第九條修正の件 石川縣書籍雜誌商組合建議 一、除外圖書の件 石川縣書籍雜誌商組合建議
- 一、規約第七條第三號修正の件 石川縣書籍雜誌商組合建議 一、規約第十七條修正の件 大阪書籍雜誌商組合建議
- 一、規約第十七條修正の件 石川縣書籍雜誌商組合建議 一、脱退者除名者に關する件 福井縣書籍雜誌商組合建議
- 一、全國組合員相互間の契約に關する件 石川縣書籍雜誌商組合建議 一、組合員外の取引に關する件 北海道書籍商組合建議
- 一、證據金に關する件 石川縣書籍雜誌商組合建議 一、割引歩合に關する件 北海道書籍商組合建議

(六) 役員選舉

役員の選舉につき石川縣組合の池亮吉君は選舉を主張し、山口縣、富山縣の代表は從來通りを主張し、五分間休憩の後、兵庫縣組合の柏佐一郎君の動議にて會長副會長を東京とし、幹事十五名の内五名は東京とし、他の十名は正副會長及び東京の幹事に以て指名することを提案し、全會一致を以て之に決した。右にて議事の全部を議了し、幹事の指名は懇親會の席上に於て報告することにし、午後五時閉會した。

懇親會

總會閉會後、午後六時、日本橋區矢ノ倉の福井樓に於て懇親會を開催した。席定まるや會長大柴四郎君、副會長林平次郎君重任の挨拶をせられ、總會に於て委任された十名の幹事を報告した。

- 會長 東京書籍商組合 副會長 東京書籍商組合
- 幹事 東京書籍商組合 五名 幹事 大阪書籍雜誌商組合 二名
- 幹事 京都書籍雜誌商組合 一名 幹事 新潟縣書籍商組合 一名
- 幹事 愛知縣書籍商組合 一名 幹事 秋田縣書籍商組合 一名
- 幹事 山口縣書籍雜誌商組合 一名 幹事 熊本縣書籍商組合 一名



幹事 北海道書籍商組合 一名 幹事 朝鮮書籍雜誌商組合 一名  
 右報告終つて、京都組合の東枝吉兵衛君は各組合を代表して挨拶を爲し、出席全員歡を盡し、午後九時散會した。

定時總會出席者 (△印は代理)

- 東京書籍商組合 大柴 四郎 東京書籍商組合 林 平次郎 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 日黒 甚七 東京書籍商組合 大葉 久吉 東京書籍商組合 大塚 周吉
- 東京書籍商組合 福田 滋次郎 八王子書籍商組合 熊澤 廣吉 京都書籍雜誌商組合 東枝吉兵衛
- 京都書籍雜誌商組合 永澤 信之助 大阪書籍雜誌商組合 鈴木 常松 大阪書籍雜誌商組合 家村吉兵衛
- 大阪書籍雜誌商組合 矢部 外次郎 大阪書籍雜誌商組合 中村 清三郎 神奈川書籍雜誌商組合 今井 政兵衛
- 神奈川書籍雜誌商組合 齋藤 國造 兵庫縣書籍雜誌商組合 柏 佐一郎 兵庫縣書籍雜誌商組合 川瀬 光吉
- 長崎縣書籍商組合 中津海 知幾 新潟縣書籍商組合 日黒 十郎 埼玉縣書籍商組合 菅間 定治郎
- 千葉縣書籍商組合 能勢 鼎三 茨城縣書籍商組合 川又 銀藏 栃木縣書籍商組合 内山 港三郎
- 奈良縣書籍雜誌商協會△竹田 清五郎 愛知縣書籍商組合 川瀬 謙吉 名古屋書籍商組合 松波 菊次郎
- 山梨縣書籍商組合 大塚 源太郎 信濃縣書籍雜誌商組合△西 澤 賢吾 宮城縣書籍商組合 藤原 佐吉
- 福島縣書籍商組合△關内 彦太郎 岩手縣書籍商組合 玉山 慶次郎 青森縣書籍雜誌商組合 今泉 道次郎
- 福井縣書籍雜誌商組合 品川 太右衛門 石川縣書籍雜誌商組合△池 亮吉 富山縣書籍雜誌商組合△金子 安平

- 鳥取縣書籍雜誌商組合 今井 兼文 鳥取縣書籍雜誌商組合△今井 兼文 岡山縣書籍商組合 武内 新一郎
- 廣島縣書籍商組合△丸岡 才一郎 山口縣書籍雜誌商組合 白銀 市太郎 和歌山縣書籍雜誌商組合△深見 兵八
- 福岡縣書籍雜誌商組合△菊竹 大藏 福岡縣書籍雜誌商組合 中尾 峯次郎 佐賀縣書籍商組合△大坪 芳介
- 熊本縣書籍雜誌商組合 長崎 茂平 宮崎縣書籍商組合△甲斐 靖造 鹿兒島縣書籍商組合△吉田 幸兵衛
- 北海道書籍商組合 渡邊 熊藏 北海道書籍商組合 前原 好雄 朝鮮書籍雜誌商組合 內藤 定一郎
- 滿洲書籍商組合△濱井 金次郎

出席は以上三十九組合、代表者五十二名であつた。

缺席は群馬、三重、静岡、滋賀、岐阜、山形、秋田、徳島、香川、愛媛、高知、大分、臺灣の十三組合。

營業收益税免除請願

東京書籍商組合主唱の出版業及書籍雜誌販賣業税免除を請願する事に決し、全國各府縣組合の同意を得て二月八日左の請願書を衆議院に提出した。

署名調印は東京書籍、東京雜誌、八王子、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、名古屋、静岡、山梨、滋賀、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、福井、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、北海道、臺灣、朝鮮の四十七組合組長で新潟、岐阜、信濃、石川、滿洲の五組合は請願書を衆議院に提出する迄には調印が到着しなかつた。



## 請願書

國家ノ隆昌ト國民ノ幸福ハ之ヲ教育機關ノ完備ニ俟クザル可ラズ  
政府ニ於テハ從來ノ營業税法ヲ廢止シ營業收益税法ヲ第五十一議會ニ提出セラル吾々書  
籍業者ハ前述ノ主旨ニ基キ營業收益税法案中出版業並ニ物品販賣業中ヨリ書籍雜誌業ヲ削  
除免稅セラレンコトヲ請願仕候

## 理由

一、圖書發行ハ國民教育ノ大本ニ基キテ文化ノ普及ヲ圖リ國民知識ノ向上發展ヲ主眼トシ以  
テ國家ノ基礎ヲ強固ニシ進ンデ文明ノ進展ニ貢獻スルニ外ナラズ其ノ事業タルヤ或ハ研  
究ニ或ハ實際ニ廣ク百科ニ亘リ國家社會ノ發展ニ寄與シテ單ニ營利ノミヲ目的トスルモ  
ノニ非ズ之ヲ以テ常ニ尠ナカラザル危險ニ脅カサレツ、アリ抑々人間生ヲ此世ニ享クル  
衣食住ニ缺クル所ナクバ足レリトス可ラズ苟モ國家ノ進展ト人智ノ發達ヲ圖ラントセバ  
之ヲ文字ニ求メザルベカラズ維新以來六十年今ヤ我國ハ長足ノ進歩ヲナシ世界列強中有  
數ノ地位ヲ占ムルニ至リタルモノ要スルニ皇威ニ因ルコト勿論ナルモ亦我書籍業者ガ與  
ツテ力アルコトハ吾々可ラズ然モ日進ノ文化ハ一日ノ閑ヲ許ス可ラズ凡ソ知識ヲ發シ

國民ヲ感化善導スルハ爲政者ト學者ノ職分ニシテ之ヲ大業ニ頌チ一般ニ普及スルモノハ  
獨リ書籍アルノミト言フモ過言ニアラザルナリ

二、書籍ハ物品ニ非ズシテ知識ノ源泉ナリ之ヲ國民ニ普及スル方法トシテ冊子ト爲シテ頒布  
スルモノナリ此意味ニ於テ明治四十四年以前ハ出版業ニ課稅ナカリシモノヲ誤ツテ其レ  
以來物品トシテ取扱ハル、ニ至レルモノナリ知識普及ノ機關タル書籍ハ世界的ニ關稅ヲ  
免除セラレツ、アリ知識ニ課稅スルハ抑々錯誤ノ甚シキモノナリト思考ス彼ノ衣食品ハ  
生活上缺クベカラザル物ナルガ故ニ國民ハ必ズ之ヲ購入スベク從ツテ營業上ノ不安頗ル  
尠ナク豫定ニ近キ利益ヲ取得シ得ルモ書籍雜誌ハ生活ノ餘裕アリテ初メテ購讀セラル、  
物ナルガ故ニ營業上不安ノ絶大ナルコト前者ト全然反對ノ位置ニアリ然モ普通選舉ノ實  
施切迫シ候補者及選舉人ハヨリ以上ノ常識ヲ養ヒ政治ノ何物タルカヲ知得セザレバ思想  
上山マシキ大問題ヲ惹起シ國家ノ前途ヲ危ウスルノ結果ヲ招致スルコトナキヤモ計ラレ  
ズコノ常識ヲ普及シ國民教育ノ完全ヲ圖ルモノハ書籍雜誌ノ使命ニシテ出版業者ハ努メ  
テ之ヲ安價ニ提供シ國民トシテ一人モ無學者ナカラシメンコトヲ期セザルベカラズ

三、新聞社ハ社會ノ報道機關トシテ最モ必要ナルモノナリ政府ハ新聞紙法ニ依ル發行物即チ  
新聞紙及雜誌ニ對シテハ文化ノ普及促進ノ趣旨ニ依リ營業稅免除ノ特典ヲ與ヘラレタリ



コレ吾人ノ深ク感謝スル所ナリ而カモ出版業ハ文化ノ普及ニ貢獻スル所多大ニシテ此點ニ於テ決シテ新聞紙雜誌ニ讓ルモノニアラズ寧ロ其レ以上ニ國民全般ノ知識ヲ支配スル絶大ナル使命ヲ有スルモノナリ前者ニシテ既ニ免稅ノ特典ヲ與ヘラレタル以上ハ同一若クハ其レ以上ノ公益事業タル出版業者ニ課稅セラル、ハ同業保護ノ上ヨリ看ルモ錯誤不統一タルヲ免レズ當然出版業ハ新聞紙雜誌ト等シク均分的ニ免稅ノ特典ニ浴スベキ事明白ノモノタリ而モ其ノ以前ハ出版業ハ國民ノ知識啓發ノ機關トシテ免稅セラレタルモノヲ明治四十四年以降之ニ課稅セラル、ニ至リタルハ前述ノ如シ

四、新聞雜誌ノ元取次業ハ新聞雜誌配給ノ機關トシテ免稅ノ特典ニ浴シツ、アル吾人ノ深ク感謝スル所ナリ、然ルニ書籍雜誌ノ販賣業者ハコノ特典ニ浴セスシテ凡テ課稅セラル、ノ現狀ニアリ抑々出版業ハ圖書ヲ發行シ之ヲ全國ニ普及スル方法トシテ是非共販賣業者ヲ經由セザル可ラズ然シテ其ノ取引關係ハ特別ナルモノヲ除ケバ他ノ營業者ト異ナリ凡テ家族的關係ニシテ代理販賣ノ形式ニヨリ一定ノ數量ヲ出版業者ヨリ販賣業者ニ供給シ全ク出版業者ノ配布機關トシテ現品ノ集散ヲ取次ギ其ノ方法等ハ凡テ出版業者ノ指揮ニ依ルモノニシテ文化ノ普及ヲ助成スル出版業ノ延長の共營機關ニ過ギズ故ニ是等書籍雜誌販賣業ハ當然免稅セラル、ヲ至當ナリト信ズ

五、出版業者ハ比較的重キ製造費ト販賣上莫大ナル廣告費ヲ負擔シ然モ其ノ結果ハ往々豫期ニ反シ相當ノ利益ヲ看ズシテ損失ヲ招キ悲境ニ陥ルモノ尠カラズ其ノ他凡テニ對シテ他ノ營業ト異リ業務本來ノ性質上一定ノ正價ヲ以テ販賣セラル、ヲ以テ時價ヲ任意ニ變更スルコトヲ得ザルガ爲メニ經濟界ノ好況時期ト雖モ賣價ニ異動ナク爲メニ不時ノ利益ヲ獲得スルコトナシ

六、書籍雜誌販賣者ハ全國的ニ販賣上ノ秩序ヲ保チ一定ノ正價ニ束縛セラレ他ノ營業ノ如クニ獨自的販賣ノ自由ヲ許サレザルノミナラズ自然販賣區間ヲ限定セラレ殊ニ同業規約ハ嚴正ニ之ヲ監視スル現狀ニアリ且多クノ場合代理販賣制ナルガ故ニ割引率僅少ニシテ然モ地方販賣業者ニアリテハ更ニ送費ヲ負擔セザル可ラズ殊ニ日用品トシテ消費物ニアラザル書籍雜誌ハ到底コレ等營業者ニ對スル一切ノ生活保證ヲ十分ニ爲ス能ハザル爲メ往々廢業ノ悲運ニ遭遇スルモノ亦尠ナカラザル實情ニアリコレ亦出版業同様其ノ營業ニ對シテハ國家的ニ免稅保護ヲ受クベキ十分ノ資格アリト信ズ

七、我營業者ハ無意義ニ免稅ヲ叫ブモノニアラズ國民トシテ國家ニ捧グル奉公ノ念ハ頗ル篤ク一般國民トシテ負擔スベキ諸稅ノ如キハ進ンデ之ヲ負擔シ以テ國家ノ富強ヲ圖ルモノナリ而モ稅制上ノ錯誤不統一ナル出版業及書籍雜誌販賣業ニ對スル營業收益稅課稅ハ上



述ノ事由ニ由リ之ヲ廢止セラレシコトヲ望ム

八、現下大災ノ影響ト世界的經濟界不振ノ折柄當業者ノ經營困難ナルコトハ豫想以上ニシテ殆ンド悉クガ萎縮沈滞シ其ノ結果十分ニ活動力ヲ發揮スルコト能ハザルニ至ランコトヲ虞ル然レドモ文化ノ普及ハ一日モ之ヲ等閑ニ附スルコト能ハズ奈何ニシテ此難局ヲ切り抜ケ然モ將來ノ安定ヲ得テ益々國家ノ隆昌ニ盡瘁センカヲ苦慮セザル可ラズ茲ニ情ヲ具シ出版業及書籍雜誌販賣業ノ營業收益稅免稅ヲ請願スル所以ナリ

右特別ノ御詮議ヲ以テ御採擇願度茲ニ及請願候也

大正十五年二月八日

東京書籍商組合 組長 大倉保五郎

(外二千三百五十人)

東京雜誌販賣業組合 組長 林平次郎

(外千二百五人)

以上各組合の署名を略す

### 愛知、名古屋兩組合の件

愛知縣書籍商組合員及び名古屋書籍商組合員が圖書を割引して販賣するとの風聲があるの

で、兩組合へ數回照會したが、要領を得ず仍て四月八日兩組合の組長に本會へ出席を促したところ、愛知縣組合は組長事故ありとて川瀬代吉君が出席したので調査を重ねたところ、同組合が特別決議として八掛以下の圖書は割引の出來る事になつて居るので早速其の決議を取消すやうに宣告し、名古屋組合も組長事故ありとて奥村榮助、小澤理一の兩君出席したので調査したところ、是又愛知縣組合と同様の決議を爲して居るので、其の決議を早速取消すやうに宣告した。其の後兩組合は左の如く本會に通知し來り、且つ同組合員にも之を通知した。

拜啓益々御繁榮奉賀候陳者大正十一年二月十四日附ノ申合規約ニ關シ幹事會ノ決議ヲ以テ本日以後撤廢スル事ニ決シタリ、從來八掛以内ノ仕入品ニ限り幾分ノ割引スル方法アリシモ全國書籍商組合聯合會ヨリ掛ノ高低如何ニ拘ラズ一切割引販賣爲スベカラズト有之候間右御承知被成下度爲念此段御通知申上候也

大正十五年四月十九日

愛知縣書籍商組合

追テ名古屋書籍商組合モ本文ノ如ク撤廢シ割引セザル事ニ決定致候間念爲申添候

拜呈陽春之候愈々御繁榮奉賀上候、扱テ書籍定價販賣勵行ノ事ハ屢々御注意申上ゲ御實行被成下候事トハ存候得共、更ニ爲念御注意申上候



本組合規約ノ根本主旨ハ定價販賣ノ勵行ニアリ、共存共榮組合員ノ圓滿ヲ圖ルハ組合本來ノ精神ナリ、然ルニ往々ニシテ規約ヲ無視シ組合ヲ紛亂セントスル者有之候ハ實ニ遺憾ニ堪ヘザル次第ニ御座候間、此際斯ル違犯者ニ對シテハ本組合規約ニ準據シテ徹底的ニ調査矯正可致ニ付此段爲念奉得貴意候

從來八掛以內ノ仕入品ニ限り場合ニ依リ幾分割引致シ居ル方モ有之候ヘ共今回聯合會ヨリ「掛ノ高低如何ニ不拘一切割引販賣ヲ爲スベカラズ」ト通告致來候間本日以後ハ右之事ニ御承知被成下御實行相成度此段申進候

一、諸日記類

一、全學科（全科學習書、全科參考書）

右兩種モ嚴格ニ定價販賣可致旨通告有之候間併セテ申入候  
先ハ右御通知迄申上候

大正十五年四月十五日

名古屋書籍商組合 幹事長 松波菊次郎

尙名古屋組合ハ十月一日付にて左の如く本會及び其の組合員に通知した。

時下秋冷之候貴店愈々御隆昌之段買上候却説多年問題視セラレ居ル定價販賣勵行上ニ就キ

今後ニ於ケル組合ノ取締方針ヲ茲ニ明ニシテ之ニ當ルベキニツキ一言念ノ爲メニ申上候  
抑々書籍ノ定價販賣タルベキ事ハ組合存在ノ主眼ニシテ今更申上ル迄モ無之候ヘ共窃ニ我組合ノ現在ヲ案ズルニ悲哉定價販賣ハ名ノミニシテ實行之ニ伴ナハズ勝チニテ今ヤ全國聯合會ノ大問題トモナラントスル形勢ニテ此際組合員一同自重猛省セザレバ我組合ハ聯合會ノ異端者トシテ天下同業ノ罵聲ニ甘ンゼザルヲ得ザルノミナラズ我組合ノ存在ヲ危フクスル事ナキカヲ憂ヘザル能ハズ候茲ニ於テカ先般新任ノ「定價販賣勵行研究會員」トモ能ク協議ノ結果今度組合ハ左記ノ方針ヲ以テ徹底的ニ取締リヲ斷行致スベキニツキ各員ニ於カセラレテモ此意ヲ諒トセラレシカト勵行ノ上ニモ勵行ナサレ度候

一、書籍ノ定價ハ總體的ニ割引セザル事

一、萬一之ニ違犯セラル、組合員アル時ハ秋霜烈日一步ノ假借ナク規約ノ示ス所ニ從テ處斷スル事

右豫メ御諒知ノ上近隣相戒メラレ共ニ共ニ平和裡ニ定價販賣實行ノ幸福ヲ得ラレ我組合ヲシテ全國ニ於ケル模範組合ノ榮冠ヲ戴カシメラレン事ヲ切望ニ堪ヘズ候  
終ニ臨ミ申上候イヅレ從來ノ割引販賣ノ惡習ハ顧客ノ腦裡深ク浸潤イタシ居ルナキヤノ懸念モ充分有之候間特ニ此際緊禪一番此ノ難關ヲ見事ニ突破セラレン事ヲ冀ヒ候



大正十五年十月一日

名古屋書籍商組合 幹事長 松波菊次郎

組合員各位

御注意 來ル十月十日ヨリ不絶組合囑託ノ秘密調査員參店可致候ニ就キ此段豫メ通告致置キ候也

### 全國書籍商組合員名簿

總會に於て決議した全國書籍商組合員名簿發行の件は、各組合に向つて大正十五年四月現在の組合員住所商號電話及び振替口座番號業別等を照會し、其の提出せられたるものを基礎として編纂し、一冊貳拾錢の割を以て徴收し、各組合よりの申込部數合計八千冊を發行配布した、其の收支は、收入金千五百八拾圓、支出金貳千五百參拾八圓六拾參錢、差引金九百五拾八圓六拾參錢の不足となつた、此不足金は例に依り本會より支出した。

### 新潟縣組合へ水害見舞狀

八月初め新潟縣栃尾町地方強雨の爲め出水あり、同縣組合員中に被害者があつたので、本會は同組合に對し左の慰問狀を發して。

拜啓今、同貴縣下栃尾町地方出水ノ爲メ未會有ノ慘狀ヲ呈シ貴組合員中ニ災害ヲ蒙ラレタル向有之候趣、天災トハ申シナガラ轉タ悲痛同情ノ念ニ堪ヘザル次第ニ候  
本會ハ茲ニ衷心ヨリ慰藉ノ誠意ヲ表シ候  
敬具

大正十五年八月八日

全國書籍商組合聯合會 會長 大柴 四郎

新潟縣書籍商組合組長 覺張 治平殿

### 規約承認

本會規約第十七條及び第三十二條の規定に依り規約の承認を求められたる内左記八組合の規約は之を承認した。

- |            |            |               |            |
|------------|------------|---------------|------------|
| 千葉縣書籍商組合規約 | 大正十四年十一月承認 | 鹿兒島縣書籍商組合規約   | 大正十四年十一月承認 |
| 茨城縣書籍商組合規約 | 大正十四年十一月承認 | 愛知縣書籍商組合規約    | 大正十五年三月承認  |
| 名古屋書籍商組合規約 | 大正十四年十一月承認 | 神奈川縣書籍雜誌商組合規約 | 大正十五年四月承認  |
| 宮城縣書籍商組合規約 | 大正十四年十一月承認 | 石川縣書籍雜誌商組合規約  | 大正十五年七月承認  |



### 組長更迭

- 一、鳥取縣書籍雜誌商組合組長今井兼文君辭任し、花原建彦君組長に當選したる旨大正十四年十二月通知があつた。
- 一、神奈川縣書籍雜誌商組合組長今井政兵衛君辭任し、齋藤國造君組長に當選したる旨大正十五年二月に通知があつた。
- 一、福井縣書籍雜誌商組合品川太右衛門君辭任し、鈴木慶藏君組長に當選したる旨五月に通知があつた。
- 一、石川縣書籍雜誌商組合組長宇都宮源平君辭任し、忠谷直二君組長に當選したる旨六月に通知があつた。
- 一、神奈川縣書籍雜誌商組合組長齋藤國造君辭任し、渡邊與三郎君組長に當選したる旨九月に通知があつた。
- 一、京都書籍雜誌商組合組長東枝吉兵衛君辭任し、清水精一郎君組長に當選したる旨九月に通知があつた。

### 第八期

(自大正十五年十月 至昭和二年九月)

### 定時總會

大正十五年十月十三日午後二時、東京市神田區小川町東京書籍會館に於て第七回定時總會を開いた。午後二時三十分開議會長大柴四郎君議長にて左の案件を附議した。

#### (一) 大正十五年度庶務報告

右は免稅請願、運賃問題、愛知縣名古屋の兩組合問題は後に廻し其の他は全會一致承認を経た。

#### (二) 大正十五年度會計報告

右會計報告は全會一致を以て承認を経た。

#### (三) 大正十六年度豫算案

右は原案に一二修正を加へ可決した。

#### (四) 營業收益稅免除請願の件

議長(大柴四郎君) 此問題は東京書籍商組合の主唱なるを以て同組合が先鋒となり、昨年十一月



には精養軒に關係代議士を招待して請願の運動方針に付意見の交換を爲し、十二月十八日には大藏省を訪問し、大臣、次官、政務次官、參與官、主税局長、國稅課長等に請願書を提出し、其れより文部、商工の兩省へも請願し、貴衆兩院議長、各議員全員へ請願書を提出し、更に都下十五新聞記者を日本工業俱樂部に招待して請願書提出に關し諒解を求めた。十五年に入りては各官廳を歴訪し、衆議院中の稅制關係委員長及び委員を個別訪問して請願の主旨を具陳した。右承認し此運動についての勞を多とせられた。

(五) 運賃低減に関する件

議長(大柴四郎君) 此問題は前回の總會に於て北海道組合より建議があり保留となつて居た、其の後東京書籍商組合と協調し全國組合の署名を求めて十五年十二月十日を以て請願書を當局に提出した旨を報告

右は尙一層運動を繼續すべしとの希望あり、費用は本會に於て負擔すべきものであると決した。

(六) 建議案

議長(大柴四郎君) 建議案は全幹事會に於て取捨を決する事になり居り、今回の建議案は總會に提出せざる事に決し、各組合より提出された建議案は其の題目のみを之を報告する事となつた。

○京都書籍雜誌商組合建議

一、日記を組合員外に扱はせざる件

○新潟縣書籍商組合建議

一、辭典及其他の他の書籍にて一般販賣者の持越常備を要する流行的品は其の増訂又は改版の際には必ず約五ヶ月前に其の出版元より豫告せしむる事。

○愛知縣書籍商組合建議

- 一、仕切書に印紙を貼用せざる事。
- 二、圖書雜誌の營業收益稅免除の件。
- 三、豫算中へ調査費の項目を設け地方に對する處分を速に處理する事。

○茨城縣書籍商組合建議

一、組合員發行の圖書にして落丁亂丁等のものに對しては何時たりとも無償にて完全なる品と交換すべき事。

○岐阜縣書籍雜誌商組合建議

一、書籍發行者より地方の需用者に對し直接販賣制止の件。

○福井縣書籍雜誌商組合建議



- 一、聯合會の威權を全國組合員に徹底的に知らしむる必要上、地方組合の上申を遂行する事。
- 二、事務員増員の件。
- 三、懇親會を廢し其の費用を以て各組合の發展を圖る事。
- 四、本會は各府縣の組長を督勵し組合規約に抵觸せるものは嚴重なる制裁を行はるゝ事。
- 五、幹事會を祕密會とせず地方組合の代表者に限り傍聽せしむる事。
- 六、總會には全組合員の傍聽を許す事。
- 七、日記類は書籍と同一組合員外に販賣をなさしめざる事。

○北海道書籍雜誌商組合建議

- 一、營業收益税の低率請願の件。
- 二、總會の會期を二日間に延長する件。
- 三、聯合會規約勵行に關する件。

(七) 愛知名古屋兩組合の件

議長(大柴四郎君) 本問題ヲ調査シタル經過及結果ヲ報告スルニ就テハ規約第二十條第三項ノ規定ニ依リ關係組合ノ代表者ハ退席セラレタシ。

名古屋組合(松波菊次郎君)退席、愛知縣組合は本日缺席。

議長(大柴四郎君) 愛知名古屋兩組合員ガ圖書ヲ割引販賣スルコトハ數年來ノ事ナルモ其ノ實證ヲ得ル能ハザリシ、本年初春三組合ヨリ正式ニ申告アリタルニ付常任幹事會ハ種々調査ノ步ヲ進メ本年四月兩組合ノ組長ヲ招致シタルニ兩組合トモ組長事故アリトテ代理者出頭シタルヲ以テ實質聽取シタトコロ兩組合トモ組合規約ニ反シ八掛以下ノ圖書ハ割引シ得ルト云フ特別決議ヲ實行シ、其レヲ本會ニ承認ヲ求メザリシ、此事甚ダ不都合ニ付兩組合ヘ直ニ右決議ヲ取消スベク通知シタリ、其ノ後兩組合ハ右決議ヲ取消シタル旨本會ニ通知シ來リ、且ツ同組合員ニモ通知シタリ。

本件ニ付幹事會ニ於テハ審議ヲ重ネ、既ニ兩組合ガ規約ヲ勵行スルコトヲ誓言セラレタルモノナレバ此際ハ規約第二十條ヲ適用セザル事ニ決シタリ。

福岡縣組合の中尾峯次郎君 本問題ハ昨今ニ始マリタルニ非ズ既ニ大正十一年ヨリ違背行爲ヲ被行シツ、アリ、兩組合ニ制裁ヲ加ヘザレバ他日違背者ノ出デタルトキ如何スベキ。

北海道組合の前原好雄君 本問題ヲ總會ノ議題トシテ提出セザル幹事會ノ行爲ヲ不愉快ニ思フ、兩組合ニ對シテハ甚ダ迷惑ナランモ規約勵行上議題トサレタシ。

石川縣組合の池亮吉君 本會規約ニテハ處分スルコト出來ザラン、兩組合員ガ兩組合ノ規約ニ抵觸シタルモノニテ本會ノ規約ニ抵觸シタルニ非ズ。



議長(大柴四郎君) 幹事會ハ温和手段ヲ執リタルナリ、故ニ本日ノ議題トセザルナリ、要スルニ法ハ無暗ニ罰スベカラズ、悔悟セバ其レニテ足レリト思フ。

福岡縣組合の中尾峯次郎君 法ハ無暗ニ罰スベカラズ、悔悟ノ實ガ擧ガレバ足レリトハ温情結構ナリ、然レドモ兩組合ノ争ヒヨリ斯ル行爲ヲ爲スニ至リタルモノニテ現在ニテモ兩組合ノ津々浦々マデノ組合員ハ割引販賣ヲ爲ス。

山形縣組合の五十嵐太右衛門君 兩組合ノ組長幹事長モ違背行爲アリシヤ。

林平次郎君(副會長) 其ノ邊迄ハ明瞭ナラザルモ彼ノ特別決議ニ依ルモ組合員全部ガ割引シ得ルモノト思ヒ居タルナラン、ナレドモ此際ハ徳ヲ以テ改メサスルガ將來ニ對スル良策ナラン。

北海道組合の前原好雄君 會長副會長ノ温情説可ナリ、然レドモ殺人者ヲ制スルニ温情ノミニテハ濟マザラン、六大都市中ノ愛知、名古屋兩組合ガ違背ノ範ヲ示シタル其レヲ不論ニ付ストセバ吾々ガ自己組合ニ報告スル辭ナシ。

北海道組合の布川榮助君 此際十分間ノ休憩ヲ望ム。

十分間休憩——再開

議長(大柴四郎君) 愛知、名古屋兩組合問題ヲ續行スベシ。

福岡縣組合の中尾峯次郎君 幹事會ハ一縣ノ名譽ニ關スル重大問題ナルヲ以テ温情主義ヲ執

ラレタルナランガ、多數ノ傾向ハ不論ニ反對ナルラシキニ付採決サレタシ。

右愛知、名古屋兩組合の違背行爲に付規約第二十條に依るか否かを採決する事に決した。

票數 五十票

罰すべしとする者 三十七票  
罰すべからずとする者 十三票

右愛知、名古屋兩組合の規約違背行爲は之に制裁を加ふる事に決した。

熊本縣組合の長崎茂平君 違約料ノ量定ハ常任幹事ニ一任シタシ。

右兩組合に對する違約料の量定は常任幹事會に一任する事に決した。

名古屋組合松波菊次郎君(出席)

名古屋組合の松波菊次郎君 規約ニ抵觸スル理由ヲ説明サレタシ。

議長(大柴四郎君) 規約第四條ニ圖書ハ定價ヲ以テ販賣スルモノト規定シアル其ノ原則ヲ兩組

合員ハ遵守セズ、兩組合ハ其ノ規定ヲ勵行セザリシガ故ニ規約第二十條ニ依リ制裁ヲ加フル

事ニナリタルナリ。

名古屋組合の松波菊次郎君 コノ事件ハ精神的ヨリ起リタルモノニテ、本會ヨリ忠告アリタル

ニ付直ニ改メタリ、當時食利説ノ起リタルトキ、七掛以上ノモノハ安ク販賣スベシト縣ノ購買

組合ヨリ注意アリタリ、業界ノ圓滿ヲ圖ルニ規約ニ從フベキモノナルモ、本日ノ制裁決議ニハ



服従シ能ハザルコトヲ茲ニ斷言ス。

石川縣組合の池亮吉君 規約ニアル以上決議シタル事件ニ對シ當事者ノ言ヲ聞ク必要ナカラシ。

右にて議事の全部を議了し、午後五時閉會した。

定時總會出席者 (△印は代理)

- 東京書籍商組合 大柴 四郎 東京書籍商組合 林 平次郎 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 目黒 甚七 東京書籍商組合 大葉 久吉 東京書籍商組合 大塚 周吉
- 東京書籍商組合 福田 滋次郎 八王子書籍商組合 熊澤 廣吉 京都書籍雜誌商組合 永澤信之助
- 京都書籍雜誌商組合 木村 徳太郎 大阪書籍雜誌商組合 鈴木 常松 大阪書籍雜誌商組合 博多 久吉
- 大阪書籍雜誌商組合 三宅 莊藏 神奈川縣書籍雜誌商組合 渡邊 與三郎 神奈川縣書籍雜誌商組合 今井 政兵衛
- 兵庫縣書籍雜誌商組合 柏 佐一郎 兵庫縣書籍雜誌商組合 石 九 甚八 長崎縣書籍商組合 中津海 知幾
- 新潟縣書籍商組合 日黒 十郎 埼玉縣書籍商組合 菅間 定治郎 千葉縣書籍商組合 △堤 安五郎
- 茨城縣書籍商組合 川 又 銀藏 栃木縣書籍商組合 内山 港三郎 奈良縣書籍雜誌商協會 △中川 翁太郎
- 三重縣書籍商組合 別所 藤四郎 名古屋書籍商組合 松波 菊次郎 山梨縣書籍商組合 大塚 源太郎
- 滋賀縣書籍雜誌商組合 吉田 善次郎 岐阜縣書籍雜誌商組合 原 眞澄 宮城縣書籍商組合 藤原 佐吉
- 福島縣書籍商組合 △關口 彦太郎 岩手縣書籍商組合 玉山 慶次郎 青森縣書籍雜誌商組合 今泉 道次郎

- 山形縣書籍商組合 五十嵐 太右衛門 秋田縣書籍商組合 石川 信助 福井縣書籍雜誌商組合 鈴木 慶藏
- 石川縣書籍雜誌商組合 △池 亮吉 鳥取縣書籍雜誌商組合 花原 健彦 島根縣書籍雜誌商組合 △今井 兼文
- 岡山縣書籍商組合 武内 新一郎 廣島縣書籍商組合 △丸 岡 才吉 山口縣書籍雜誌商組合 白銀市 太郎
- 和歌山縣書籍雜誌商組合 △深 見 兵八 愛媛縣書籍商組合 △光 永勝次郎 福岡縣書籍雜誌商組合 八木 外茂雄
- 福岡縣書籍雜誌商組合 中尾 峯次郎 佐賀縣書籍商組合 △大 坪 芳介 熊本縣書籍雜誌商組合 長崎 茂平
- 宮崎縣書籍商組合 △田原 喜太郎 鹿兒島縣書籍商組合 △吉 田 眞六 北海道書籍商組合 布川 榮助
- 北海道書籍商組合 前原 好雄

以上出席は三十九組合、此代表者五十二名であつた。

缺席は群馬、愛知、静岡、信濃、富山、徳島、香川、高知、大分、臺灣、朝鮮、滿洲の十二組合。

懇親會

十月十三日定時總會閉會後、淺草代地川岸深川亭に於て懇親會を開催した、出席者五十二名、大盛會を極めた。

全幹事會

十月十二日午後二時全幹事會を開き、定時總會に提出する議案及び各組合よりの建議案につ



き審議した。出席者は會長(大柴)、副會長(林)、東京組合(大倉、目黒、大葉、大塚、福田)、京都組合(永澤)、大阪組合(鈴木、家村)、新潟組合(目黒)、愛知組合(小澤)、秋田組合(石川)、山口組合(白銀)、熊本組合(長崎)、北海道組合(布川)等の十六君であつた。

### 樺太組合加入

樺太書籍商組合創立せられ本會に加入の申込があつた、依て十月十二日の全幹事會に於て其の加入を承認した。

樺太書籍商組合 組長 若林 平治 郎

### 親約承認

左記組合より其の規約の承認を求め來る、依て之を調査したるに承認すべきものとして之を承認した。

- 熊本縣書籍雜誌商組合同規約 昭和二年二月承認
- 鳥取縣書籍雜誌商組合同規約 昭和二年六月承認
- 京都書籍雜誌商組合同規約 昭和二年六月承認
- 神奈川縣書籍雜誌商組合同規約 昭和二年九月承認

### 組長更迭

- 一、京都書籍雜誌商組合組長東枝吉兵衛君辭任し、清水精一郎君組長に就任したる旨大正十五年十月に通知があつた。
- 一、和歌山縣書籍雜誌商組合組長に宇治徳太郎君が就任したる旨同年十二月に通知があつた。
- 一、鳥取縣書籍雜誌商組合組長に今井兼文君が就任したる旨同年十二月に通知があつた。
- 一、新潟縣書籍雜誌商組合組長に目黒十郎君が就任したる旨昭和二年七月に通知があつた。
- 一、岡山縣書籍雜誌商組合組長に大森佐吉君が就任したる旨昭和二年八月に通知があつた。
- 一、鳥取縣書籍雜誌商組合組長に徳岡長藏君が就任したる旨昭和二年九月に通知があつた。
- 一、滋賀縣書籍雜誌商組合組長に栗林孝太郎君が就任したる旨昭和二年九月に通知があつた。
- 一、香川縣書籍雜誌販賣業組合組長に宮脇仲次郎(襲名)君が就任したる旨昭和二年九月に通知があつた。

### 弔慰

- 一、香川縣書籍雜誌販賣業組合組長宮脇仲次郎君逝去せられた、依て本會は弔意を表した。



(昭和二年二月)

- 一、廣島縣書籍商組合組長花井卯助君逝去せられた、依て本會は弔意を表した。(昭和二年五月)
- 一、岐阜縣書籍雜誌商組合組長原眞澄君逝去せられた、依て本會は弔意を表した。(昭和二年六月)
- 一、新潟縣書籍商組合組長覺張治平君逝去せられた、依て本會は弔意を表した。(昭和二年六月)

### 災害見舞

昭和二年三月七日午後六時、關西地方に大震起り、殊に京都府峰山方面の被害大なるものあり、依て本會は京都書籍雜誌商組合、大阪書籍雜誌商組合、兵庫縣書籍雜誌商組合へ見舞狀を發し、慰問の意を表した。

### 日記類の定價販賣

各組合の希望に基き本會は東京書籍商組合外二團體と協調し、常用日記の發行所に對し翌年一月十日まで定價販賣勵行を申込たるに、其の後、日記發行所より本會の申込を容れ、左の如く決したる旨回答があつた。

日記類ハ原則トシテ定價販賣ヲ勵行セルモ毎年十二月三十一日ヨリ便宜上割引販賣ヲ認ム

タルガ昭和三年度ノ日記ヨリ翌年一月十日マデハ各書店並ニ文具店ニ於テモ一切割引販賣ヲ爲ササル事。

一月十一日ヨリハ割引販賣ヲ認ムル事。

### 書籍の運賃低減に付請願

書籍の運賃を低減し當業者及び讀者の負擔を輕からしめ文化の普及を圖らんとし、東京書籍商組合と協力して當局に具陳するところあり、大正十五年十二月十一日左の請願書を鐵道省へ提出した。

### 請願書

御省ニ於テハ目下鐵道荷物運賃料金規則改正調査中ニアルト聞ク、東京書籍商組合及び全國書籍商組合ハ國家文運ノ隆昌ヲ圖ル爲メ、書籍ノ運賃料金ノ低減ヲ茲ニ請願仕候

(理由)一、國民教育ノ大本ハ書籍ノ普及ニ俟タザルベカラズ、書籍ノ各種學校教科書、參考書、學術文藝書及び一般通俗圖書ニ至ル迄凡テ國民ノ精神的糧ニシテ營業者ハ努メテ之ヲ安價ニ全國的ニ提供シ國民ヲシテ一人モ無學者ナカラシメンコトヲ期シ候



二、現在書籍ハ三級品ニ屬シ居候モ書籍ノ原料タル用紙ハ四級品ニ屬シ其ノ運賃ヲ輕減セラレ居ルノ現状ニアリ鐵材、木材ハ五級品ニ屬シ書籍ニ比シ遙カニ低率ナリ、然モ酒類、煙草、清涼飲料ガ書籍ト同様三級品タルハ不可解ノ至リナリト信ズ苟モ國民ノ思想善導及ビ知識發達ノ上ニ甚大ナル大使命ヲ有スル書籍ガ前記ノ諸品ヨリモ高率ヲ課セラレルルハ文明國トシテ甚ダ遺憾トスルトコロニ御座候

三、小荷物トシテ取扱ハレ居ル客車便ナルモノハ哩數ニ依リ料率ヲ増加セラレ五十哩ヨリ千百哩迄ノ間ニ於テ三倍強ノ差等アリ、尙三百哩ヲ増ス毎ニ追加率ヲ課セラレ居ルノ現状ナリ、然シテ其ノ賃率負擔ガ其ノ遠近ニヨリ書籍正價ノ百分ノ二乃至百分ノ六ニ當リ同業者ノ甚ダ苦痛トスル所ナリ、尙之ヲ現今ノ郵便規則ニ對照スルニ新聞雜誌書籍共其ノ賃率ニ多少ノ差アルモ全國遠近ニ不拘均一ニ取扱ハレ居レリ之レ當然書籍モ其ノ鐵道小荷物便トシテ哩數ニ依レル賃率増加ヲ撤廢サレ書籍同業者ニ適當ノ特典ヲ與ヘラレンコトヲ期シ申候

四、新聞雜誌ハ除外例トシテ其ノ賃率ヲ低減セラルルノミナラズ然モ全國均一運賃ニ取扱ハレ居ルニ不拘書籍ノミ他小荷物ト同視セラレ何等ノ特典ニ浴セザルハ當業者ノ甚ダ遺憾トスル所ナリ新聞雜誌ト書籍トハ洵ニ國家國民ノ文化普及ニ貢獻スルトコト多大ニシテ

其ノ間何レニ甲乙アルニ非ズ殊ニ書籍ノ配給ハ廣告其ノ他ノ必要ニヨリ甚ダ急速ニ全國的ニ普及セシムベキ必要アリカノ大量運賃ノ場合ハ別トシテ近時著シク小荷物便利用ノ範圍擴大セラレツ、アル場合ニ於テ現在ノ運賃規定ハ新聞雜誌ニノミ輕クシテ書籍ニ對シ甚ダ重課セラレツ、アルノ觀アリコレ舊キ習慣ニ依ル錯誤不統一タルヲ免レズ當然書籍ノ小荷物ハ新聞雜誌ト等シク均分的ニ運賃料金ヲ改訂セラルベキモノナリト信ジ申候右特別ノ御詮議ヲ以テ書籍ノ運賃料金低減ニ對シ御改正相成度茲ニ全國書籍商組合連署ノ上及請願候也

大正十五年十二月

東京書籍商組合 組長 大 倉 保 五 郎

外二千四百十二人

以下の五十一組合連署(略)

昭和二年に至り、東京書籍商組合、東京出版協會、中等教科書協會及び東京市内八新聞社と協議し、七月十四日附を以て左の請願書を鐵道大臣に提出し、更に十月四日に鐵道次官、運輸局長に面會して具陳した。



請願書

謹啓我國文化ノ急速ナル進展ニ就キ新聞紙雜誌書籍ノ功績ハ認メザルベカラザル儀ト存候  
 尙將來ニ於テモ國家文化ニ貢獻シ國民ノ思想善導知識啓發ノ上ニ渾然一體トナリテ此重大  
 ナル使命ヲ果スベキモノニ有之候然シテ其ノ全國的配給ニ付テハ敏速ヲ旨トシ賃率モ極メ  
 テ低廉ナルベキヲ要シ候コノ意味ニ於テ當局ノ共通的保護ヨリ書籍ノ鐵道輸送賃率ガ他ノ  
 二者ニ比較シテ高率ナルハ當業者ノ甚ダ苦痛ト致ストコロニシテ延テハ購買者及ビ出版者  
 ノ負擔ヲ重カラシメ文化普及上大ナル影響ヲ免レス候即チ大貨物ノ場合ハ最低賃金ニ客車  
 小荷物ニ付テハ特定賃金法ヲ設ケラレ哩數制限ヲ撤廢セラレ度何卒特別ノ御詮議ヲ以テ此  
 請願ノ主旨御採用相成度此段奉悃願候

昭和二年七月十四日

敬具

- 全國書籍商組合聯合會 會長 大柴 四郎
- 東京書籍商組合 組長 大倉 保五郎
- 東京出版協會 會長 目黒 甚七
- 中等教科書協會 會長 坂本 嘉治馬

- 國民新聞社 時事新報社
- 東京朝日新聞社 東京日日新聞社
- 東京毎夕新聞社 中外商業新報社
- 報知新聞社 都新聞社
- 讀賣新聞社

鐵道大臣 小川平吉 殿

第九期

(自昭和二年十月 至昭和三年九月)

定時總會

昭和二年十月十三日午前十時本會事務所に於て第八回定時總會を開いた、十時三十分開議、會長大柴四郎君議長にて左の案件を附議した。

(一) 昭和二年度庶務報告

右承認を経た。



(二) 昭和二年度會計報告

右は全會一致を以て承認を經た。

(三) 昭和三年度豫算案

右は會計主任目黒甚七君の説明あり、全會一致を以て原案に可決した。

(四) 書籍商名簿發行

右發行する事に決し、費用は實費を徴收することゝなつた。

(五) 規約修正案

第一章 總 則

第一條 本會ハ全國書籍商組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ全國ノ書籍商組合ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市神田區南甲賀町九番地ニ置ク

第二章 目 的

第四條 本會ハ圖書ノ定價販賣ヲ勵行シ營業上ノ利害得失ヲ

研究シ文化ノ普及ト新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 會 員

第五條 各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太ヲ一組合

ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トナスコトヲ得

東京市、大阪市、京都市、橫濱市、神戸市、名古屋市

地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ

得、此場合ニ於テハ一區域毎ニ代表議員一人ヲ選出スルコ

トヲ得

第六條 各組合ハ左記ノ代表議員ヲ選出スルモノトス

各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太 各一人

東京市 七人

大阪市 三人

京 都 市

横濱市、神戸市、名古屋市

各一人

新潟縣、福岡縣、北海道ハ尙一人ヲ増員スルコトヲ得

第七條 各組合ハ其ノ規約及附屬規程ヲ本會ニ提出シ承認ヲ

經ヘシ其ノ變更シタル場合亦同シ

第八條 各組合ノ組合員ハ組合ニ加入セサル同業者ト商取引

ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 各組合ハ其ノ組合員ノ異動アリタルトキハ直ニ本會

ニ報告スヘシ

第十條 各組合ハ其ノ組合ニ加入ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ

正當ノ理由ナク其ノ加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許否ヲ遷延スル

コトヲ得ス

加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許否ヲ遷延シタル場合ハ本會ハ其ノ

理由書ヲ提出セシメ又ハ其ノ加入ヲ許スコトヲ催告スルコ

トアルヘシ

第十一條 各組合ニ於テ組合員ヲ違約處分ニ付シタルトキハ

其ノ理由ヲ具シ之ヲ本會ニ報告スヘシ

前項ノ報告アリタルトキハ本會ハ常任幹事會ニ於テ之ヲ調

二八

査シ其ノ處分ヲ適當ナリト認メタルトキハ取引停止又ハ除

名處分ニ限り直ニ各組合ニ通知スルモノトス

第十二條 前條第二項ノ通知アリタルトキハ組合員ハ其ノ違

約者ニ對シ解除ノ通知アルマテ商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 本會ヨリ通知シタル要件ハ各組合ハ其ノ組合員ニ

通知スヘシ

第十四條 各組合ハ新加入者ニ對スル加入金ハ五十圓ヲ超過

スルコトヲ得ス

第十五條 本會ハ組合間又ハ組合ト廳府縣ノ組合員トノ間ニ

起リタル營業上ニ關スル紛議ヲ調停スルコトアルヘシ

第四章 會 議

第十六條 會議ヲ分チテ左ノ四種トス

一、定 時 總 會

二、臨 時 總 會

三、常 任 幹 事 會

四、幹 事 會

第十七條 定時總會ハ毎年十月東京ニ於テ之ヲ開キ左ノ事項

ヲ附議ス



一、前年度庶務、收支決算及財産目録ノ報告

二、收支ノ豫算案

三、前各號ノ外豫メ會長ヨリ發案シタル事項

第十八條 總會ハ各組合ノ代表議員ヲ以テ組織シ議決權ハ一人一箇トス

第十九條 出席議員ニシテ各組合ノ正副組長ニアラサル者ハ組長ノ證明ヲ要ス

第二十條 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第二十一條 總會開會ノ通知ハ十四日前ニ會長ヨリ之ヲ發ス

第二十二條 常任幹事會ハ毎月一回以上之ヲ開キ幹事會ハ必要ニ依リ之ヲ開ク

第二十三條 各組合ノ建議案ハ幹事會ニ於テ審議シ總會ニ提出ノ可否ヲ決ス

第二十四條 會議ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十五條 總會ニ於テ當該問題ニ利害關係ヲ有スル出席議員ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第五章 役員

第二十六條 本會ニ左記役員ヲ置ク其ノ任期ハ三ケ年トス

會長 一人

副會長 一人

幹事 十五人

第二十七條 幹事五人ヲ東京ヨリ選出シ之ヲ常任幹事トス

第二十八條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第二十九條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次期ノ總會ニ於テ其ノ補缺選舉ヲ行フ但其ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第三十條 會議ハ總テ會長ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長事故アルトキハ幹事之ニ代ル

第三十一條 會長ハ會務ヲ總理シ役員選舉ノ場合ハ選舉長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
常任幹事會ハ諸般ノ事項ヲ審議シ會務ヲ處理ス  
幹事會ハ會長ノ諮詢事項ヲ審議ス

第三十二條 會長ハ幹事會ノ決議ヲ經テ會務執行ニ必要ナル

附屬規程ヲ設クルコトヲ得

第三十三條 本會ハ常任幹事會ノ協議ヲ經テ事務員若干人ヲ置ク

第三十四條 役員ハ總テ無報酬トス但實費ヲ支辨ス

第六章 會計

第三十五條 本會ノ會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日迄トス

第三十六條 本會ノ經費ハ代表議員ノ一人ヲ一箇トシ均ニ負擔スルモノトス

第三十七條 豫算外ノ支出ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ常任幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得但次期ノ總會ニ之ヲ報告シ承認ヲ經ルコトヲ要ス

右修正案の加入金に付二三議論が有つたが、十分間休憩後圓滿に審議を進行し、第十九條の代理は役員と限定し其の字句は常任幹事に一任し、修正案の全部は原案通り可決した。

(六) 建議案

○京都書籍雜誌商組合建議

一、營業收益並ニ所得算定ニ關スル件。二、豫約出版ニ關スル件。

第七章 制裁

第三十八條 各組合ニシテ本規約ニ違背シ又ハ總會ノ決議ニ服從セサル場合ハ總會ノ決議ヲ以テ左ノ處分ヲナス

一、戒告

一、千圓以下ノ違約料

第三十九條 各組合ニシテ前條ノ制裁ニ應セサルモノハ除名ス

附則

第四十條 本規約ハ總會ノ決議ニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第四十一條 本規約ハ昭和二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス



○石川縣書籍雜誌商組合建議

一、運賃ニ關スル件。二、豫約物ノ運賃ニ關スル件。

以上にて議事の全部を終了し午後四時三十分閉會した。

定時總會出席者

- 東京書籍商組合 大柴 四郎 東京書籍商組合 林 平次郎 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 上原才一郎 東京書籍商組合 目黒 甚七 東京書籍商組合 大塚 周吉
- 東京書籍商組合 福田滋次郎 京都書籍雜誌商組合 永澤信之助 京都書籍雜誌商組合 木村徳太郎
- 大阪書籍雜誌商組合 鈴木常松 大阪書籍雜誌商組合 家村吉兵衛 大阪書籍雜誌商組合 矢部外次郎
- 大阪書籍雜誌商組合 杉岡 惣吉 神奈川書籍雜誌商組合 渡邊與三郎 神奈川書籍雜誌商組合 新堀幸次郎
- 兵庫書籍雜誌商組合 柏 佐一郎 兵庫書籍雜誌商組合 川 瀬 光吉 新潟書籍商組合 目黒 十郎
- 埼玉書籍商組合 菅間定治郎 群馬書籍雜誌商組合 高橋 新七 茨城書籍雜誌商組合 川 又 銀藏
- 栃木書籍雜誌商組合 内山港三郎 奈良縣書籍雜誌商組合 田中 金藏 三重縣書籍雜誌商組合 別所藤四郎
- 愛知縣書籍商組合 小澤吉三郎 名古屋書籍商組合 奥村 榮助 山梨縣書籍雜誌商組合 大塚源太郎
- 滋賀縣書籍雜誌商組合 栗林孝太郎 岐阜縣書籍雜誌商組合 三浦 源助 信濃書籍雜誌商組合 西澤 賢吾
- 宮城縣書籍商組合 藤 原 佐吉 岩手縣書籍雜誌商組合 玉山慶次郎 青森縣書籍雜誌商組合 今泉道次郎
- 山形縣書籍雜誌商組合 五十嵐太右衛門 秋田縣書籍雜誌商組合 石川 信助 福井縣書籍雜誌商組合 鈴木慶藏
- 石川縣書籍雜誌商組合 忠谷直二 鳥取縣書籍雜誌商組合 徳岡 長藏 島根縣書籍雜誌商組合 今井 敏文

- 岡山縣書籍雜誌商組合 宮野浪次郎 和歌山縣書籍雜誌商組合 宇治徳太郎 香川縣書籍雜誌販賣業組合 宮脇仲次郎
- 福岡縣書籍雜誌商組合 中尾峯次郎 佐賀縣書籍商組合 大坪 芳介 熊本縣書籍雜誌商組合 長崎 茂平
- 鹿兒島縣書籍商組合 吉田 眞六 北海道書籍雜誌商組合 最上谷次吉 北海道書籍雜誌商組合 山田久太郎
- 滿洲書籍商組合 濱井松之助

出席は以上三十六組合、此代表議員四十九名であつた。

缺席は八王子、長崎、静岡、福島、富山、廣島、山口、徳島、愛知、高知、大分、宮崎、臺灣、朝鮮、樺太の十五組合。

懇親會

十月十三日、定時總會閉會後、芝區烏森の湖月樓に於て懇親會を開催した、出席者五十四名席定まるや會長大柴四郎君は起つて挨拶をなし、次で京都の東枝吉兵衛君は答辭に本會創立以來の歴史的感想を述べられ、其れより各自歡を盡し、頗る盛會を極めた。

全幹事會

十月十二日午後一時、本會事務所に於て全幹事會を開き、定時總會に提出する議案及び建議案につき審議を重ねた。出席者は會長(大柴)、副會長(林)、東京組合(大倉)、上原、目黒、大塚、福田、京都組合(永



澤)大阪組合(鈴木、家村)、新潟組合(目黒)、愛知組合(小澤)、秋田組合(石川)、熊本組合(長崎)、北海道組合(中村)の十五君であつた。

### 規約承認

左記組合より其の規約の承認を求められたので之を調査承認した。

- |                |           |                   |          |
|----------------|-----------|-------------------|----------|
| 福岡縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和二年十二月承認 | 大分縣書籍商組合修正規約      | 昭和三年四月承認 |
| 島根縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和三年一月承認  | 滿洲書籍商組合修正規約       | 昭和三年六月承認 |
| 群馬縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和三年二月承認  | 山梨縣書籍雜誌商組合修正規約    | 昭和三年六月承認 |
| 三重縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和三年二月承認  | 八王子市外三多摩書籍雜誌商組合規約 | 昭和三年六月承認 |
| 栃木縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和三年三月承認  | 宮城縣書籍商組合修正規約      | 昭和三年六月承認 |
| 熊本縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和三年三月承認  | 秋田縣書籍雜誌商組合修正規約    | 昭和三年九月承認 |
| 北海道書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和三年三月承認  |                   |          |

### 組長更迭

一、廣島縣書籍商組合組長に友田藤助君就任せられた旨昭和二年十二月に通知があつた。

- 一、鳥取縣書籍雜誌商組合組長に横山敬次郎君就任せられた旨昭和三年八月に通知があつた。
- 一、北海道書籍雜誌商組合組長に最上谷次吉君就任せられた旨同年八月に通知があつた。

### 代表議員變更

- 一、東京書籍商組合代表議員大柴四郎君辭任し、江草重忠君代表議員に就任せられた。(昭和三年一月)
- 一、東京書籍商組合代表議員樋川晴造君死亡せられたので本會より香料金拾圓を其の遺族に贈呈した。(昭和三年七月)
- 一、東京書籍商組合代表議員に塚越郁四郎君就任せられた。(昭和三年八月)

### 第十期

(自昭和三年十月 至昭和四年九月)

### 幹事會

昭和三年十月十日午前十時、本會事務所に於て全幹事會を開き、定時總會に提出する議案及び



建議案につき審議を重ねた。出席者は副會長林、東京組合(大倉、目黒、上原、大塚、塚越)、京都組合(水澤)、大阪組合(鈴木、矢部)、新潟組合(目黒)、愛知組合(小澤)、秋田組合(石川)、山口組合(白銀)、熊本組合(長崎)、北海道組合(最上谷)、朝鮮組合(吉田)の十六君であつた。

### 定時總會

昭和三年十月十一日午前十時、東京市麴町區丸の内東京會館に於て第九回定時總會を開いた。十一時開議、副會長林平次郎君議長席に著き挨拶があり、會長大柴四郎君が辭任せられたので議事を取扱ふ旨を宣し、左の諸件を附議した。

#### (一) 昭和三年度庶務報告

右は全會一致承認を經た。

#### (二) 昭和三年度會計報告

右は全會一致承認を經た。

#### (三) 昭和四年度豫算案

右豫算案は全會一致を以て原案に可決した。

#### (四) 建議案

#### ○新潟縣書籍商組合建議

一、全國書籍商組合員へ何レノ府縣ニ轉住スルモ其ノ府縣ニ於テ營業シ得ル全國共通ノ資格ヲ與フルコト。

二、各府縣組合員ノ勤績表彰店員ニシテ獨立開業ヲセントスル者ハ何レノ府縣ニ轉住シテモ營業シ得ル資格ヲ與フルコト。

#### ○福井縣書籍雜誌商組合建議

一、書籍ノ運賃ヲ徹底的ニ運動ヲ起シ雜誌便同様ナラシムル事。

二、全集物ノ運賃ヲ發行所ノ負擔トスル事。

三、學校直賣ヲ禁ズル事。

#### ○愛媛縣書籍商組合建議

一、運賃低減運動ニ關スル件

#### ○福岡縣書籍雜誌商組合建議

一、本組合規約中一部ノ變更ヲ行ヒ豫約出版物ノ定價ニ送料ヲ加算シテ販賣スルノ件。

#### ○神奈川縣書籍雜誌商組合建議

一、圖書目錄調製ノ件。



議長(林平次郎君)以上ノ建議ハ何レモ幹事會ニ於テハ本議題トシテ決議スベキモノニアラザルガ故ニ單ニ報告ニ止メ、新潟縣組合提出ノモノニ付テハ全幹事ニ於テ研究スベシ、鐵道運賃ノ件ハ極力運動シタルモ遂ニ容レラレズ尙時機ヲ待チ運動スベシ。  
其の他二三の應答あつて休會となつた。

#### (五) 前會長表彰の件

再開後、議長(林平次郎君)前會長大柴四郎君ハ本會創立以來會長ノ職ニ在リ今回辭任セラレタルニ付テハ何等カノ方法ヲ以テ其ノ功勞ニ酬ヒタシ。

兵庫縣組合の柏佐一郎君 本問題ハ總會ノ決議トシテ可決シタシ、然シテ其ノ方法及ビ費用ハ常任幹事ニ一任スルコトニシタシ。

右は總會の決議を以て前會長大柴四郎君の功勞に酬むる事に決した。

次で加入金問題につき種々なる意見が出て、中に、

大阪組合の鈴木常松君 當組合ハ加入ニ制限ヲ設ケ居レリ、若シ之ヲ廢サムカ反ツテ營業競争ノ結果亂賣ヲ爲シ定價販賣ノ主旨ヲ脱却スルノ觀アリ、煙草店又ハ浴場ノ如キハ法律ニ依ツテ距離ノ制限アリ、我組合ノ如キモ既加入者ノ店舗ヨリ一丁以上ノ距離ヲ設ケ居レリ。

東京組合の目黒甚七君 加入金及ビ距離制限ノ問題ニ付テハ既ニ前年可決セラレタル事ニシ

テ本日新ニ生ジタル問題ニアラズ大阪組合ノ鈴木君ハ煙草屋、浴場ノ例ヲ引ケルモ其レハ大ニ趣キヲ異ニス、之ヲ混同シテ論ズルハ甚ダ面白カラズ、加入制限ヲ爲スハ憲法ノ精神ニ悖リ其ノ制限ヲ爲スガ如キハ甚ダ不合理ナリト信ズ、故ニ本日ノ議題ニハ非ザルモ距離制限ニ對シテハ反對スルモノナリ。

信濃組合の西澤賢吾君 加入及ビ距離ノ制限ハ問題外ナリ。

#### (六) 役員選舉

兵庫縣組合の柏佐一郎君 役員選舉ハ投票ニ依ラズ便宜法ヲ以テ行フコト、其ノ方法ハ銓衡委員七名トシ、其ノ七名ハ東京三名地方四名トシ、外ニ會長モ加ハリ議長指名トセラレタシ。

右役員の選舉は兵庫縣組合の動議により銓衡委員七名を設くる事に満場一致を以て可決した。  
議長(林平次郎君) 銓衡委員ヲ指名スベシ。

東京組合(目黒上原、大塚)の三君

大阪組合(鈴木君) 新潟縣組合(目黒君)

熊本縣組合(長崎君) 兵庫縣組合(柏君)

新潟縣組合の目黒十郎君は東京組合の目黒甚七君との關係上辭退せられたが、其の義に及ばずとの説多數であつたので就任された。



議長(林平次郎君) 役員の銓衡中休會を宣し、再び開會銓衡委員の銓衡した役員は左の如くである。

- 會長 東京書籍商組合 林平次郎 副會長 東京書籍商組合 日黒甚七
- 幹事 東京書籍商組合 五名 幹事 大阪書籍雜誌商組合 二名
- 幹事 京都書籍雜誌商組合 一名 幹事 兵庫縣書籍雜誌商組合 一名
- 幹事 廣島縣書籍商組合 一名 幹事 熊本縣書籍雜誌商組合 一名
- 幹事 新潟縣書籍商組合 一名 幹事 愛知縣書籍商組合 一名
- 幹事 北海道書籍雜誌商組合 一名 幹事 朝鮮書籍商組合 一名

會長(林平次郎君) 老年ニ至リ諸君ノ御推薦ニ依リ斯ル大任ヲ拜シ職務ヲ盡シ得ルヤ否ヤヲ考慮シ御辭退致シタトコロ諸君ニ於テ聞入レラレズ、只日黒君ヲカト頼ミ御受ケ就任スルコトト致セリ今後共諸君ノ御援助ヲ請フ。

副會長(日黒甚七君) 到底其ノ任ニ非ザルモ諸君ノ御推舉ニ依リ就任セリ、今後諸君ノ指導ヲ俟ツ。

右正副會長の挨拶があり、之にて議事を終了し、午後四時三十分閉會した。

總會閉會後雜誌協會の件につき傍聴席より東京堂大野孫平君は説明せられ、各縣組合の代表

者より質問があり、同五時散會した。

### 定時總會出席者

- 東京書籍商組合 林平次郎 東京書籍商組合 日黒甚七 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 上原才一郎 東京書籍商組合 大塚周吉 東京書籍商組合 塚越都四郎
- 京都書籍雜誌商組合 永澤信之助 京都書籍雜誌商組合 木村徳太郎 京都書籍雜誌商組合 木村五郎
- 大阪書籍雜誌商組合 矢部外次郎 大阪書籍雜誌商組合 鈴木常松 大阪書籍雜誌商組合 野島藤次郎
- 大阪書籍雜誌商組合 清水常次郎 神奈川縣書籍雜誌商組合 渡邊與三郎 神奈川縣書籍雜誌商組合 田繁吉
- 兵庫縣書籍雜誌商組合 柏佐一郎 兵庫縣書籍雜誌商組合 石九甚八 長崎縣書籍雜誌商組合 中津海知幾
- 新潟縣書籍商組合 日黒十郎 埼玉縣書籍商組合 菅間定治郎 群馬縣書籍雜誌商組合 高橋清七
- 千葉縣書籍商組合 能勢鼎三 茨城縣書籍雜誌商組合 川又銀藏 栃木縣書籍雜誌商組合 内山港三郎
- 奈良縣書籍雜誌商組合 中西英之亮 三重縣書籍雜誌商組合 別所藤四郎 愛知縣書籍商組合 小澤吉三郎
- 名古屋書籍商組合 松波菊次郎 山梨縣書籍雜誌商組合 大塚源太郎 滋賀縣書籍雜誌商組合 栗林孝太郎
- 岐阜縣書籍雜誌商組合 三浦源助 信濃縣書籍雜誌商組合 西澤賢吾 宮城縣書籍商組合 藤原佐吉
- 福島縣書籍商組合 關内彦太郎 岩手縣書籍雜誌商組合 玉山慶次郎 青森縣書籍雜誌商組合 今泉道次郎
- 山形縣書籍雜誌商組合 五十嵐太右衛門 秋田縣書籍雜誌商組合 石川信助 福井縣書籍雜誌商組合 鈴木慶藏
- 石川縣書籍雜誌商組合 忠谷直二 鳥取縣書籍雜誌商組合 横山敬次郎 鳥根縣書籍雜誌商組合 今井兼文
- 岡山縣書籍雜誌商組合 大森佐吉 廣島縣書籍商組合 友田藤助 山口縣書籍雜誌商組合 白銀市太郎



和歌山縣書籍雜誌商組合 宇治 徳太郎 香川縣書籍雜誌販賣業組合 宮脇 伸次郎 愛媛縣書籍商組合 足立 盛弘  
 高知縣書籍商組合 片桐 伸雄 福岡縣書籍雜誌商組合 中尾 峯次郎 福岡縣書籍雜誌商組合 岡崎 廣  
 佐賀縣書籍商組合 大坪 芳介 熊本縣書籍雜誌商組合 長崎 茂平 宮崎縣書籍雜誌商組合 甲斐 清造  
 鹿児島縣書籍商組合 吉田 眞六 北海道書籍雜誌商組合 最上 谷次吉 北海道書籍雜誌商組合 山田 久太郎  
 朝鮮書籍商組合 吉田市次郎 滿洲書籍商組合 濱井 松之助

以上出席者は四十五組合、此代表議員五十九名であつた。

缺席は八王子、静岡、大分、富山、徳島、臺灣、樺太の七組合

懇親會

十月十一日定時總會閉會後東京會館食堂に於て懇親會を開催した、出席者五十九名、會長林平次郎君の挨拶に次で、大阪組合の矢部外次郎君の答辭があり、各自歡を盡し盛會を極めた。

大柴前會長表彰

本會前會長、東京書籍商組合代表議員大柴四郎君は本會創立以來盡瘁せられたが、今回辭任せられたので定時總會の決議に依り感謝狀に金貳百圓を添へ贈呈し、其の功勞を表彰した。

規約承認

左の組合を其の規約の承認を求められた、依て常任幹事會に於て之を調査し承認する事に決した。

- |                  |           |                 |          |
|------------------|-----------|-----------------|----------|
| 熊本縣書籍雜誌商組合修正規約   | 昭和三年十二月承認 | 岡山縣書籍雜誌商組合修正規約  | 昭和四年八月承認 |
| 福岡縣書籍雜誌商組合修正規約   | 昭和四年一月承認  | 名古屋書籍商組合修正規約    | 昭和四年八月承認 |
| 佐賀縣書籍雜誌商組合修正規約   | 昭和四年二月承認  | 鹿児島縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和四年八月承認 |
| 八王子市書籍雜誌商組合修正規約  | 昭和四年二月承認  | 北海道書籍雜誌商組合修正規約  | 昭和四年九月承認 |
| 千葉縣書籍雜誌商組合修正規約   | 昭和四年三月承認  | 石川縣書籍雜誌商組合修正規約  | 昭和四年九月承認 |
| 香川縣書籍雜誌販賣業組合修正規約 | 昭和四年六月承認  | 和歌山縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和四年九月承認 |
| 岐阜縣書籍雜誌商組合修正規約   | 昭和四年七月承認  | 鳥取縣書籍雜誌商組合修正規約  | 昭和四年九月承認 |
| 京都書籍雜誌商組合修正規約    | 昭和四年七月承認  | 愛知縣書籍商組合修正規約    | 昭和四年九月承認 |
| 宮崎縣書籍雜誌商組合修正規約   | 昭和四年七月承認  | 埼玉縣書籍雜誌商組合修正規約  | 昭和四年九月承認 |

組長更迭



- 一、京都書籍雜誌商組合組長に永澤信之助君就任したる旨六月通知があつた。
- 一、福井縣書籍雜誌商組合組長に品川太右衛門君就任したる旨六月通知があつた。
- 一、鳥取縣書籍雜誌商組合組長に今井兼文君就任したる旨八月通知があつた。

第十一期 (自昭和四年十月 至昭和五年九月)

幹事會

昭和四年十月十日午後一時、本會事務所に於て全幹事會を開き、定時總會に提出する議案及び各組合より提出せられた建議案につき審議した。出席は會長(林)、副會長(目黒)、東京組合(大倉、上原、岸、塚越)、京都組合(永澤)、大阪組合(三木、田中)、兵庫組合(柏)、廣島組合(友田)、熊本組合(長崎)、北海道組合(山田)、新潟組合(目黒)、愛知組合(小澤)の十五君であつた。

定時總會

昭和四年十月十一日午前十時、本會事務所に於て第十回定時總會を開いた。午前十一時開議

會長林平次郎君議長にて左の案件を附議した。

(一) 昭和四年度庶務報告

右は議長が大項目につき説明、全會一致之を承認した。

(二) 昭和四年度會計報告

右は議長が歳入出につき説明し、名古屋組合の松波君より樺太組合の件及び懇親會費に付質問あり、議長之に答へ満場異議なく報告を承認した。

(三) 昭和五年度豫算案

右は議長が歳入出各項に涉り説明し、全會一致を以て原案に可決した。

(四) 建議案

議長(林平次郎君) 各組合ヨリ提出セラレタル建議案ハ全幹事會ニ於テ何レモ本會議ニ提出シテ決議スベキモノニ非ズト決シタリ、希望案トシテ茲ニ報告スベシ。

○岐阜縣書籍雜誌商組合建議

一、講談社ソノ他ノ書籍ヲ組合員ニ非ザル新聞販賣店ガ定價ヲ割引シテ販賣ス之ヲ嚴重ニ制裁ヲ加ヘラレタシ。

○鹿兒島縣書籍雜誌商組合建議



一、雜誌附録紛失分返品入帳不能ハ從來通り入帳方日本雜誌協會ヘ交渉アリタキ件。  
○愛知縣書籍商組合建議

一、圖書ノ販賣上便宜ノ爲メ奥附ニ元價記入欄ヲ印刷サレタキ件。  
○北海道書籍雜誌商組合建議

一、圖書雜誌ノ運賃ハ現在地方取次販賣業者ノ負擔ナルモ之ヲ發行元或ハ發賣元ノ負擔トスル件。

二、日本雜誌協會ハ全國各縣組合ニ對シ其ノ申請ニ依リ規約ヲ承認シテ相互間ノ責務ヲ發生スルモノナルニ付全國聯合會ニ加盟ヲナスコトヲ勸誘スル件。

議長(林平次郎君) 以上建議案ハ本議題トハセザルモ、各項ニツキ説明スレバ岐阜縣組合提出ノモノハ同組合ニテ處分シ聯合會ヘ提出スベキモノ。鹿兒島縣組合ノ建議ハ雜誌協會ニ提出スベキモノ。愛知縣組合ノ建議案ハ賛成出來ズ。北海道組合ノ建議、ソノ第一ハ東京出版協會及東京書籍商組合ヘ本會ヨリ移牒スベシ、第二ハ雜誌協會ト交渉シテ一日モ早ク聯合會ト合致スルヤウニ努ムベシ。

以上にて建議案の報告を了し、食事の爲め休憩し、午後一時再開し、議事の全部を議了したので午後一時三十分閉會し、次で懇談會に移つた。

定時總會出席者 (公印ハ代理)

- 東京書籍商組合 林平次郎 東京書籍商組合 日黒甚七 東京書籍商組合 大倉保五郎
- 東京書籍商組合 上原才一郎 東京書籍商組合 岸他五 東京書籍商組合 大塚周吉
- 東京書籍商組合 塚越郁四郎 八王子書籍雜誌商組合 熊澤廣吉 京都書籍雜誌商組合 永澤信之助
- 京都書籍雜誌商組合 木村徳太郎 京都書籍雜誌商組合 前田正次郎 大阪書籍雜誌商組合 三木佐助
- 大阪書籍雜誌商組合 田中庄二郎 大阪書籍雜誌商組合 谷口利兵 大阪書籍雜誌商組合 中村清三郎
- 神奈川縣書籍雜誌商組合 渡邊與三郎 神奈川縣書籍雜誌商組合 今井政兵衛 兵庫縣書籍雜誌商組合 柏佐一郎
- 兵庫縣書籍雜誌商組合 石丸甚八 長崎縣書籍雜誌商組合 中津海知幾 新潟縣書籍商組合 目黒十郎
- 埼玉縣書籍雜誌商組合 菅間定治郎 群馬縣書籍雜誌商組合 高橋清七 茨城縣書籍雜誌商組合 川又銀藏
- 栃木縣書籍雜誌商組合 内山港三郎 奈良縣書籍雜誌商組合 格貫一 三重縣書籍雜誌商組合 別所藤四郎
- 愛知縣書籍商組合 小澤吉三郎 名古屋書籍商組合 松波菊次郎 山梨縣書籍雜誌商組合 大塚源太郎
- 滋賀縣書籍雜誌商組合 栗林孝太郎 岐阜縣書籍雜誌商組合 木野村傳吉 信濃縣書籍雜誌商組合 西澤喜太郎
- 宮城縣書籍商組合 藤原佐吉 福島縣書籍商組合 寺澤福太郎 岩手縣書籍雜誌商組合 佐藤喜平
- 青森縣書籍雜誌商組合 今泉道次郎 山形縣書籍雜誌商組合 五十嵐建吉 秋田縣書籍雜誌商組合 石川恆助
- 福井縣書籍雜誌商組合 品川太右衛門 石川縣書籍雜誌商組合 小栗半兵衛 鳥根縣書籍雜誌商組合 今井兼文
- 鳥取縣書籍雜誌商組合 今井兼文 岡山縣書籍雜誌商組合 大森佐吉 廣島縣書籍商組合 友田藤助
- 山口縣書籍雜誌商組合 白銀市太郎 和歌山縣書籍雜誌商組合 宇治徳太郎 香川縣書籍雜誌販賣業組合 宮脇伸次郎



- 愛媛縣書籍雜誌商組合 足立守寛 高知縣書籍雜誌商組合 片桐仲雄 福岡縣書籍雜誌商組合 石松國吉
  - 福岡縣書籍雜誌商組合 中尾峯次郎 佐賀縣書籍雜誌商組合 平井平治 熊本縣書籍雜誌商組合 長崎茂平
  - 宮崎縣書籍雜誌商組合 高野嘉平 鹿兒島縣書籍雜誌商組合 吉田眞六 北海道書籍雜誌商組合 山田久太郎
  - 北海道書籍雜誌商組合 布川榮助 滿洲書籍雜誌商組合 濱井松之助
- 以上 出席は四十四組合、代表議員五十九名であつた。  
 缺席は千葉、静岡、富山、徳島、大分、臺灣、朝鮮、樺太の八組合。

### 懇親會

定時總會閉會後、午後五時、淺草區代地河岸の深川亭に於て懇親會を開いた。出席者五十四名で盛會を極めた。

### 沖繩縣組合加入

沖繩縣の同業者は組合を組織し、沖繩縣書籍雜誌商組合と稱し本會に加入を申込み、仍て常任幹事會に於て調査し、五月その加入を許諾した。

### 組長更迭

- 一、静岡縣書籍雜誌商組合組長に山口順之助君が就任したる旨昭和四年十二月通知があつた。
- 一、東京書籍商組合組長に林平次郎君が就任したる旨昭和五年一月通知があつた。
- 一、京都書籍雜誌商組合組長に木村徳太郎君が就任したる旨六月通知があつた。
- 一、信濃書籍雜誌商組合組長に西澤賢吾君が就任したる旨六月通知があつた。
- 一、愛媛縣書籍商組合組長に足立守寛君が就任したる旨六月通知があつた。
- 一、福岡縣書籍雜誌商組合組長に石松國吉君が就任したる旨六月通知があつた。
- 一、鳥取縣書籍雜誌商組合組長に徳岡長藏君が就任したる旨八月通知があつた。
- 一、北海道書籍雜誌商組合組長に中村信以君が就任したる旨八月通知があつた。
- 一、滿洲書籍雜誌商組合組長に濱井金次郎君が就任したる旨八月通知があつた。
- 一、神奈川縣書籍雜誌商組合組長に島森一君が就任したる旨九月通知があつた。
- 一、福島縣書籍雜誌商組合組長に寺澤福太郎君が就任したる旨九月通知があつた。

### 規約承認

左の組合より其の規約の承認を求めらる、依て常任幹事會に於て之を調査し、承認することに決した。



- |                |           |                |          |
|----------------|-----------|----------------|----------|
| 山形縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和四年十一月承認 | 高知縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和五年六月承認 |
| 朝鮮書籍商組合修正規約    | 昭和四年十二月承認 | 德島縣書籍商組合修正規約   | 昭和五年七月承認 |
| 奈良縣書籍雜誌商協會修正規約 | 昭和四年十二月承認 | 愛媛縣書籍商組合修正規約   | 昭和五年七月承認 |
| 廣島縣書籍商組合修正規約   | 昭和四年十二月承認 | 岩手縣書籍商組合修正規約   | 昭和五年七月承認 |
| 福岡縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和五年一月承認  | 福井縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和五年八月承認 |
| 長崎縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和五年一月承認  | 滋賀縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和五年九月承認 |
| 熊本縣書籍雜誌商組合修正規約 | 昭和五年一月承認  | 滿洲書籍雜誌商組合修正規約  | 昭和五年九月承認 |
| 千葉縣書籍商組合修正規約   | 昭和五年六月承認  |                |          |

弔 慰

一、北海道書籍雜誌商組合組長最上谷次君は昭和四年十一月逝去せられた。依て本會は弔辭を贈呈した。

一、廣島縣書籍商組合組長友田茂助君は昭和五年三月逝去せられた。依て本會は弔辭を贈呈した。

第十二期

(自昭五年十月 至昭和六年九月)

幹事會

昭和五年十月十日午前十一時、本會事務所に於て全幹事會を開き、定時總會に提出する提案及び各縣組合より提出の建議案につき審議した。出席者會長林、東京組合(上原、大野、大葉、岸、大塚)、京都組合(木村)、大阪組合(三木、田中)、兵庫組合(柏)、廣島組合(岡原)、新潟組合(目黒)、愛知組合(星野)、熊本組合(都田)、北海道組合(中村)、朝鮮組合(内藤)の十六君であつた。

定時總會

昭和五年十月十一日午前十時、本會事務所に於て第十一次定時總會を開いた、同十一時開議、會長林平次郎君議長にて左の案件を附議した。

(一) 昭和五年度庶務報告

右庶務報告は議長に於て大體の項目を説明し全會一致を以て之を承認した。



(二) 昭和五年度會計報告

右は議長が決算の收支につき大體を説明し、異議なく承認を経た。

(三) 昭和六年度豫算案

議長(林平次郎君) 歳入出に付詳細説明  
右豫算案は異議なく原案に可決した。

(四) 建議案

○静岡縣書籍雜誌商組合建議

一、中等教科書獻本ニ關スル件。

○福井縣書籍雜誌商組合建議

一、サツク入及表装アル出版物ハ其ノサツク又ハ表装ニモ定價及發行所名ヲ刷出スルコト。

○北海道書籍雜誌商組合建議

一、例年大市會ハ十月七八九ノ三日間、十日ハ親睦會ト略々定マリ居ルニ付、其ノ次ノ十一日ヲ全國書籍雜誌商地方協議會總會日ニ充テ、全國聯合會ノ諸會合ノ日割ヲ引續キ其ノ以後ニセラレタキコト。

○石川縣書籍雜誌商組合建議

一、書籍運賃値下ゲニ關スル件。 二、地方送料運賃ニ關スル件。

三、椀屋發行元へ交渉ノ件。

○鹿兒島縣書籍雜誌商組合建議

一、夏休ミ宿題帳類ヲ書籍同様定價販賣ニスルコト。

○高知縣書籍雜誌商組合建議

一、書籍運賃値下ゲニ關スル件。 二、原價ヲ八掛以下トスル件。

三、地方送料運賃ニ關スル件。 四、距離制限ニ關スル件。

議長(林平次郎君) 以上ノ建議案中、高知縣組合ノ建議案ハ幹事會ニ於テ既ニ撤回サレタル旨ノ報告アリ。静岡縣組合ノ建議ハ希望トシテ中等教科書協會へ移牒スルコトニ幹事會ニ於テ決セリ。

目黒甚七君(副會長) 右ノ希望案ガ協會ニ移牒ニナレバ協會ニ於テ協議スベシ、協會ハ目下獻本ニ付研究中ナリ。

議長(林平次郎君) 福井縣組合ノ建議ハ出版協會及ビ東京書籍商組合へ移牒スベシ。北海道組合ノ建議案ハ本年ハ既ニ各期日モ決定シタルモノナレバ明年ハ考慮スベシ。石川縣組合ノ建議ハ嘗テ本會ニ於テ當局へ陳情シタル事アリ相當效果ヲ收メタリト信ズ。椀屋發行元へ



交渉ノ件ハ地方協會へ移牒スルヲ可トス。鹿兒島縣組合ノ建議ニツキ諸君ニ御意見アリヤ。福岡縣組合ノ中尾峯次郎君、名古屋組合ノ松波菊次郎君等ノ夏休宿題帳定價販賣勵行ハ各組合ニ特殊ノ事情アルニ依リ自由問題トシタシ。大阪組合の中村清三郎君、京都組合の木村徳太郎君、東京組合の大塚周吉君等は保留を主張された。

議長(林平次郎君) 夏期休暇日誌類ノ定價販賣勵行ハ保留ト決シタリ。右にて休憩。午後二時三十分再開。

議長(林平次郎君) 議題ノ全部ハ既ニ終了シタリ、故ニ定時總會ハ閉會トシ、次デ懇談會ヲ開クベシ。

懇談會に移つてより種々意見の交換があり、午後三時十分閉會となつた。

定時總會出席者

- 東京書籍商組合 林平次郎 東京書籍商組合 目黒甚七 東京書籍商組合 上原才一郎
- 東京書籍商組合 大野孫平 東京書籍商組合 大葉久吉 東京書籍商組合 岸他丑
- 東京書籍商組合 大塚周吉 京都書籍雜誌商組合 木村徳太郎 京都書籍雜誌商組合 木村五郎

- 京都書籍雜誌商組合 伊藤清治郎 大阪書籍雜誌商組合 三木佐助 大阪書籍雜誌商組合 大塚覺二
- 大阪書籍雜誌商組合 中村清三郎 大阪書籍雜誌商組合 田中庄二郎 神奈川縣書籍雜誌商組合 島森一
- 神奈川縣書籍雜誌商組合 天野榮司 兵庫縣書籍雜誌商組合 柏佐一郎 兵庫縣書籍雜誌商組合 石丸甚八
- 長崎縣書籍雜誌商組合 中津海知幾 新潟縣書籍商組合 目黒十郎 埼玉縣書籍雜誌商組合 菅間定治郎
- 群馬縣書籍雜誌商組合 高橋清七 千葉縣書籍商組合 能勢鬼一 栃木縣書籍雜誌商組合 相馬繁三郎
- 三重縣書籍雜誌商組合 別所藤四郎 愛知縣書籍商組合 星野松次郎 名古屋書籍商組合 松波菊次郎
- 靜岡縣書籍雜誌商組合 山口順之助 山梨縣書籍雜誌商組合 大塚源太郎 滋賀縣書籍雜誌商組合 栗林孝太郎
- 岐阜縣書籍雜誌商組合 富田乾 信濃縣書籍雜誌商組合 西澤賢吾 宮城縣書籍商組合 鈴木英三郎
- 福島縣書籍雜誌商組合 寺澤福太郎 岩手縣書籍雜誌商組合 佐藤喜平 青森縣書籍雜誌商組合 今泉道次郎
- 山形縣書籍雜誌商組合 五十嵐太右衛門 福井縣書籍雜誌商組合 品川太右衛門 石川縣書籍雜誌商組合 小谷孫次郎
- 鳥取縣書籍雜誌商組合 徳岡長藏 島根縣書籍雜誌商組合 今井兼文 廣島縣書籍商組合 岡原佐太郎
- 岡山縣書籍雜誌商組合 大森佐吉 山口縣書籍雜誌商組合 白銀市太郎 和歌山縣書籍雜誌商組合 宇治徳太郎
- 香川縣書籍雜誌販賣業組合 宮脇仲次郎 愛媛縣書籍商組合 足立守寛 高知縣書籍雜誌商組合 片桐仲雄
- 福岡縣書籍雜誌商組合 石松國吉 福岡縣書籍雜誌商組合 中尾峯次郎 大分縣書籍商組合 塚本秀雄
- 佐賀縣書籍雜誌商組合 大坪芳介 熊本縣書籍雜誌商組合 都田伍一 宮崎縣書籍雜誌商組合 高妻秀季
- 鹿兒島縣書籍雜誌商組合 吉田眞六 沖縄縣書籍雜誌商組合 大城兼義 北海道書籍雜誌商組合 中村信以
- 北海道書籍雜誌商組合 山田久太郎 朝鮮書籍商組合 内藤定一郎 滿洲書籍雜誌商組合 濱井松之助

以上出席は四十五組合、此代表議員六十名であつた。



缺席は八王子、茨城、奈良、秋田、富山、徳島、臺灣樺太の八組合。

### 懇親會

定時總會終了後午後五時、柳橋龜清樓にて懇親會を開催した。出席者五十二名、盛會を極め午後九時散會した。

### 規約承認

左の各組合は其の規約の承認を求められた、依て常任幹事會に於て之を調査し承認した。

- 茨城縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和五年十一月承認 岐阜縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和六年三月承認
- 和歌山縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和五年十一月承認 兵庫縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和六年四月承認
- 大阪書籍雜誌商組合修正規約 昭和五年十一月承認 八王子書籍雜誌商組合修正規約 昭和六年四月承認
- 石川縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和五年十一月承認 山形縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和六年七月承認
- 熊本縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和六年一月承認 青森縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和六年八月承認
- 秋田縣書籍雜誌商組合修正規約 昭和六年三月承認

### 組長更迭

- 一、栃木縣書籍雜誌商組合組長に相馬繁三郎君就任したる旨、昭和五年十月通知があつた。
- 一、滋賀縣書籍雜誌商組合組長に吉田善次郎君就任したる旨、昭和六年一月通知があつた。
- 一、宮崎縣書籍雜誌商組合組長に高妻秀季君就任したる旨、二月通知があつた。
- 一、静岡縣書籍雜誌商組合組長に菅沼甚藏君就任したる旨、三月通知があつた。
- 一、京都書籍雜誌商組合組長に須磨勘兵衛君就任したる旨、四月通知があつた。
- 一、廣島縣書籍商組合組長に岡原佐太郎君就任したる旨、五月に通知があつた。
- 一、新潟縣書籍商組合組長に西村六平君就任したる旨、五月通知があつた。
- 一、福島縣書籍雜誌商組合組長に寺澤一郎君就任したる旨、六月通知があつた。
- 一、鳥取縣書籍雜誌商組合組長に山本鐵太郎君就任したる旨、九月通知があつた。
- 一、名古屋書籍商組合組長に大塚周一郎君就任したる旨、九月通知があつた。
- 一、鹿兒島縣書籍雜誌商組合組長に和田彌兵衛君就任したる旨、九月通知があつた。
- 一、長崎縣書籍雜誌商組合組長に安中生逸君就任したる旨、九月通知があつた。
- 一、宮城縣書籍商組合組長に鈴木英三郎君就任したる旨、九月通知があつた。



弔慰

- 一、宮崎縣組合組長谷仲吉君昭和五年十二月廿四日逝去せられた、依て本會は弔辭を贈呈した。
- 一、静岡縣組合組長山口順之助君昭和六年二月廿六日逝去せられた、依て本會は弔辭を贈呈した。
- 一、京都組合組長木村徳太郎君昭和六年三月十八日逝去せられた、依て本會は弔辭を贈呈した。
- 一、宮崎縣組合事務所は昭和六年四月七日焼失した。依て本會は見舞狀を呈した。
- 一、福島縣組合組長寺澤福太郎君昭和六年五月四日逝去せられた、依て本會は弔辭を贈呈した。

第十三期

(自昭和六年十月 至昭和七年九月)

幹事會

昭和六年十月十日午後一時、本會事務所に於て全幹事會を開き、定時總會に提出すべき議案及び各縣組合より提出の建議案につき審議した。出席者は會長林、副會長目黒、東京組合上原、大葵、龜井岸、大塚、京都組合須磨、大阪組合田中、石田、兵庫組合柏、新潟組合西村、愛知組合星野、廣島組合岡

原、熊本組合長崎、北海道組合中村、朝鮮組合徳力の十七君であつた。

定時總會

昭和六年十一月十一日午前十時、本會事務所に於て第十二回定時總時を開いた、同十一時開議、會長林平次郎君議長にて左の案件を附議した。

(一) 昭和六年度庶務報告

議長(林平次郎君) 六年度庶務につき詳細に報告せらる。  
 京都組合の田村敬男君 報告中ニ東京ノ文信社ガ未加入者ト取引シタル件ガ無カリシガ如何。  
 議長(林平次郎君) 文信社石田嘉一君ノ件ハ東京組合ニ於テ十月五日ノ役員會ニテ違背者トシテ違約料三十圓ニ處シタリ、此件ハ十月ノコトニヘ此報告中ニハ無シ、昨日ノ全幹事會ニ於テ京都組合ノ須磨君ニ報告シタリ。  
 京都組合の田村敬男君 此事ハ四月ニ聯合會ニ申請シタルガ六月ニ東京書籍商組合定價販賣勵行委員會ニ我組合ノ委員出席シ尋ネタルニ申告ノ趣ハ事實ナリト、然ルニ七月ニ至ツテ聯合會ヨリ來レル書面ニ依レバ事實ナシトノ事ナリ、即チ兩者ノ回答ハ齟齬シ居レリ、依テ我組合ハ右ノ件ニ關シ建議案ヲ提出シ置キタリ、此文信社問題ハ各方面ヨリ疑惑ノ眼ヲ以テ見ラ



レ居ルモノナレバ明確ナル答辯ヲ望ム。

議長(林平次郎君) 四月ニモ其ノ後ニモ聯合會ニ申請セラレタル事ナシ、自分トシテハ六月ノ東京組合ノ該委員會ニテ始メテ知りタル次第ニテ其ノ時モ書面提出ノ方法ガ誤リ居ルコトヲ述ベタリ、然シ既ニ東京組合デ取扱ヒ居ラル、ニツキ一任シタリ、最初ヨリ聯合會ニ向ツテ提出セザリシ事ガ問題ヲ惹起シタル因トナリタルナリ。東京組合ニ於テハ十月五日ノ役員會ニ於テ文信社ヲ違約料三十圓ニ處シタルニ付此問題ハ解決シタルナリ。  
京都組合の田村敬男君 此問題ヲ單ニ違約料三十圓ニテ解決シタルハ將來ニ惡例ヲ貽スモノナリ、京都組合ハ不服ナリ。

議長(林平次郎君) 如何ニ不服ナレバトテ既ニ東京組合ニ於テ決定シタル處分ヲ今更覆スコトハ出來ズ。

東京組合の大塚周吉君 文信社問題ハ懇談會ノトキ論議シテハ如何。

京都組合の田村敬男君 然ラバ此問題ノ論議ハ保留トス。

右にて庶務報告は承認を経た。

(二) 昭和六年度會計報告

右は満場一致承認を経た。

(三) 昭和七年度豫算案

議長(林平次郎君) 歳入出ノ各款ニツキ説明シ、歳入ノ第一款ハ東京書籍商組合ノ建議タル代議員七名ヲ十名ニ増員スル件ガ可決シタナラバ其レダケ歳入ガ増額スル事トナルナリ、此年度ハ剩餘金モアルニ依リ名簿發行費ニ一千圓補助ヲ計上シタリ。

右豫算案は原案通り可決した。

(四) 規約修正案

第一章 總 則

第一條 本會ハ全國書籍商組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ全國ノ書籍商組合ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市神田區南甲賀町九番地ニ置ク

第二章 目的

第四條 本會ハ圖書ノ定價販賣ヲ勵行シ營業上ノ利害得失ヲ

研究シ文化ノ普及ト斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 會 員

第五條 各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太ヲ一組合

ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トナスコトヲ得

東京市、大阪市、京都市、横浜市、神戸市、名古屋市

地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得

此場合ニ於テハ一區域毎ニ代表議員一人ヲ選出スルコトヲ

得

第六條 各組合ハ左記ノ代表議員ヲ選出スルモノトス

各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太各

東京市 一人

大阪市 十人

京都市 三人

横浜市、神戸市、名古屋市 各一人



新潟縣、福岡縣、北海道ハ尙一人ヲ増員スルコトヲ得

第七條 各組合ハ其ノ規約及附屬規程ヲ本會ニ提出シ承認ヲ經ヘシ其ノ變更シタル場合亦同シ

第八條 各組合ノ組合員ハ組合ニ加入セサル同業者ト商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 各組合ハ其ノ組合員ノ異動アリタルトキハ直ニ本會ニ報告スヘシ

第十條 各組合ハ其ノ組合ニ加入ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ正當ノ理由ナクシテ其ノ加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許否ヲ遷延スルコトヲ得ス

加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許否ヲ遷延シタル場合ハ本會ハ其ノ理由書ヲ提出セシメ又ハ其ノ加入ヲ許スコトヲ催告スルコトアルヘシ

第十一條 各組合ニ於テ組合員ヲ違約處分ニ付シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ之ヲ本會ニ報告スヘシ

前項ノ報告アリタルトキハ本會ハ常任幹事會ニ於テ之ヲ調査シ其ノ處分ヲ適當ナリト認メタルトキハ取引停止又ハ除名處分ニ限リ直ニ各組合ニ通知スルモノトス

第十二條 前條第二項ノ通知アリタルトキハ組合員ハ其ノ違背者ニ對シ解除ノ通知アルマテ商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 本會ヨリ通知シタル要件ハ各組合ハ其ノ組合員ニ通知スヘシ

第十四條 各組合ハ新加入者ニ對スル加入金ハ五十圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第十五條 本會ハ組合間又ハ組合ト組合員トノ間ニ起リタル營業上ニ關スル紛議ヲ調停スルコトアルヘシ

第四章 會 議

第十六條 會議ヲ分チテ左ノ四種トス

一、定時總會

二、臨時總會

三、常任幹事會

四、幹事會

第十七條 定時總會ハ毎年十月東京ニ於テ之ヲ開キ左ノ事項ヲ附議ス

- 一、前年度庶務、收支決算及財産目錄ノ報告
- 二、收支ノ豫算案

第二十六條 本會ニ左記役員ヲ置ク其ノ任期ハ三ヶ年トス

會長 一人

副會長 一人

幹事 十八人

第二十七條 幹事中八人ヲ東京ヨリ選出シ之ヲ常任幹事トス

第二十八條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第二十九條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次期ノ總會ニ於テ其ノ補缺選舉ヲ行フ但シ其ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第三十條 會議ハ總テ會長ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長事故アルトキハ幹事之ニ代リ

第三十一條 會長ハ會務ヲ總理シ役員選舉ノ場合ハ選舉長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

常任幹事會ハ諸般ノ事項ヲ審議シ會務ヲ處理ス

第三十二條 會長ハ常任幹事會ノ決議ヲ經テ會務執行ニ必要ナル附屬規程ヲ設クルコトヲ得

三、前各條ノ外豫メ會長ヨリ發案シタル事項

第十八條 總會ハ各組合ノ代表議員ヲ以テ組織シ議決權ハ一人一箇トス

第十九條 出席議員ニシテ各組合ノ正副組長ニアラサル者ハ組長ノ證明ヲ要ス但役員ニ限ル

第二十條 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第二十一條 總會開會ノ通知ハ十四日前ニ會長ヨリ之ヲ發ス

但緊急ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス

第二十二條 常任幹事會ハ毎月一回以上之ヲ開キ幹事會ハ必要ニ依リ之ヲ開ク

第二十三條 各組合ノ建議案ハ幹事會ニ於テ審議シ總會ニ提出ノ可否ヲ決ス

第二十四條 會議ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十五條 總會ニ於テ當該問題ニ利害關係ヲ有スル出席議員ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第五章 役員

第十三期



第三十三條 本會ハ常任幹事會ノ協議ヲ經テ事務員若干人ヲ置ク

第三十四條 役員ハ總テ無報酬トス但實費ヲ支辨ス

第六章 會計

第三十五條 本會ノ會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日迄トス

會計主任ハ常任幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 本會ノ經費ハ代表議員一人ヲ一箇トシ均一ニ負擔スルモノトス

第三十七條 豫算外ノ支出ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ常任幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第四十一條 本規約ハ昭和六年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

特別決議

一 組長死亡ノ場合ハ弔慰金拾圓ヲ贈ルコト

一 組合事務所焼失ノ場合ハ見舞金拾圓ヲ贈ルコト

議長(林平次郎君) 規約修正案ハ字句其ノ他僅少ナル修正ナリ前年京都組合ヨリ提出セラレタル名譽顧問ヲ設クル件モ種々研究シタルガ今回ハ加ヘズ京都組合ハ別ニ修正案ヲ作製セラ

第七章 制裁

第三十八條 各組合ニシテ本規約ニ違背シ又ハ總會ノ決議ニ服從セサル場合ハ總會ノ決議ヲ以テ左ノ處分ヲ爲ス

一、戒告

二、千圓以下ノ違約料

第三十九條 各組合ニシテ前條ノ制裁ニ應セサルモノハ除名ス

第四十條 本規約ハ總會ノ決議ニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

附則

レタル趣ナルガ本會ヘハ未ダ届カズ。

京都組合の田村敬男君 第十五條ハ目的事項ノ内ニ入ル、ガ至當ナラン然シテ「調停スルコト

アルヘシ」ハ「調停スヘシ」ト改メラレタシ。

目黒甚七君(副會長) 聯合會ガ有ユル紛議ヲ調停スル事ニナレバ現在ノ機關ニテハ不充分ナリ、

些細ナル事件迄モ聯合會ニ申請シ得ラル、コトハ反對ナリ。

大阪組合の石田松太郎君 地方ニ於テ重要ナル事件ト考ヘ申請スルモ中央ニ於テハ格別重大

ナラザルモノモ有ルベシ、輕微ナルモノ迄モ一々聯合會ニ提出シ得ルハ不賛成ナリ。

滿洲組合の山縣富次郎君 第二十一條ノ總會ノ通知ヲ十四日前トシタルガ今少シ以前ニ通知

セラレタシ。

兵庫縣組合の柏佐一郎君 飛行郵便ソノ他便法モ有ルコトナレバ原案ニテ宜シカラシ。

右規約修正案は原案通り可決した。

議長(林平次郎君) 食事ノ爲メ三十分間休憩スベシ。

午後零時五十分再開

(五) 書籍商名簿發行の件

議長(林平次郎君) 全國組合員名簿ハ昨年五月ニ發行シ六百三十餘頁ナリシモ本年ハ昨年ニ比



シテ組合員モ五百餘人増加シタレバ約七百頁トナルベシ、用紙印刷代モ下リ、注文數モ増加スルモノト豫想シ一萬部ノ注文アルトスレバ一部ノ元價ハ二十錢位トナルベシ、一千圓ノ補助ヲ差引ケバ一部十錢位ノ實費トナラン。

京都組合の田村敬男君 經費節減ノ爲メ廣告ヲ掲載シテハ如何。

議長(林平次郎君) 名簿ハ同業者ノミ使用スルモノナレバ之ニ廣告ヲ掲載シテモ效果少ナカラシ。

右發行する事に決し、補助費は千圓と定めた。

(六) 建議案

○東京書籍商組合建議

一、代表議員七名ヲ十名トシ、正副會長ヲ除キタル八名ヲ常任幹事トスルコト。

○北海道書籍雜誌商組合建議

一、天長節、明治節ヲ全國書店ノ公休日トスル件。

二、成績優良ニシテ十年以上勤続シ引續キ勤務スル男女店員ヲ聯合會ニテ表彰ノ途ヲ講ズル件。

三、二十五歳未満ノ店員ハ禁酒禁煙ヲ實行スル件。

五、店員用教科書トシテ書籍雜誌ニ關スル簡易商品學書トモ云フベキモノヲ發行スル件。

○鳥取縣書籍雜誌商組合建議

一、書籍ノ荷造費ヲ減額スルヤウ聯合會ヨリ發行所及取次店ヘ移牒サレタキ件。

二、書籍ノ汚損、落丁、誤送品等ノ返送運賃ハ發行元ノ負擔トスル件。

○京都書籍雜誌商組合建議

一、規約修正ノ件。

以上の建議案中、東京組合の建議と北海道組合の第二建議は議題とし、其の他の建議は希望案として報告する事にし、鳥取縣組合の建議は出版協會、中等教科書協會、東京書籍商組合に移牒する事に幹事會に於て決した旨報告した。

議長(林平次郎君) 東京組合ノ代表議員増員ハ從來七名ノトキハ販賣側二名、出版側三名、其レニ

目黒君ト不肖ナリ、今回十名ト確定シタル上ハ出版、販賣、取次、仲次等ノ業別ヨリ適當ナル代表

議員ヲ選出シ各業態ノ意見ヲ述べ、又各地ノ組合員ノ意見ヲ聽キ双方ノ意見ニツキ徹底セシ

メタキ考ヘナリ。

大阪組合の中村清三郎君 我組合ノ出席議員ヲ二名ヨリ三名ニ増員シタシ。

議長(林平次郎君) 然ラバ北海道モ二名トセザルベカラズ。



目黒甚七君(副會長) 大阪ト北海道トハ事情ヲ異ニス。  
右東京組合の建議は全會一致採擇可決した。

議長(林平次郎君) 北海道組合建議成績優良ニシテ十年以上勤績シ引續キ勤務スル男女店員ヲ聯合會ニテ表彰ノ途ヲ講ズル件此建議ニ付幹事會ニテ協議シタルニ多數ノ縣ハ表彰規程ノ設ケモナク又上京ノ費用其他種々ノ點ニ付テ實行困難ナルモノアリ依テ各組合ヨリ成績優良ニシテ十年以上勤績表彰セラレタル店員ヲ聯合會ニ於テ月報ニ掲載スルコトト改ムル事ト爲シタルモ右ノ如ク決定シテハ如何。

茨城縣組合の川又銀藏君 過去ニ於テ表彰セラレタル店員ヲ一括シテ掲載出來ザルヤ。

議長(林平次郎君) 其レハ不可能ナル事ナリ尙勤績年數ハ十年ト確定シタルニ非ズ假ニ定メタルナリ。

目黒甚七君(副議長) 勤績年數ハ何年以上ト一定スル要アリ。

滿洲組合の山縣富次郎君 十五年以上トシタシ。

大阪組合の石田松太郎君 十年以上トシタシ。

目黒甚七君(副議長) 勤績年數ヲ制限スルコトニヨリ表彰ノ價值ヲ認メ居ルナリ、二年三年ニテハ其ノ價值ナシ、七年以上トセラレタシ。

兵庫縣組合の柏佐一郎君 七年以下ニテハ價值ナシ、依テ七年以上トスベキナリ。

議長(林平次郎君) 七年以上説ガ多數ナルニ依リ勤績七年以上ト決定ス。コレニテ決議ヲ要スルモノハ全部議了シタリ。次デ鳥取縣組合ノ建議ハ決議スベキモノニ非ズト幹事會ニ於テ決シタリ、且ツ具體的ニ何書店ト指シタルニ非ザレバ單ニ希望トシテ報告ス。北海道組合建議天長節、明治節ヲ全國書店ノ公休日トスル件ハ同組合ノ主旨モ之ガ違背者ニ對シ制裁ヲ附スルニモ非ズ、目的ハ店員慰安ニ在リ之ハ決議スベキモノニ非ズシテ單ニ報告ニ止ム、廿五歳未滿ノ店員ハ禁酒禁煙ヲ實行スル件及店員用教科書ノ件共ニ決議スベキモノニ非ザルガ故ニ希望トシテ報告スルノミ。京都組合ヨリ東京組合員文信堂ガ「私の理科學習」ヲ割引販賣シタル件、此問題ハ各地ニ大ナル關係ヲ及ボスモノニ付聯合會トシテハ之ガ書籍デアルカ否カニ付輕率ニ判定セズ、東京組合ニテハ書籍ト決定スルモ聯合會幹事會ニテ反對意見アリタリ。京都組合の田村敬男君 「私の理科學習」ハ明カニ書籍ノ形體ヲ具ヘ、東京組合ニテモ書籍ト決定シタルニ非ズヤ。之ヲ書籍ニ非ズトセバ、カード式ノモノハ如何。

大阪組合の石田松太郎君 學習帳ハ大阪ニテモ多數發行シ居ルモ教育書ノ如キ組合員外ノモノ、發行シタルモノヲ書籍トセバ組合員ハ之ト取引スルコト能ハザルベシ。

京都組合の田村敬男君 大阪組合ノ言ハ宜シカラズ、組合員外ノ者トノ取引ハ出來ザルニアラ



ズヤ。

目黒甚七君(副會長) 書籍トハ何ゾヤト云フコトハ學問的見解ニ依ルノト營業團體ノ見解ニ依ルノトデハ異ルモノアラン、學習帳ノ如キモノヲ書籍ト看做スヤ否ヤハ各自ノ意見ニ依テ定マル是ヲ書籍ヨリ除外スベキヤ否ヤハ各自ガ除外セザル方ガ組合員ノ利益ト思ハル、ナレバ書籍ト看做サルガ宜シカラシ、又除外スル方ガ組合員ノ利益ト思ハル、ナレバ書籍ニ非ズトセラル、ガ宜シカルベシ、無記名ニテ採決シテハ如何。

山口縣組合の白銀禮治君 標準ヲ何處ニ置クカト云フコトガ困難デアリ、又決定スルコトガ果シテ利益ナリヤ否ヤ疑ハシ。

兵庫縣組合の柏佐一郎君 採決スルモ可ナリ、然シ此學習帳ノミニ付テ採決シタシ、書物トハ奥附ニ定價アリ書店ノ發行スルモノニシテ空白ガ全體ノ半分以下ナルモノヲ云フト思フ。

熊本縣組合の長崎茂平君 我組合ハ之ヲ書物ト決定サレテハ甚ダ困ル。

廣島縣組合の丸岡才吉君 明カニ決定スルハ反ツテ不利益ナレバ各縣ノ自由ニシタシ

北海道組合の中村信以君 書物トモ筆記帳トモ何レニモ決定セズ其ノ儘ニナシ置キタシ。

休憩——再開

京都組合の田村敬男君 動議ヲ提出スル、議長指名ニテ出版業ヨリ二名、販賣業ヨリ三名ノ委員ヲ選ビ研究委員會ヲ設置スルコト、委員ハ東京側ヨリ全部選出スルモ或ハ近縣ヨリ委員ヲ加フルモ可ナリ。併シテ委員會ニテ研究ノ結果ヲ次期總會ニ報告シ是ニ基キテ各組合ノ態度ヲ決スルコトニシタシ。

山口縣組合の白銀禮治君 機關ヲ設ケテ研究シタル結果、書籍ニアラズト決定シタルトキハ既ニ書籍ナリト決定シタル方面ハ如何ニスルヤ、多數意見ヲ少數ニ強ユルハ宜シカラズ。

目黒甚七(副會長) 研究委員會ヲ設置シ調査研究シタリトテ容易ニ決定スルモノニ非ズ、寧ロ常任幹事會ニ一任セラレテハ如何。

京都組合の田村敬男君 目黒氏の説ニ賛成。

議長(林平次郎君) 假ニ常任幹事會ニ一任セラレタル場合ニ常任幹事會ガ書籍ナリト決定シタラバ總會ノ決議ヲ以テ斯ク決シタルモノト看做シテ宜シキヤ。

京都組合の田村敬男君 常任幹事會ニ一任シタル場合ニハ常任幹事會ハ種々正確ナル資料ヲ蒐集シテ調査シ次期總會ニ於テハ如何ナル結論ニ到達シタルヤヲ報告スベク、各縣ハ此報告ニ基キテ態度ヲ表決セントスルナリ。

目黒甚七君(副會長) 常任幹事會ニテ正確ナル材料ヲ集ムル事ハ困難ナレバ寧ロ將來ニ於ケル決定權ヲ常任幹事會ニ任スヤウニシタシ。